

A651
109



0057521-000

A651-109

帝国及列国の陸軍

陸軍省

昭和11年版

1936印刷

AJF

三三E50

帝國及列國の陸軍

陸軍省

昭和十一年版

昭和十一年二月印刷代騰寫

A 651

109



1028440

昭和十一年版 帝國及列國の陸軍

目次

| | |
|-----------------------|---|
| 緒言 國防と軍備との關係、本書刊行の趣意 | 一 |
| 第一篇 陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 | 一 |
| 第一章 概説 | 一 |
| 第二節 國家の立場並環境と陸軍軍備との關係 | 二 |
| 第二節 帝國國防上の立場と環境 | 四 |
| 第二章 建軍の様式、兵役制度 | 二 |
| 第一節 各國陸軍軍制の大觀 | 二 |
| 第二節 帝國陸軍軍制の大要 | 五 |
| 第三章 平時兵力量 | 〇 |
| 第一節 平時兵力の檢討 | 二 |
| 第二節 帝國陸軍の平時兵力 | 六 |
| 第四章 軍の裝備 | 八 |

第一節 近代陸軍裝備の趨勢……………二九

第二節 帝國陸軍の裝備……………三六

第五章 航空及防空……………三七

第一節 將來戰に於ける航空兵力の重要性……………三八

第二節 防空の重要性と其施設要領……………四三

第三節 民用航空の世界的趨勢……………四六

第四節 帝國の航空防空及民間航空……………四九

第六章 國家總動員施設……………五三

第一節 國家總動員概念……………五四

第二節 帝國の總動員準備施設……………五八

第七章 陸軍豫算……………七〇

第一節 帝國陸軍豫算……………七一

第二節 列國陸軍軍費の比較檢討……………七八

第二篇 列國陸軍概觀……………八五

第一章 滿洲國……………八五

第二章 中華民國……………八六

第一節 兵力(航空を除く)……………八七

第二節 航空……………九一

第三章 蘇聯邦……………九七

第一節 概説……………九七

第二節 建軍要領……………一〇〇

第三節 兵力、編制及裝備……………一〇四

第四節 航空……………一〇五

第五節 化學戰準備施設……………一一一

第六節 國家總動員施設……………一一三

第七節 國防飛行化學協會ナツクハクイフキム……………一二七

第八節 軍事豫算……………一二九

第四章 米國……………一三一

第一節 概説……………一三一

第二節 建軍要領……………一三三

第三節 兵力及編制……………一三五

第四節 航空……………一三七

第五節 化學戰準備施設……………一三一

第六節 國家總動員施設……………一三四

第七節 陸軍豫算……………一三五

第五章 英國……………一三六

第一節 概 說……………一三六

第二節 建軍要領……………一三七

第三節 兵力及編制(空軍を除く)……………一三九

第四節 航 空……………一四一

第五節 化學戰準備施設……………一四六

第六節 國家總動員施設……………一四七

第七節 陸軍及空軍豫算……………一四八

第六章 佛 國……………一四九

第一節 概 說……………一五〇

第二節 建軍要領……………一五一

第三節 兵力及編制(空軍を除く)……………一五二

第四節 航 空……………一五四

第五節 化學戰準備施設……………一五七

第六節 國家總動員施設……………一五八

第七節 陸軍及航空豫算……………一五九

第七章 獨 國……………一六一

第一節 概 說……………一六一

第二節 建軍要領……………一六三

第三節 兵力及編制(空軍を除く)……………一六七

第四節 航 空……………一六八

第五節 化學戰準備施設……………一七一

第六節 國家總動員施設……………一七二

第七節 陸軍經費……………一七三

第八章 伊 國……………一七三

第一節 概 說……………一七三

第二節 建軍要領……………一七四

第三節 兵力及編制(空軍を除く)……………一七六

第四節 航 空……………一七七

| | | |
|------------|----------------|-----|
| 第五節 | 化學戰準備施設 | 一七九 |
| 第六節 | 國家總動員施設 | 一八〇 |
| 第七節 | 陸軍及空軍豫算 | 一八三 |
| 第九章 | 波蘭 | 一八四 |
| 第一節 | 概説 | 一八四 |
| 第二節 | 兵役制度 | 一八四 |
| 第三節 | 兵力及編制 | 一八五 |
| 第四節 | 化學戰準備施設 | 一八六 |
| 第五節 | 陸軍豫算 | 一八六 |
| 第十章 | 其他の歐洲諸國 | 一八七 |

附表其一 列國陸軍軍備一覽表
 附表其二 列國新兵器整備一覽表
 附圖 支那に於ける諸勢力概見圖

昭和十一年版 帝國及列國の陸軍

緒言

我が國防の本義、世界の現状と國防力綜合強化の要、我が國軍備の國防に對する地位、今後の難局の打開

我が國防の本義

近時國際情勢の異常なる紛淆に伴ひ國防思想の翕然として昂揚せられ來りたるは眞に欣快の至りであるが、而も尙我が國防の任務を以て單なる國土の防衛乃至は國家現勢の維持位に解し去る向の未だ必ずしも尠しとせざるは甚だ遺憾である。抑々我が國が天壤無窮なる 寶祚の隆昌と共に永遠無窮に發展し行くべき國であり、國民が昭々乎たる 御稜威の下に 皇運を扶翼し奉

りつゝ、代々相傳へて伸展し行く國であることは今更申す迄も無い所であるが故に、我が國の此發展を阻害せんとするあらゆる制肘壓迫を排擠して以て皇國日本の無窮に彌榮なる發展を遂げしむるは、實に我が國防の重大なる任務であると謂ふべきである。世上往々國防なる字義の消極的語韻に惑はされて我が國本來の發展性を没却し、國土の防衛乃至は國家現勢の保全のみを以て我が國防の能事終れりと爲すが如きは甚だ盡さざる見解である。

然り而して、我が日本の發展はもと我が肇國の精神の具現に外ならず、從て敘上の任務を有する我が國防の精神が亦肇國の大精神に依て一貫さるゝものなるは言ふ迄も無い所である。八紘一宇、億兆をして皆其處を得しめんとすの聖旨に拜察し奉る此大精神は、聽て世界全人類の福祉を齎す所以のものであつて、かの自己の生存の爲に他を排撃して顧みざるが如き歐米諸國の利

己的、覇道的國防とは其の精神の根本に於て自ら異なる所在るを知らねばならぬ。

要するに、我が國防の本義は、單に我が國土を防衛し我が國の現勢を維持するのみならず、天壤無窮の皇運を扶翼し奉りて我が日本の無窮なる發展を遂げしめ、依て以て自ら世界全人類の福祉を齎さんとするに在りと謂ふべきである。

世界の現状と國防力綜合強化の要

翻つて現下世界の情勢を觀するに、各國の利害錯綜し國家對立の尖銳化せること眞に甚しきものあり、假令正義の主張と雖、背後に之を支持するの實力無くしては容易に貫徹すること困難なるの狀態を現出して居る。從て、國防力に自信無き國は其主張を貫徹するに由なく常に不利なる地位に壓縮せら

れて國運の隆昌は遂に期すべくも無いこととなるであらう。我が國が宏遠なる肇國の精神を具現する爲に平素より十分なる國防力を具備するの要は申すまでもない所であるが、かゝる國際對立時代に處しては特に實力強化の要を感ずる次第である。

而して、現代に於て國防力を形成するものは營に軍備のみではない。軍備・經濟・思想其他、物的に心的に發揮せらるゝ總べての力が參與することに依て國防力は形成せられるのである。即ち**國防力は國家の實力**そのものとも言ふべきであつて、國防力即ち國力とも謂はるべきであらう。軍が内治・思想等に就き深き關心を有するの所以も亦實に此處に存するのであつて、國家の總べての力を培養發揮し之が一體的發揚に依て自信ある國防力を構成するとは刻下の情勢に於て眞に緊要のことである。

四

我が國軍備の國防に對する地位

抑々軍備は全國防力の中に於て武力としての一要素たるものであるが故に、國際關係に萬一の事態を生ずる場合、其發動に依て國防を全うせしむるの役割を有することは贅言を要せざる所であらう。併し乍ら、此の如きは軍備の國防に對する役割の寧ろ一部分に過ぎぬのであつて、更に大なる役割が平時其發動せざる形に於て爲されあることを銘記せねばならぬ。即ち國家間に於て相互主張の相觸るゝものを生じ其解決が先づ外交交渉に求めらるゝとき、軍備に自信無き國は交渉決裂の場合を憂慮するが故に正義の主張と雖之を最後迄強硬に貫き得ぬ事情に逢著するに反し、自信ある軍備を有する國は其軍備を有するの事實のみに依て既に所謂沈黙の威力を發揮し、外交交渉に於て堂々たる主張を爲し得るは勿論、外交折衝にも及ばずして其國の主張を

貫くことさへも出来るであらう。従て軍備は萬一の場合に於て其力を發動するのみならず、平時に於ても亦其發動せざる形に於て隠然能く大なる影響力を作用し得るものであつて、實に軍備は平戰何れの場合に於ても國防を支持する重大なる力であると謂ふべきである。

尙此處に一言したきは眞の平和希求と軍備との關係である。所謂平和論者は軍備を以て平和を阻止するものとするも、是、理の本末を顛倒せるものであつて、軍備在るが故に平和の至らざるにあらず、眞の平和至らざるが故に自ら軍備の必要を生じて居るのである。否、現在の世界は軍備の存在を以て辛うじて目前の平和を維持して居ると云ふやうな實情に在るのではないか。然るに現在の世界情勢に於て此現實の状態を輕視し、所謂理想平和を空想的に希求するの餘り、之に達する過程を考慮せずして觀念的に一舉其境地に飛躍

せんとし、本末を無視して平和の爲に軍備を撤廢せよなどと論ずるが如きは眞に危険なる議論と謂はざるを得ない。勿論軍備に依つて平和を維持することとは吾人の理想と相距ること遠しと雖、人類文化の現在の境地と現實の國際情勢に處しては又實に止むを得ざる必要なのである。

然り而して此處に尙一段の考究を加ふべきは、世界平和なる語の解釋に就てである。抑々現今歐米に於ける二三の強國は世界の大部分に勢力を振ひ、之が現状維持を以て世界平和の維持なりと觀念し、他の國家又は民族が生くる爲の現状打開を以て平和の攪亂なりと宣傳して居るやうであるが、此の如き專斷なる平和の解釋は果して正當なるものであらうか。吾人は斷じて否と答へねばならぬ。二三の國々に依て其等の國々に都合よく歪められ他の諸國諸民族の上を顧慮せざる平和の解釋は今や改められねばならぬ時機に到達し

た。肇國の精神を奉じて皇道を宣布し誤れる平和思想を啓發是正して世界全人類の福祉を招來すべき我が國防の世界的意義は此時に方りてや愈々燦然として光を放つべく、我が國軍備の皇道的使命も亦實に此處に重大なる意義を有するのである。

今後の難局の打開

非常時を高唱するの所以は國民をして其幻影に怯ぢしむるものでは斷じてない、世界の情勢を正確に認識し心の用意と物の準備とを整へて以て襲ひ來る難局を未然に克服せんとするに在ること多言を要せざる所である。見よ、滿洲事變以來數年に互る難局は、昭々たる 御稜威の下非常時を意識せる國民の協力一致に依て逐次に打開されて來たてはないか。實に非常時に對する用意と覺悟とが事前に難局を克服したのである。而も世界の情勢は愈々混沌

たるものあり、殊に現状維持的諸國の平和觀にして改められざる限り正義日本に對する壓迫は依然として續けられるものと見ねばならぬ。此機に方つて更に勇躍、今後の難局を乗切つて天壤無窮の 皇運を扶翼し奉り、皇國日本の彌榮を期すると共に我が肇國の精神に基いて世界人類の平和に寄與するは、現代に生を稟けたる吾人日本臣民の責務である。

幸にして本書が國民の國防に對する理解の一助となり、又之に依て廣く軍の使命と實狀とに通曉するの資となり、相識り相携へて我が國防の完璧を期するを得ば欣快之に過ぐるものはない。

第一篇 陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観

◇本篇に於ては、帝國陸軍の概観を述ぶるに方り、其現狀を理解するに便ならしむる爲、陸軍軍備の一般趨勢と各國陸軍現狀の一部要點とを、所要に應じて併記した。各國陸軍の詳細は、第二篇列國陸軍概観に就て知られたい。

第一章 概説

要旨

各國には各國夫、の立場なり環境なりがあるので、國防の施設なり軍備なりも亦國夫、に適應したものでなければならぬ。即ち、我が國は我が國の事情と我が國を繞る四圍の情勢とに基いた獨自の國防施設と軍備とを樹つべきである。然り而して弱肉強食の現代國際情勢に處して、能く我が正義の主張を貫徹し我が國策を達成して以て世界に眞正の平和を招來せんが爲には、此際特に自信ある軍備を必要とする

こと今更申す迄もあるまい。

本章に於ては、各國殊に我が國と密接なる關係に在る諸國の國防施設就中陸軍軍備に就て、夫、の立場や環境を究明し、繙つて我が國に於ては如何にあるべきかを考究して見たいと思ふ。

第一節 國家の立場並環境と陸軍軍備との關係

陸軍軍備を分析検討するに方りて擧げ來るべき要項の主なるものは、建軍の様式・保有兵力量・軍の編制裝備及此等を建設維持する軍豫算であらう。而して、此等の要項は主として各國夫、の國防上の要求に依つて決定せらるべきものであつて、又此國防上の要求は、國是及國家の現状(地理的位置・財政並資源の状態)等の自主的立場に基く條件と、關係列國の情勢なる相對的環境に基く條件とより自ら生じ來るのである。従て、此等の立場と環境とを異にする各國が夫、異つた独自の軍備を必要とすることは寧ろ自然であり當然である。

例へば、世界の共產化を理想とする蘇聯邦が全世界の資本主義國家を對手として所謂階級闘争を支援するの力たらしむべき其赤軍増強の爲に國民生活を犠牲にして迄軍備の大擴張を實施しあるが如き、歐洲の雄邦間に介在する波蘭が自己生存の爲に不相應に強大なる軍備を整へあるが如き、何れも夫、の立場或は環境が之を必要とするのであつて、若し此等の國が、米國の如き比隣に陸続きの強國無く且必要に應じては短期間に多量の軍用資材を整備し得べき資源と工業力とを持つ國に模倣して平時極少の陸軍を保有するに止めたならば、恐らく其理想なり自己生存なりの目的は維持せられないであらう。佛國が接壤國たる獨逸に對する爲最も迅速なる作戦の遂行を必要とし、平時より精銳にして強大なる常備軍を保持し且至短期間に動員を完結し得る爲の施設を完備しあるが如き、英國が從來其地理的關係と優勢なる海軍とに信頼し甚だ小規模の陸軍を以て満足しありしに拘らず、近時國際情勢の變化と世界大戰の苦き經驗に刺激せられて空軍の大擴張と歐洲大陸に於ける活潑なる運動戦を目標としての陸軍の機械化整備とに努力しあるが如き比々皆然りである。

而して、獨國が悲壯なる覺悟を以て再軍備の決意を爲したる所以、就中其再軍備宣言を爲さんとするに先だち密かに所要の軍備を豫め整備して宣言遂行の爲の無言の支持力と爲したる所以のものを探察するとき、現代世界に於ける國策の遂行と軍備との關係に就て無言の教訓を受くるであ

らう。

四

第二節 帝國國防上の立場と環境

一、自主的の立場

國是 我が國の國是は、天壤無窮の 皇運を扶翼し奉りて肇國の精神を具現するに在り、而して此國是の大精神の中に流るゝ世界觀は、八紘一字、億兆をして其處を得しむるの 聖旨に拜し得る如く、世界を一丸として坤輿の上萬人皆其處を得しめんとの大理想である。思ふに此宏大にして公正なる世界觀の弘めゆかるゝ處、始めて世界人類恒久の福祉は齎され得るであらう。

かの、一部勞農階級のみを繁榮を策し階級闘争を信条とする蘇聯邦世界共產化の理想や、一部既成勢力國家のみの利害に終始する二三強國の世界制覇の理想は、主義に於て相容るゝを得ざるものであつて世界全人類の福祉の爲に何時かは是正せられねばならぬものと信ずる。

我が國が新興滿洲國との提携より更に日滿支三國の提携を促進して、共存共榮先づ東洋の平和を確保し、纏て世界全人類の福祉に迄寄與する處あらしめんとするの國策も實に此國是の大精神より發する所のものであるが、彼等の主義理想より見れば障碍乃至は反逆とも見らるべく、我が國の伸展を阻止せんとの各種の策動は正義日本の發展に伴ひ益、露骨に爲され來るであらう。我が國は此間に處して飽く迄正々堂々正義の主張を貫徹し以て世界に正しき平和を齎さねばならぬ。我が國の自主的軍備の必要は此處に先づ生れ來るのである。而して此事情は世界の誤れる平和觀念が是正せられる迄相當長期に亙ることを覺悟せねばならぬであらう。

地理的位置 東に太平洋制覇と支那市場進出の素志に燃ゆる強大なる海軍國を控へ、西に世界赤化東方經略の闘志滿々たる膨大なる陸軍國に境す。國防上我が陸海軍備の地理的分擔は自ら明かであると共に、此兩面の備充實して始めて我が國防は完きを得るのである。陸主海従も海主陸従もない、兩者は實に不可分の關係に在り、兩面相俟つて一

體の備を爲す處我が國の發展は期し得られるのである。

而して、近時航空技術の發達は四面環海の神州をして空軍軍備に多大の關心を持たしむるに至つた。

財政並資源の状態 我が國は財政並工業力の關係上、戰時急速に大量の軍需品を整備し之に依て一擧大軍を編成するが如きこと困難なるのみならず、又資源の關係よりしても長期持久の作戰は希望せざる所であるが故に、戰爭の終結を速かならしむるに足るべき精銳なる常備軍を保有し置くを必要とする。

戰時大兵を新募教育し一擧に大軍を建設せんとする英米の方式は、英米の資源と工業力と而して前述の地理的位置とが相俟つて採用し得るものであつて、我が國の立場は之を許容し得ぬのである。

併し乍ら、近代戰は吾人の希望に反して長期持久に陥り易き傾向を多分に有して居るが故に、之に處するの準備を整ふることは國防の完璧を期する上に於て忽にするを許されぬ。我が國は資源内に乏しく、之が補充は外、東亞大陸に仰がねば國家自活の絶對保

障を爲すこと困難であるに鑑み、我が國が大陸の一角に資源圏を確保しあることは國防上甚だ必要なることである。吾人は日滿提携が我が國防上に齎す重大なる意義の一つを此處にも認むる次第である。

二、相對的環境即ち我が國四圍の情勢

我が國を繞る四圍の情勢を靜觀するに、主要なる諸國の現時に於ける動向は概ね次の如く判斷される。

支 那 南京政府の堅持する抗日反滿の指導方針と以夷制夷的陋策とは徒に列國の利用する所となり、支那自體の無統制なる政情と共に常に東洋平和の危機を伏在せしめて居る。

唯注目すべきは、南京政府の誤れる對日態度と其多年に亙る秕政とに苦める北支民衆の間に最近獨立自治の機運擡頭し逐次實現の歩を進めつゝある事是であつて、右は管に北支自體の明朗化の爲のみならず日滿提携具現の爲にも亦喜ぶべき現象と認められる。併し乍ら共產軍の動靜其他に現はるゝ蘇聯邦の赤化工作や之を助長する南京政府の連蘇容共の政策や將又幣制改革等を通じ

て現はるゝ英國の對支政策は延いては東亞の平和を阻害するものであつて、我が國としては東亞の平和促進の見地より常に斷乎たる決意と所要の準備とを必要とすること敢て言を俟たざる所である。

蘇聯邦 依然傳統の東方經略企圖を繼續し、思想謀略と國境附近武力の集中とを以て相當露骨なる挑戰的態度を示しあり、近く第二次五年計畫の完了と共に我が國防は益々脅威を受くることを否み得ない。特に昨年夏の第七回コミンテルン大會に於て示されたるソビエツト世界政策の露骨化就中明瞭に我が國を目標と爲せるが如きは、蘇聯邦今後の動向に就き重大なる示唆を含むものであつて、吾人の關心の益々深まるを覺ゆる。

尙前記蘇聯邦の挑戰的態度に就ては、國防上特別機微の關係を有する接壤國として大に注意を要する處であるが、今、蘇軍近來の大擴張と其在極東軍隊增強の景況とを參考の爲に表示すれば左の如くである。

イ 近年蘇軍主要部隊擴張一覽表

| 部隊區分 | 年別 | | | |
|---------|------------|------------|---------|----------|
| | (一九二七年計畫前) | (一九三二年計畫末) | 一九三四年 | (一九三五年在) |
| 步兵師團 | 約 七〇 | 約 七五 | 約 八五 | 約 八五 |
| 騎兵師團 | 約 一〇 | 約 一三 | 約 一五 | 約 二〇 |
| 飛行機數 | 約 一、二〇〇 | 約 二、二〇〇 | 約 三、〇〇〇 | 約 四、〇〇〇 |
| 戰車數 | 約 一八〇 | 約 一、五〇〇 | 約 三、〇〇〇 | 約 四、〇〇〇 |
| 獨立機械化部隊 | — | 約 四 | 約 一〇 | 十數箇 |

ロ 在極東軍隊增強概見表

| 時期 | 區分 | | | |
|-----|------|------|---------|-------|
| | 總兵員 | 步兵師團 | 騎兵師(旅)團 | 飛行機戰車 |
| 增強前 | 五—六萬 | 四箇 | 二箇旅 | 約 一五〇 |
| 現在 | 二十數萬 | 十數箇 | 二—三箇師 | 約 七五〇 |

備考 現在の飛行機中には航續距離二千五百軒に達する超重量機約百機が含まれて居る(浦鹽、東京間の直距離は約千二百軒である)。

米國 太平洋制覇と支那市場進出の素志を捨つることなく、從て我が勢力の正當な

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概觀概説

る伸展を喜ばざるもの、如くである。其國內情勢に基く對外市場獲得の切實なる要求は將來内政状態の恢復と共に愈、拍車を加へらるべく、海軍縮小問題の前途も必ずしも樂觀を許されぬ。殊に米國航空勢力の西漸はその軍事的なると商業的なるを問はず我が國の關心を益、大ならしむるものである。

尙、比島は昨昭和十年十一月聯邦政府を組織せるも、依然米國の主權下に在り、將來に於ても完全に獨立するものなりや否や今後の成行は關心に値するものがある。

英國 其傳統の外交政策に依り陰然自己利權の維持増殖に腐心しつゝ、あるのみならず、從來事毎に我が大陸政策特に對支問題に容喙し我が國傳統の國策たる東洋平和の確立を阻害せんとするの傾向顯著なるものあり、一方近時日印・日蘭兩會商又は日埃通商問題より支那政策に互り我が經濟發展を阻止するの氣運が逐次具現されつゝ、あることも亦事實である。從て英國の行動は我が國策遂行上政治的にも經濟的にも常に注視を怠り得ぬものがある。

歐洲一般の情勢 かの不自然なる平和機關國際聯盟は既に其權威を失墜し、各國が相互に締結せる平和協定亦各、意を安んせしむるに足らず、皮肉にも平和協定の數愈、多くして平和の危機は益、繁からんとするの情勢を呈して居る。思ふに各國利害の錯綜する處、夫、の利己的政策は權謀術數の限りを盡して、時に接近し時に反目し、嫉視疑惑、正義なく協調なく、唯、交錯する力の均衡に依て纔かに欺瞞の平和を維持して居るのである。

小結—東洋平和の礎石たる我が國防と世界の平和 以上を綜合して東亞の情勢と其中に儼存する皇國日本の姿とを靜かに考察せば、東洋の平和は今や我が國防力の無言の威力に依て維持せられあるを知るであらう。而して此東洋平和の礎石たる我が國防力は臆て世界に於ける誤れる平和思想を打破して人類の眞の福祉を齎すべく其正しき支持勢力となるであらう。勿論、此宏遠なる理想の實現に方りても不幸なる事端の發生は努めて抑制すべく、外交の妙用固より其努力を盡すべきではあるが、時に臨みて暴を制するの用意と對策とを忽にせざるべきことは不可缺の事に屬するのであつて、此處に我が軍備

の崇高なる使命が存するのである。

一一

第二章 建軍の様式、兵役制度

要旨

建軍の様式に就て主要なる問題は、統帥権の所在と兵役制度の如何に在る。而して軍の存在する所以と其特質とを考へたならば、統帥の不羈獨立と徴兵制度の施行とが、當然の必要であることは明瞭である。

我が國は萬邦無比の國體に基いて、夙に其兩者を確立し、他に比類無き軍制の大本を樹立して居る。兵力量・裝備等形而下の軍備に於て列國に劣る我が陸軍は、將來益、此制度の眞價を擴充して、團結其他形而上の力を十分に發揮し、以て皇軍の精華を發揚せねばならぬ。

第一節 各國陸軍軍制の大觀

一、統帥権の歸屬

法文上の歸屬は別として、英・米・佛等の諸國に於ける事實上の統帥作用は我が國の獨立不羈なるに比して遙かに煩はされ勝ちである。

蓋し、此等の諸國に於ては、建軍の要求より生ずる其必要を感じながらも歴史と國情に基く諸種の事情からして容易に統帥の獨立を確立し得ないのであらう。

英佛に於ける憲法制定の経緯を究むるならば、統帥権獨立の絕對性が肯定せられざるを寧ろ當然とすべき歴史的事情を發見するであらう。

然り而して、英佛始め此等諸國の爲政者等が、世界大戦間戦局の危機に直面して如何に統帥権獨立の必要を感じ如何に制度の改善に焦つたかは當時の史實に明かであつて、幸にして優れたる歴史を有する我が國に於て彼等の制度に追隨せんとするが如きは血迷へるものと言ふの外はない。

唯此處に注目し値するは、近時國粹運動を以て勃興せる伊・獨及革命に依て建設せられたる蘇聯邦の政治組織である。此等の國に於ては統帥権の問題等を喧しく論せざるも、其寡頭獨裁の政治組織自體が既に戦時の統帥部にも似たる實行力を示しあり、其威

力ある政府首脳部に直率さるゝ軍隊は事実上不羈獨立の統帥に依ると相似たる結果を生ずるであらう。

二、兵役

列國陸軍中蘇・佛・伊・獨等は徴兵制度を採用し、英・米等は志願兵制度を採用して居る。

英米の志願兵制度の固持は兩國の自由主義を標榜する國情に基くものであるが、而も世界大戰に際しては遂に徴兵制度を施行せざるを得なかつたのである。又獨は從來平和條約の拘束に依り不本意ながら志願兵制度を採用して居たが昭和十年五月より遂に徴兵制度を採用するに至つた。

在營年限 我が國に於ても其短縮に就て往年屢々問題となつた處であるが、列國の現行制度は左表の如くである。

| 志願兵制採用の諸國 | |
|-----------|---------|
| 英 | 國 最 小 限 |
| 米 | 國 三 年 |

| 徴兵制採用の諸國 | | | |
|----------|-------|-----------------------------------|------------|
| 蘇 聯 邦 | 伊 國 | 佛 國 | 獨 國 |
| 二 年—四 年 | 一 年 半 | 一 年 <small>但し當分(一九三九年迄)二年</small> | 一 年 但し當分の間 |

右の内伊の一年半は、戰後過度の短縮に依て苦杯を甜めたる後逐次延長復活せしめつゝあるの數字であり、又佛の一年は戰後の壯丁人員の減少に伴ふ勞働力の不足を補ふ爲止むを得ざる施行であつて、軍隊教育の經費に多大なる膨張を來すを覺悟の上で實施して居る特種のものであるが、大戰當時の出生率低減の結果、一九三六年より一九四〇年迄の佛國壯丁減少の對策として、一九三五年十月入營兵より一九三九年兵迄を二箇年暫定的に在營せしめることとなつた。此等は以て我が國在營年限問題の箴と爲すに足るであらう。

第二節 帝國陸軍軍制の概要

一、建軍の大本

我が國軍は、萬世一系の 天皇親しく統率し給ふ處であつて、皇基を恢弘し國威を宣

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 建軍の様式、兵役制度

揚する爲、舉國皆兵の主義に據りて成立せることは、國體に徴し、且又憲法の條章に照し、炳乎として明である。

帝國憲法第十一條には「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と明示して、以て國軍の統帥は一に至尊の大權に屬することを示し、同第十二條には「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」と規定して編制及常備兵額の決定權を明にしてゐる。又同第二十條には「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と定め以て國民皆兵の制を確立せられてゐる。此等は皆法制上我が建軍の大義を闡明したものであつて、統帥・編制兩大權の確立並徵兵制の制定は實に帝國軍制の大本をなすものである。

二、兵役制度

沿革 國民皆兵の制は上古大化の改新に至りて確立し、次で 文武天皇の大寶令に依りて軍制大に整ひ、諸國に軍團を設け管下壯丁の三分の一を徵集して訓練し、其兵力は十餘萬人に及んで居た。然るに爾後泰平久しきに亙り士氣漸く衰ふるに及んで兵農自ら

二つに分れ遂に武門武士の習を成すに至つた。

明治五年に至り徵兵令を發布せられ茲に國民皆兵の制度を古に復されたのは、實に明治天皇の御英斷であつて、兵制上特筆すべきことである。

我が國兵役制度の根本 は我が國體と歴史とに淵源する建軍の本義及國民の崇高なる道義心に基き、闔國一致舉民皆兵、兵役を以て國民の最も重要な義務と考ふると同時に、忠良なる臣民の享有する無上の榮譽と爲す點にある。是を以て前掲憲法第二十條に基く所の兵役法に於ては、戶籍法の適用を受くる年齢十七年より四十年迄の男子は兵役に堪へざる者及六年の懲役(禁錮)以上の刑に處せられたる者を除くの外は凡て兵役に服することを定めてあり、其中現役に徵集せらるゝ者は貴賤貧富の別なく皆家門の譽として勇躍入營するのである。

現行兵役制度の大意 兵役は之を常備兵役(現役及豫備役)・後備兵役・補充兵役(第一及第二)國民兵役(第一及第二)に分つてゐる。

現役兵は軍隊に入りて教育を受け以て戦時部隊の骨幹と爲り、豫後備兵は現役終了後郷に在つて戦時の要員たるものである。尤も、安寧秩序を維持し若は最も迅速を要する出兵等の爲めには現役兵のみを以て出動することがある。第一補充兵は現役兵に缺員を生じたる場合之を補充し、又必要に際し召集して所要の教育訓練を施し、以て戦時の要員に充て、第二補充兵及國民兵は戦時若くは事變に際し必要に應じ之を召集して戦時の要員に充つるものである。

現役・豫備役並に後備兵役の服役期間及現役兵在營期間

現 役 二年にして其在營期間は左の如くである。

一 般 兵 約二年

歩兵(戦車兵を除く)にして青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程に付陸軍大臣の定めたる程度の課程を修得したる者は一年六箇月

輜重兵特務兵 概ね二箇月

看護兵及磨工兵 一年六箇月

補助看護兵 三箇月

豫 備 役 五年四箇月

後 備 兵 役 十年

在營年限 既往數次の變遷に依り、逐次短縮して今日の状態となつた。即ち日露戦役以前の三年在營制は、明治四十年歩兵の二年在營制を採用せるを始めとして爾後逐次に他兵種に及ぼし、大正十年騎兵を最後として各兵悉く二年在營制となり、更に昭和二年兵役法の改正に依り特に歩兵にして青年訓練を修了し檢定に合格せる者は一年六箇月に歸休せしめらるゝことゝなつた。

而して、此の如き在營年限逐次の短縮は、國民負擔の輕減を計り産業の振興を期待す

ると共に、一般國民教育の向上と青年訓練實施の結果とが軍隊教育に貢獻する所あるべきを豫期してのことであつたのであるが、一面、科學の進歩に伴ふ裝備の發達は兵員の教育を益、複雑多岐と爲しつゝあるので、此上にも在營期間を短縮して速成注入的教育を施すことは軍の戦闘能力上到底忍び得ざる所である。殊に在營期間の短縮が形而上の戦力に及ぼす影響は我が軍の特質に鑑み最も考慮せねばならぬ問題である。

尙昭和八年四月の改正で幹部候補生の納金制度を廢止し、凡て一般現役兵として徵集し在營概ね三箇月の後優良の人材を選抜して幹部候補生に採用し之に適切なる教育を施すの制度に改められた。

第三章 平時兵力量

要旨

國軍の保有すべき兵力量は交戦の場合に於て必勝を期し得るものなるべきは申す

迄もない。而して、此自信ある兵力量が外交の支援ともなり戦禍の抑止ともなることは、既に緒言に於て述べた通りであるが、現在國軍の平時兵力量は十分ならざるものあり、特に航空竝防空兵力及在滿兵力量の充實は緊急の事柄である。

然らば、自信ある兵力量は何に基いて算定せられるか。而して、現在の國軍平時兵力量は之に照して何故に不十分なるか。本章に於ては帝國陸軍の現勢を明かにすると共に其等の問題に就て一應の検討を試みやうと思ふ。

但し、陸戦は、戦場の地形の多岐多様なると兵力構成の素因が複雑なる等の關係上、海軍の艦艇を基礎として算出する如く、其兵力量の算定を簡明直截に爲し難い特質を有するは止むを得ぬ處である。

第一節 平時兵力の検討

保有兵力量の算定に方りて顧慮すべき條件は多々あるのであるが、此處には甚しく専門的に互るものは之を避け、對抗兵力量及之に對して必勝を期し得る爲に必要な兵力

量の比率の二方面より、大體的の觀察に基いて検討して見やう。

一、對抗兵力量の判断

不幸交戦の惹起せられたる場合に我が陸軍の負擔すべき任務は、大陸よりする敵の脅威に對抗すると共に、一面交戦の持久に備ふるの資源圏を確保するに在ること既述の如くであるが、我が國を繞る諸國の中陸軍軍備の強大なるものは蘇聯邦であるが故に、假に其數字に比べて研討をして見るならば、

現時蘇軍の平時兵力は、正規兵及民兵を合し、總兵員無慮百六十萬餘、獨立機械化部隊の數も十指に餘り、飛行機の如きは四千に達して居る(左表參照)。而して、現在滿洲國との國境に近く集中配置せられて居る兵力が、既に歩騎兵十數箇師團、兵員二十數萬に達し、之に伴ふ飛行機の數も約七百五十を算することは事實であつて(左表參照)、此等の兵力は必要に際して直に使用せられ得べく、續いて之に數倍する兵員が後詰として送られ來るであらうことは察するに難くない。

日蘇平時兵力量の比較概見表

(詳細は附表其一、其二及第一章第二節の二參照)

| 國 | 別 | | 兵 | 數 | 師團 | 數 | 飛行機 |
|---|---|------|---|------|----------|---|-------|
| | 總 | 在 | | | | | |
| 蘇 | 總 | 數 | 約 | 百六十萬 | 步兵 | 約 | 四、〇〇〇 |
| 蘇 | 在 | 極東 | 約 | 二十數萬 | 步兵 騎兵 | 約 | 七五〇 |
| 日 | 本 | (總數) | 約 | 二十五萬 | 步兵 騎兵 | 約 | 一、〇〇〇 |

二、必勝を期し得る爲の兵力量比率の問題

極めてあつさりと言つたならば、敵より優勢なる兵力量を持つことが望ましいのであつて、財政問題の顧慮なくば面倒な比率問題など考慮する必要はないであらう。併し、我が軍當局は、帝國財政の真相を了知するが故に、可成少數の保有兵力量を以て能く其責を全うし以て國民の負擔を幾分にも輕減する爲、我が軍が保有すべき兵力量の比率を作戦訓練等の補ひに依つて何とか引下ぐべく日夜苦慮して居る次第なのであるが、世上往々此間の消息を解せず、又は皇軍數次の戦勝に驕りて、兵力量充實の必要に就て頗

る冷淡なるものあるは甚だ遺憾であつて、**妥當な比率を無視する兵力均衡の破壊は、如何なる作戰及訓練を以てしても救ひ得ぬことを悟らねばならぬ。**

抑、總兵力に於て劣勢な軍が優勢の敵を撃破した戦例も決して少くはないのであるが、此等の例に見る勝者は皆決戦場に於ける兵力に於て必ず敵軍に優るものを集め得て居るのである。

即ち作戰の妙用と訓練の精到とに依り、全般の戦場に於て兵力を節約し、決戦方面に集められるだけの兵力を集めて敵との均衡を破り、之に依つて敵を撃破して居るのであつて、此關係を深く検討することなく、兵力量の優劣は大なる問題でないと謂ふ結論に導くことの甚だ危険なるを、吾人は此處に指摘する次第である。

即ち、總兵力量と決戦方面優勢獲得との間には或る相對關係が存するのであつて、戦鬪の勝敗は交戦兩軍の質及數に甚大なる關係を有し、某程度以上の懸隔は、如何なる作戰も訓練も而して又精神力も之を打破するの至難なることは古來戦史の明證する處である。

而して、右兵力量比率を數字を擧げてはつきり表現することは、用兵機密の關係上差控へねばならぬのを遺憾とするが、近年列國軍の編制裝備の我より甚だ優れて居ること(第四章參照)を考へたならば、用兵に任ずる者の苦慮も察するに難くないであらう。

尙、航空隊の戦鬪力は、機械力を多大に加味されること及速度大にして全勢力を迅速

且容易に集中し得ること等に鑑み、地上兵力の場合の如く我に有利なる比率を見出すことが困難である。

例へば、蘇本國の航空機が、必要に方り全力を極東の空に現はすことは極めて容易に出来るのである。

従て、航空兵力に關する限りは、常に四圍の情勢を注意して、**少くとも其等と同等の兵力量を保持することが必要である。**

三、小 結

要するに、敘上の關係を考究するとき、現在我が陸軍の平時兵力は少しとは謂ひ得べきも過多なりと言ふべき何等の理由をも認め得られぬのである。

殊に、航空及防空兵力と在滿兵力の充實は刻下の急務とも謂ひ得べく、兵力量の甚しき隔絶が却つて極東の平和を破壊するやうな事態の發生せぬことを、祈りて止まぬ次第である。

第二節 帝國陸軍の平時兵力

一、沿革

明治六年始めて我が陸軍が編制された時は、全國を通じて其平時兵員は三萬六千六百人に過ぎなかつたが、日清戦争の際には七師團となり、戦後六師團を増設して十三師團となり此兵力を以て日露戦役を迎へ、該戦役後更に擴張せられて常備兵力約二十九萬人、二十一師團となつた。然るに世界大戦後、我が陸軍は歐米列強軍の情勢と國家財政の情況とに鑑み、其改編整理の必要を認め、大正十一年及大正十四年の二回に互り之を實施したが、其後滿洲事變に遭遇し急迫せる四圍の情勢に即應して時局兵備改善を實行し、今日に至つた。

二、現有兵力

現在國內に保有する常備兵力は約十七師團及若干の獨立部隊であつて、之を各兵種に類別すれば左の通りである。

| 兵種 | 區分 | 聯隊數 |
|------|----|-----|
| 歩兵 | 兵 | 七聯隊 |
| 戰車 | 車 | 二聯隊 |
| 騎兵 | 兵 | 二聯隊 |
| 野砲 | 砲兵 | 十聯隊 |
| 騎砲 | 砲兵 | 一聯隊 |
| 山砲 | 砲兵 | 五聯隊 |
| 野戰重砲 | 砲兵 | 八聯隊 |
| 重砲 | 砲兵 | 三聯隊 |
| 高射砲 | 砲兵 | 二聯隊 |
| 工兵 | 兵 | 十聯隊 |
| 鐵道兵 | 兵 | 七聯隊 |
| 電信 | 信 | 二聯隊 |
| 航空兵 | 飛 | 九聯隊 |

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 平時兵力量

| | | | |
|---------------------------------|---|---|---|
| 輜 重 兵 十 五 大 隊 | 氣 | 球 | 一 |
| | | | |

備考

- 一、右の内一部兵力は滿洲國に派遣しあり。
- 二、滿洲國內に常設せる獨立守備隊等の部隊は本表外とす。
- 三、内外地を併せたる總兵力は約二十五萬とす。

第四章 軍の裝備

要旨

戦闘の勝敗の重大なる因子を爲すものに、數と質とがある。而して、裝備は質の形而下的部分を形成するものであるが、近年科學の發達に伴ひ軍隊裝備の進歩は頗る顯著なるものあり、假令士氣及訓練等形而上に優る處あるも、裝備劣れる軍隊は犠牲のみ多く生じて而も所望の効果を擧ぐることに困難なるに立到つた。

而して國軍の裝備は、世界大戰以來列國に取殘されたる形であつて、爾後著々と

して改善に努め來れるも未だ尙追及し得ざるの憾あり、隣邦軍の優良裝備に照して改善を要すべきものが少くない。就中、野戰部隊の火力・航空及防空・機械化及化學戰の裝備改善は特に急施を要するものである。

第一節 近代陸軍裝備の趨勢

一、世界大戰に依る裝備の發達

近世科學の發達に伴ひ、列國軍は何れも文明の利器を活用して勝を制する工夫を凝すに至つたのであるが、就中世界大戰に於ては參加列國各、其國運を賭して戰つた關係上、必然的に裝備の長足なる進歩を齎した。即ち、戰費として投せられた莫大の國費に依て新戰用資材、特に新兵器の考案・研究・製造に全力を盡されたる結果、航空機・戰車・化學戰に伴ふ各種資材や長射程砲等の現出を見、又在來の火砲・銃器・通信器材其他、あらゆる戰用資材が劃期的進歩發達を遂げたのである。此間平時状態に在つた國軍の裝備が自

然列國に取残さるゝ結果となつたことは亦止むを得なかつた所であらう。

かくして之に依つて基礎の成れる列國陸軍は、戦後益々競うて新兵器の研究と裝備の改善とに努力し今や劣等裝備の軍隊は戦場の優勝者たるを得ざるやうになつた。

二、近代的裝備の内容と其趨勢

近代的裝備の内容を分類して見るに、大體、火力裝備、機械化裝備、航空及防空裝備、化學戰裝備の四種を以て主なるものとする。

イ 火力裝備

火力裝備は輕・重機關銃・各種歩兵砲・各種機關砲・擲彈筒・火砲特に重砲等、各種の威力大なる火器を増加して、小は分・小隊より、大は師團・軍團に至る迄、夫、火力を最大に發揮し得るやうにするのを目的とする。而して列強は世界大戰に於て多大の犠牲を拂つて之が充實に努力した結果、何れも優秀なる裝備を有してゐるが、而も、戦後引續いて之が充實・改善に努力してゐる。

今參考の爲各國野戰師團火力裝備の概況を比較すれば左表の如くである。我が軍は輕機關銃に於てのみ稍、列國に近きも、其他に於ては遠く及ばざる現況に在る。

列國陸軍野戰師團裝備比較表

| 區分 | 蘇聯邦軍師團 | | 佛軍師團 | | 米軍師團 | | 英軍師團 | |
|-------|--------|---------|--------|-----------|---------|---------|--------|---------|
| | 師團總數 | 當り歩兵一大隊 | 師團總數 | 當り歩兵一大隊 | 師團總數 | 當り歩兵一大隊 | 師團總數 | 當り歩兵一大隊 |
| 輕機關銃 | 約 三〇〇 | 約 三三 | 約 三二四 | 約 三六 (同右) | 約 一、三〇〇 | 約 一〇八 | 約 三二六 | 約 二〇〇 |
| 重機關銃 | 約 二二〇 | 約 二二 | 約 一四〇 | 約 二七〇 | 約 二七〇 | 約 二〇〇 | 約 二〇〇 | 約 二〇〇 |
| 野戰重砲 | 約 二七 | 約 二二 | 約 一六内外 | 約 一六内外 | 約 一六内外 | 約 一六内外 | 約 一六内外 | 約 一六内外 |
| 野戰砲 | 約 三〇 | 約 三〇 | 約 三六 | 約 三六 | 約 三六 | 約 三六 | 約 三六 | 約 三六 |
| 平射歩兵砲 | 約 五〇 | 約 五〇 | 約 九 | 約 九 | 約 四二 | 約 四二 | 約 四二 | 約 四二 |
| 曲射歩兵砲 | 約 五〇 | 約 五〇 | 約 一八 | 約 一八 | 約 三二 | 約 三二 | 約 三二 | 約 三二 |
| 野戰砲 | 約 三〇 | 約 三〇 | 約 三六 | 約 三六 | 約 四八 | 約 四八 | 約 四八 | 約 四八 |
| 野戰重砲 | 約 二七 | 約 二七 | 約 一六 | 約 一六 | 約 二四 | 約 二四 | 約 二四 | 約 二四 |

備 考
 一、師團内歩兵大隊数は蘇佛九、米英一二である。
 二、本表の外、各國軍共、師團の外に強大なる重砲等を有するも、其等の数の師團に對する比率は不詳である。

ロ、機械化裝備

大戰間火力裝備の發達並陣地の鞏強化に伴ひ、各國は、装甲に依る火力の損害輕減と内燃機關の利用に依る軍の機動性増大との二つの目的から、機械化裝備に著意するに至つた。即ち機械化裝備は、戰車・装甲自動車・自動車砲兵・牽引自動車等を在來の部隊に配屬することに依つて、或は耐久力性を増大し、或は機動性を増加し、更に進んでは、右兩目的を具備せる装甲移動兵器及特種自動車のみを以て所謂機械化兵團なる特種の部隊を創設し、以て近代戰闘の要求に應せんとするものである。

列國中特に本裝備に力を注いで居るのは英・米及蘇聯邦であつて、其現況は概ね左表の如くである。我が軍に於ては、鋭意整備中なるも、未だ以て有力なる機械化部隊を編成し得ざる實情に在る。

列國機械化裝備比較表 (附表其二参照)

| 國別 | 戰車 | 装甲自動車 | 機械化部隊に關する傾向 |
|-----|---------|---------|---|
| 英國 | 約 二七〇 | 約 二〇〇 | 軍全般に互り一部を機械化しあり、近く機械化する騎兵師團・戰車師團の出現を見るべし。 |
| 米國 | 約 五〇〇 | 約 二〇〇 | 騎兵一旅團を機械化しある外、野砲兵聯隊を機械化しあるは特に注意を要す。 |
| 蘇聯邦 | 約 四、〇〇〇 | 約 一、〇〇〇 | 機械化師團・獨立機械化旅團・同聯隊等十數箇あり、其他軍全般に互り機械化せられ全師團の約半數は配屬機械化部隊を有す。 |

ハ、航空及防空裝備

第五章に詳述する。列國軍の比較 附表其二参照。

ニ、化學戰裝備

化學戰裝備とは、毒瓦斯・燒夷劑・發煙劑等の化學的兵器を以て軍隊に攻防の威力を増加せんとする裝備を謂ふのであるが、此處には主として毒瓦斯に就て論ずることとする。

毒瓦斯禁止の諸條約と各國の見解 毒瓦斯の兵器的使用は西曆一八九九年の海牙條約

に依つて夙に禁止せられて居るのであるが、世界大戦間、對手國が使用せりとの口實の下に、参戦各國悉く之を使用したのみならず、航空機、戦車と共に戦場に缺くべからざる武器として認められたるは周知の事實である。

戦後、一九二一—二二年の華府會議に於て、日英米佛伊の五大國は更に右海牙條約の尊重を協定せしも、

米國は、會議の主宰者たりしにも拘らず、毒瓦斯の使用は他の戦闘手段より遙に人道的にして危険少く且經濟的なりと稱し、爾來其の施設を完備して大々的研究に従事し、英國も亦、華府會議の協定は五箇國間に限られ他の國の参戦の場合には効果なきを以て、敵の毒瓦斯攻撃に對し國家及國民を防禦するは爲政者の責任なりとなし、尙英・米就中米國に在りては、催淚瓦斯は人を殺害することなく警務用として極めて重寶のものなるが故に、之をしも戦用に供することを禁止するは却て非人道の譏を免れずと軍縮會議に於て公言し、一切の瓦斯使用の禁制に關しては留保せんとする意嚮を有し、國際軍縮會議専門委員の報告も亦化學戰禁止は實際問題として著しく困難にして寧ろ不可能なることを指摘して居る。其他佛・獨・伊は固より、波蘭・西班牙・チェッコスロバキヤ・羅馬尼等に至るまで之が研究及施設に努力しあるの現況であつて、各國の瓦斯使用に關する存念は自ら窺はれる次第である。

殊に、隣邦蘇聯邦が華府會議に於ける協定に参加しあらず、最近甚大の努力を以て化學戰準備に關する諸般の施設を整備し、小單位部隊に至るまで化學部隊を附屬するの徹底振を示しあるは、吾人の大いに注意を要する處である。

各國化學戰準備の施設 各國は、敍上の如く、毒瓦斯が戦時に於て必ずや用ひらるべきことを豫期して萬端の準備を整へて居るのであつて、其性質上表面的には多く喧傳せられぬけれども、實際の研究は眞に眞劍深刻なるものがあるのである。

其施設は、各國共、基礎の研究を政府に於て行ふの一方、他面に於て毒瓦斯の平時用途を奨勵助長し、盛に化學工業の發達を促進し、以て有事の日に有利に轉換利用することを企圖して居るのであつて、化學戰に對する國民一般の常識を普及せしむるの努力と其關心とは、未だ毒瓦斯の洗禮を受けざる我が國民の想像も及ばざる處である。

細菌戰 近來、細菌を以て敵國を攻撃するの策案が論議されるやうになつた。固より條約に於て禁止されて居る處であり、又人道上よりも默殺し難い處であるが、世界大戦

の末期に於て既に一部使用せられたるやの形跡もあり、又近來隣邦中に特に此方面の研究準備に力を用ひある國も在るやうである。吾人は之に對しても無防禦であつてはならぬ。先年川崎市に於ける赤痢の流行や、昨夏全國に爆發せる嗜眠性腦炎の脅威を戦時の場合として想起せば思半ばに過ぐるものがあるであらう。

貴重なる教訓である。十分なる研究準備を整へて萬一の日に悔を貽さぬの用意が必要であると考ふる次第である。

第二節 帝國陸軍の裝備

一、近年に於ける裝備改善の経緯

世界大戰の渦中に投ずるを免かれた我が陸軍が、戦後、裝備に於て列國に後れたるは蓋し自然のことであらう。爾後、國防用兵上の要求と國家財政上の考慮との間に在りて、苦慮克く屢次の軍備整理を行ひつゝ、銳意裝備の改善に努力したのであるが、其進度たる

や眞に遅々たるものがあり寒心に堪へぬ次第であつた。偶、我が國を繞る國際情勢の切迫は軍の裝備の現狀に満足するを到底許さざるに至り、昭和八年以來國民全般の協力に依て時局兵備改善案に基く作戰資材の整備を開始したのである。

二、現狀

世界大戰以來生じたる懸隔と、隣邦軍裝備の異常なる進歩とに因り、敍上の我が努力にも拘らず我が現狀の甚しく見劣りすること前節に於て比較論述せる通りである。此等の裝備は、少くも隣邦に拮抗し得るの域に迄速に達せしむるの要ありと思惟する次第である。

第五章 航空及防空

要旨

近代戦に於ける航空威力の増大と、從て、之に對する防空施設の必要とは、絶大なるものとなつた。將來之が充實の如何は直に以て戦争の運命を左右すべきのみな

らず、之が暗黙の脅威は平時に於ける外交折衝にさへ微妙なる影響を與へんとして居る。特に昨春獨逸の投じた空軍再建の爆彈的宣言は歐洲の天地を震駭し英佛を驅つて急速な空軍擴張を強行せしむるの一方、米は又彼独自の立場より陸軍航空の増強を企圖するに至つて、今や世界を舉げて絢爛たる空軍々備競争時代に投じたるの觀がある。

此時に方り翻つて我が國の現勢を見るに、昨昭和十年度に於て航空及防空一部の増強を策せられたとは謂ひ乍ら、尙甚だ貧弱にして到底列強に比肩し難いことは遺憾至極であつて、之が充實の要は現下に於て最も急を要する問題である。

第一節 將來戰に於ける航空兵力の重要性

世界大戰を契機として航空機の發達は異常なるものあり、列國が戰後競うて其發達を圖り其數及威力を増加して空中勢力の充實に努めて居ることは既に周知の事實である

が、近時其技術と用法の進歩が航空隊をして其独自の威力を以て敵國深く重大な役割を演せしめるやうになつたことは、國防上に於ける航空機整備の地位を更に數段向上し空軍の獨立制度を採る國さへ生ずるに至つた次第である。

而して、地上兵力に比較して、出動の遙かに迅速なり得ること、兵力集中移動の極めて容易且敏速なること等は、將來の戰爭に於て緒戦が空より開かるべきことを豫期せしむるものあり、戰爭初動の先制的勝利が作戦上將又我が國民性上絶對に要望されることを思ふとき、制空權の獲得如何が戰爭の勝敗に重大なる影響を與ふることを理解されるであらう。

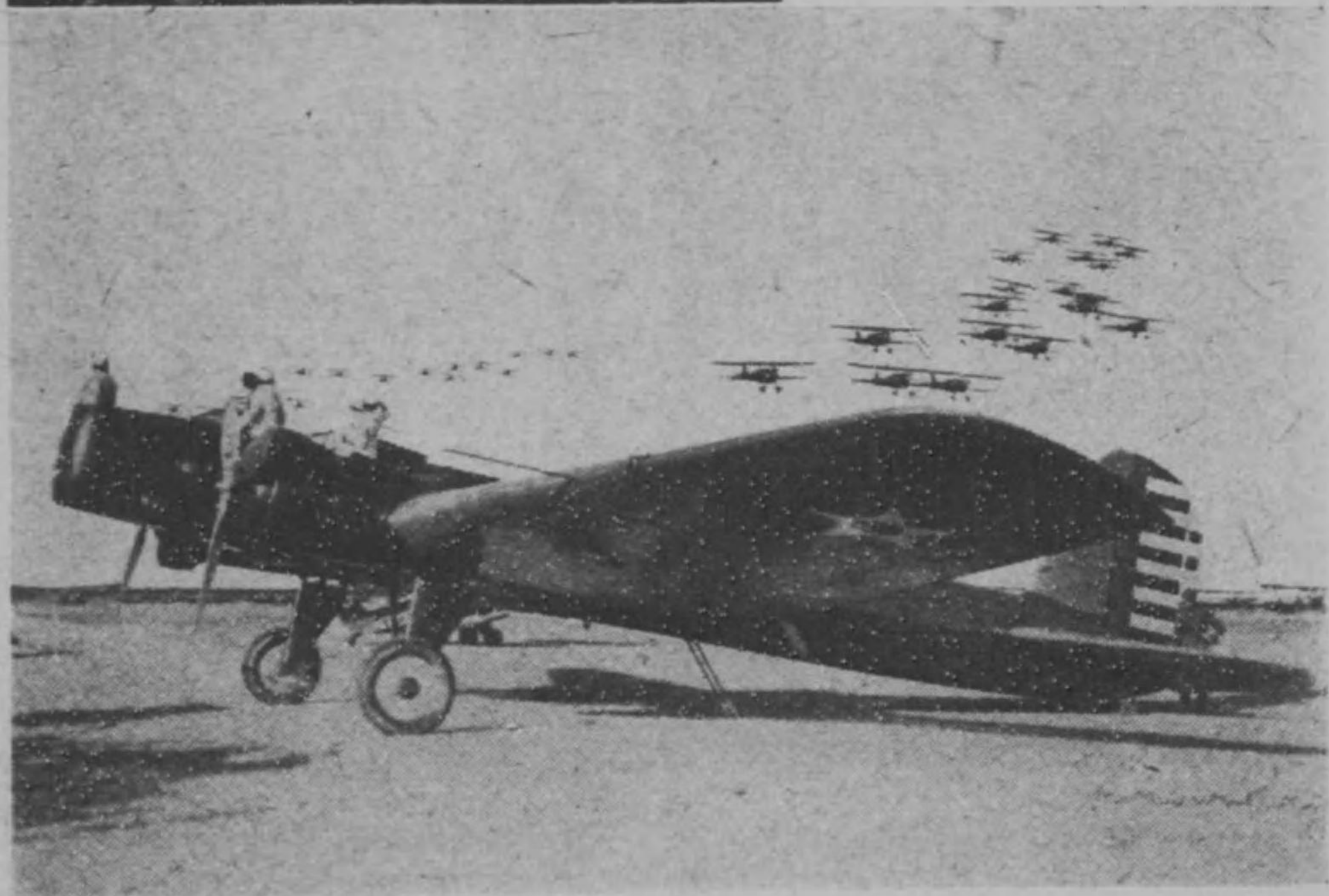
而して、前章に述べたる通り、航空兵力に就ては地上兵力の場合の如き有利なる兵力比率を見出すこと困難なる事情を想起するならば、航空兵力に關する限り、實に於ても、數に於ても、常に十分の勝算ある整備充實を必要とすること、議論の餘地無き處であらう。特に在滿航空兵備の増強は日滿共同防衛の重責から論ずるも將た滿蘇國境を環る老犬

なる蘇空軍の威壓的配置の事實より見るも喫緊の要事たること論を俟たない所である。世人動もすれば、在滿兵備の維持は高價なりと言ふ經濟的見地のみより、寧ろ内地兵備を増大して有事の日一舉に滿洲に移動せしむるの優れること飛行機の如く迅速に移動し得るものに於て然りと論ずるものもあるも、此の如きは未だ航空用法の眞諦に觸れざるものであつて、有事の際に必要な兵力は航空用法上どうしても平時から現地に配置しなければならぬのである。現在滿洲に配置せられ又は配置せられんとする我が航空兵力は蘇軍のものに比すれば極めて劣勢であつて彼の何分の一かに過ぎないのである。將來戦が投下爆彈の第一發に依り開始せられんとする趨勢にある今日、不斷の戦備を整へ置くの緊要なるは更に贅言を要すまいと思ふ。更に滿洲特有の天候氣象に慣れ器材の使用に習熟し開戦劈頭から最大の威力を發揮する爲には、平時より現地に配置する以外其目的を達し難きに想到するとき、單なる經濟的見地より立論するの不當なるを諒解出来ることと思ふ。



空を壓する飛行船隊と新式爆撃機並
輕爆機編隊一米一

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 航空及防空



テーパー型超重爆撃機の頭部と空を掩ふ其
大編隊一蘇



四二

第二節 防空の重要性と其施設要領

列國航空機の進歩發達は駭々として停まるところなく、戦闘機は時速四百浬を突破し爆撃機は搭載量八噸を超過せんとして居る。而して列國は此等性能の向上に努むると共に盛んに其數の増加に力め、蘇聯邦の如きは極東に於てのみ約七百五十の飛行機を有し其内超重爆撃機約百を始めとし多數の重爆撃機を有して居る。殊に其大部を沿海州に配置し其重點を南沿海州に置いてゐることは帝國の防空上特に注意を要する所である。加之、アラスカ・支那及太平洋等に於ける列國航空勢力の進展は愈、防空の必要を痛感せしむるに至つた。

之に對する防空の一般の要領は既に世人の熟知する所であるが故に此處には省略することとするが、最近に於ける我が國及列國の防空要領に就ては更に一言するを要するものがある。

往時は防空即ち要地防空であつて、例へば東京・大阪等の主要要地のみを防空するを以て足れりとしたが、今や防空は要地のみならず其他の市町村に於ても之を必要とするやうになつた。蓋し従來は、要地防空の爲には要地の外周約百五十軒の範圍に防空監視網を構成し燈火管制を實施すれば可なりとして居たのであるが、之は數字上の原則であつて實際に於ては此等の要地を完全に祕匿せんが爲には更に遠方の市町村を祕匿するを要する。例へば、東京を祕匿せんとすれば水戸・新潟・直江津・仙臺・青森等を祕匿するを要し、水戸・仙臺等を祕匿せんとせば夜間其附近一帯の燈火を管制するを必要とする。結局東京を祕匿する爲には東日本悉くに燈火管制の行はるゝを要することとなる。防空監視に於ても亦然りであつて、水戸・宇都宮等に止らず更に遠い新潟・仙臺・青森・北海道等に迄も及ぼし、出来るだけ前方に防空監視哨を配置するに努むるを有利とする。然る時は百五十軒の線に配置する場合に比し一時間乃至六時間早く敵機を發見することが出来るであらう。

以上は東京に就ての觀察であるが、大阪・北九州等に關しても同様である。従て本邦主要要地防空の爲には全日本の防空を必要とすることとなるのである。

又空襲は主要要地に對してのみ行はれるものではない。歐洲大戰の際倫敦に向つた獨逸飛行機の大部はドーバー・マーゲート等最も獨逸の飛行根據地に接近せる小都市に對して爆撃を行つた。之は主要要地への途中にある市町村が試しの爆撃や又は歸途に就いた敵機の自暴自棄的爆撃を受くることを物語るものである。従て要地以外の市町村も防空の準備と訓練とを整へて置くことが肝要である。

勿論、軍は防衛司令部を設けて防空の統制を行ひ、師團は其師管の防空を實施し、主要要地には高射砲・照空燈・聽音機・飛行機・氣球等を配置されるが、此等軍の擔當する防空に加ふるに國民自ら行ふ防空が極めて必要である。防空部隊を配置する都市に於て既に然り、況んや防空部隊のない都市に於ては國民防空を以て唯一の防空手段とせねばならぬであらう。程度に差異こそあれ、津々浦々に互つて國民防空の必要な所以は此處に

存するのである。

獨逸は昭和十年三月再軍備を宣言するに方り何時敵の空襲を受くるも之に對し得る如く防空の準備を整へた。従て防空就中國民防空に徹底し、國立防空學校を設立したり教官要員を養成したり防空施設に於て列國中最も周到なるものがある。佛國は獨逸の再軍備に依り愕然たると共に直に空軍の大擴張に移り、英國も亦空軍の擴張に努める一方内務省に空襲警備局を新設し本格的防空に著手した。波蘭は蘇・獨兩國の脅威を受け軍防空の充實に努むるのみならず、軍事補助勤務法を制定して國民防空の完備に餘念がない。尙、獨・佛・チエツコスロヴァキアの三國は防空法を制定して之を公布して居る。

第三節 民用航空の世界的趨勢

一、一般の趨勢

民用航空が、戰時に於て航空軍備の準第一線となるは疑なき所で、各國が財政窮乏に拘らず民用航空の發達指導に大なる力を用ふる所以も亦此處に存するのである。現に歐

米各國が目下採用しつゝある軍事航空政策を見るに、其手段方法に至りては夫の特色を示しあるも、平時大いに民用航空を發達せしめ、有事の際之を軍事に轉用することに依つて空中勢力の充實擴大を容易にせんと企圖するの方針に於て各國何れも其軌を一にして居るのである。

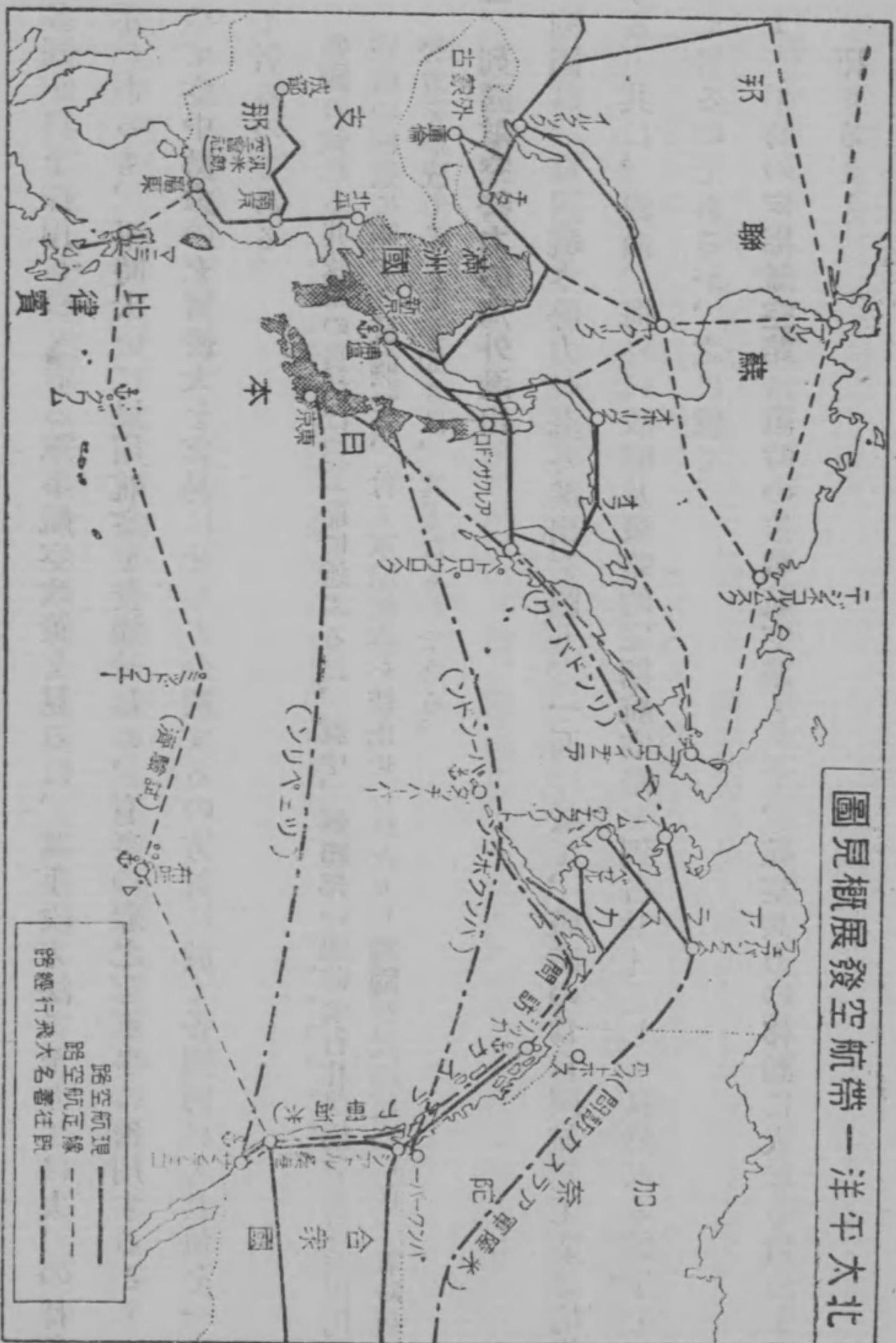
各國の執れる其政策の實情は第二篇に述ぶるが、就中、蘇聯邦の國防飛行化學協會制度並民用航空機の構造に關する統制政策、曾て軍用航空を禁止せられたりし獨國が民用航空に依て戰時航空勢力を形成しありしが如きは、其尤なものである。

二、列國航空勢力の海外進出

列國は、自國航空勢力の海外進出を圖り、一面に於て、戰時の爲自國航空工業を培養すると共に、他面、海外に政略及戰略的定期航空路を獨占せんとして猛烈なる競争を行つて居るのであるが、之に就て、

1. 平時の定期航空路は戰時の作戰航空路として、航空兵力の移動に大なる價值を發揮すること

圖見概展發空航帶一洋平太北



例へば、蘇軍の在歐航空兵力は、西伯利の定期航空路を利用して數日を出でずして極東に集中され得るであらうし、米國の太平洋航空路は直に戦時に於ける極東進出の足場となるであらう。

2. 其飛行場及諸施設は、有時の日直に航空部隊の根據地と化し得ること、從て、戦略乃至は政略的の某目標に對して、平時より爆撃包圍の態勢を取り得ること
3. 特に、支那に於ける各國の航空施設は、我が國防に對し時に當りて意外なる脅威を與へ得ること

本項に就ては、かの上海戦に於て支那空軍の一員として活躍せる米人飛行家シヨートの在りしことを想起されたい。

等は、我が國防上特に注意を要するものである。

第四節 帝國の航空、防空及民用航空

一、航空

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 航空及防空

現有兵力 大正十四年の軍備整理實施以來銳意航空兵力の整備充實に努力せるも、現在なほ飛行九聯隊及氣球一隊(別に滿洲國に飛行若干隊を置いて居る)に過ぎない。昭和十年の航空防空緊急充備計畫に依り航空兵力一部の増強を實行することになつたが之を隣邦航空兵力並施設の現況に比較するときは尙著しく遜色があり、現狀を以てしては國防の安固を期するに十分とは申し難い状態であつて、之が充實は最も緊急を要するところ、既に前章に於て述べた通りである。

飛行機は科學並工藝技術の進運に伴ひ驚異すべき進歩を示しつゝあるのであるが、我が陸軍に於ても連續不斷の研究を行ひ、列國航空界に伍して優秀なる新鋭機を現出せしめつゝある。航空機製造工業も官營・民間共に其技術進歩し、之に伴ふ工場施設亦逐次整備せられつゝあり、今や飛行機機體及氣球等は我が國獨特のものを製出し、且其製造能力も概ね平時の需要を充足し得るの状況である。而して發動機製造技術の未だ獨創的境地を開拓するに至らないのは甚だ遺憾であるが、此方面に向つても軍民を擧げて研究に努力して居るから名實共に我が國獨特の發動機の現出するの遠き將來ではあるまいと思ふ。尤も歐米に於ける航空機工業の發達に比するときは尙改善進歩の餘地頗る大にして、特に戰時に於ける製造能力に想到するときは、平時に於け

る工業力の培養に更に一段の努力を拂はざるべからざることを痛感する次第であつて、尙平戰兩時に於ける需要量の調和に就ても當局としては頗る苦心して居る。尙、内地製造に係る航空機の價格は逐年低下しつゝあるも、製造權・原料其他生産量の關係等に因り未だ外國品に比し高價なるを免れず、且飛行機は漸次金屬製機に改善せられ、其發動機も亦馬力向上せし結果著しく高價となり、之が整備の爲には比較的多額の豫算を充當せざるべからざる状況である。

二、防空

先頃防衛司令部を新設せられ、高射砲聯隊を増設せられた。尙近く更に防空部隊を増加せらるゝであらう。かくして防空指揮機關と人員養成機關とを新設せられたが、防空資材の整備は未だ十分でない。我が國の防空の充實の爲に之が整備は急務である。而して此等軍防空の充備に伴ひ併せて必要なるは國民防空の向上である。之が爲め先づ防空法を制定して國民防空に確乎たる基礎を與へ防空施設を促進し防空訓練を實施すると共に、更に防空學校等の防空教育機關を創設して防空を更に深刻に研究し教官を養成し一般國民に防空教育を普及するを要する。防空資材の整備と防空教育機關の設立は實に我

が國防空上の急務である。

三、民用航空

我が國の民用航空は、歐米各國に比して格段の差異があり、航空輸送の如きも、其主要なるものは、政府補助の下に設立した日本航空輸送會社の東京—大阪—福岡—京城—大連線と最近開始された臺灣線の二線を有するに過ぎざる貧弱なる状態に在り、北鮮線・北海道線等を速に開設するは交通上にも國防上にも緊急の要事である。

其他、民間操縦士の數及質を増加改善し、又航空技術の進歩を圖る等、我が國民用航空には近き將來根本的の改革を加へなければならぬ多くのものがある。此意味に於て遞信省立案に係る民間航空振興政策の遂行には多大の關心と期待とを繋いで居る次第である。

滿洲に於ては、昭和七年九月に日滿合辦の滿洲航空株式會社が新設せられ、同年十一月以來新義州・奉天・新京・哈爾濱・齊々哈爾・滿洲里・大黒河等の主要都市間に五七〇〇軒

に亙る線の定期航空が實施せられ、大なる活躍振を示して居るのは慶賀に堪へない。之に依つて日滿の航空連絡は完成された譯で、旅客は勿論、郵便物・貨物等の輸送に新紀元を劃するに至つた。

今後は益、官民協力して、國內民用航空の發達及更に進んで海外航空路の開拓に邁進しなければならぬ。

第六章 國家總動員施設

要旨

緒言にも述べたる如く、現代の國防は平時よりして全國力の一體的發揮に依て達せられる。況んや戰時に於てをや。交戦に於て精銳なる軍隊を骨幹とすべきは依然として變らざる處なるも、之を支持するに國家總動員施設の完備せるなくんば將來戰の勝者たることは難いのである。

我が國の之が施設は昭和二年以來著々整備に努めつゝありて、今や漸く其骨幹を整備し得たのであるが、之が運用に於ける地方機關乃至は全國民との一體的機能の發揮に就ては更に普及徹底を要すべきものが少くない。

第一節 國家總動員の概念

一、國家總動員の意義

抑、使用兵力少く、裝備亦簡單にして、戰爭の規模小なりし往時に在つては、動員は主として陸海軍の範圍のみに止り、爾來百般の諸施設に至つては多くの參與を期待しなかつたのであるが、世界大戰以來、徹底的に科學化する裝備と膨大なる動員兵力とを以て、而も持久に陥り易き特性を有するに至りたる近代戰に於ては、軍隊のみならず、更に國家國民の全智能を擧げて戰爭に當るを必要とするに至つた。蓋し、巨大なる軍の需要を充足すると共に、交戦より受くる國民生活の脅威を努めて防止し、敵國の思想戰

に對抗して國民の精神を振興しつゝ、軍民一體能く長年月の戰爭の重壓に堪へて交戦終局の目的を貫徹せねばならぬからである。國家總動員の必要は實に此處に存するのであつて、即ち、

國家總動員とは、交戦に方り、軍事の要求を完全に充すと共に、一般國民の生活を確保しつゝ、戰爭の遂行に向つて國家の全能力を發揮する爲、國家全體を平時の態勢より戰時の態勢に移し、國家の利用し得る人的・物的、有形・無形一切の資源を擧げて之を統制・按配し、最も合理的、經濟的に之を運用する業務を謂ふのである。

従て、之が範圍は頗る多岐廣汎に互るべく、交戦間に於ける國民精神の指導・不足資源の補填・經濟機構の整調等、諸般の戰時資源の統制運用に就て、遺漏なき用意を整へ、一旦緩急あるや、開戦の當初より一貫せる方針に基き、整然たる運営を爲すを要するが故に、平時より戰爭に關する一切の要素を精査して、萬端の計畫施設を準備せねばならぬのであつて、之を總動員準備と謂ふ。

殊に我が國の如く、軍需資源も工業力も未だ十分とせざるに拘らず、最小限に甘んじある平時兵力を開戦と共に神速に擴充して、以て速戦即決の理想を達するの必要ある國に於ては、此の準備の完成に俟つもの頗る大なる次第であつて、然らずんば、折角精銳なる國軍の威力も之を十分に發揮し得ざるに至るであらう。

現在、世界各国共、總動員計畫に就ては大なる努力を拂ひあり、就中蘇聯邦の如きは、國民の平常生活を犠牲にして迄其完成を圖つて居る。かの第一次・第二次の兩五年計畫が即ちそれである。

二、國家總動員準備の内容及施設

國家總動員の包括すべき範圍は、其名の示す如く國家の總ての部面に互るのであるが、其主なるものを擧ぐれば、精神動員・人員動員・産業動員・金融動員・交通管理等がある。(其等の詳細は第二節參照)而して、之が計畫及實施の機關としては、各國共行政各省をして夫々の部面を擔任せしむるの一方、別に之を統轄する爲專任の一機關を設けて

居るものが多い。

我が國の資源局、佛國の高等國防會議、伊國の國家總動員準備委員會等が之に該當する處のものである。

尙、總動員の實施は、國民の諸權利に對する所要の強制力を伴ふの要ある爲、特種の法令の制定若は準備を必要とするのであつて、

伊國の如きは既に總動員法を制定公布しあり、佛國は一九三五年六月政府より下院に提出した。

三、國家總動員準備の平時に於ける寄與

元來、國家總動員の必要は戰時を目的として生じたこと既述の如くであるが、今や其施設は、平時より國力を増進するの見地に於て國家に大なる寄與を爲す處あるに至つた。蓋し、其計畫の進捗に伴ひ、不足資源の開発、過剩資源の消化及發明研究の氣運を促進すると共に、延いて巨額に互る軍需品の死藏を節約し、更に非常時統制經濟の對策を講せしむる等、平時より國家の經濟的發展に貢獻するのみならず、國家總動員意識が與へたる國防の認識と、精神動員準備の爲に起されたる國民精神作興運動とは、我が國

民の思想上に著大なる精神的寄與を爲しつゝあるからである。

五八

第二節 帝國の總動員準備施設

一、機關

世界大戰に於ける各國の苦き經驗に刺戟せられたる我が國は、總動員準備の必要を痛感し、大正七年軍需局を設置し、更に之を擴張して内閣統計局と合併し國勢院を設立したが、次で之を廢止し、昭和二年新に資源局を設立した。

抑、總動員準備業務は極めて多岐廣汎であらゆる方面に關係を有し殆んど國政の全般に互つて居るので、一省一局の到底專掌し得る限りではなく夫、關係各廳に於て分掌するを至當とする。併しながら各廳間に於ける業務の連絡協調に任じ且何れの廳にも分掌せしめ難い事項の執行に任ずる爲、特別に一中央事務機關を設くる必要がある。殊に此の事業の本質に鑑み、廣く衆智を集め眞箇舉國一致を期する爲には別に官民合同の一大諮

詢機關を設置することが緊要であるので現在のやうな組織を採つて居るのである。今、總動員準備機關の體系・組織・任務等の大要を具體的に述べれば次の通りである。

(イ) 總動員準備機關の體系

總動員準備機關は中央機關及地方機關に大別され、中央機關は統轄事務機關・諮詢機關及執行機關の三つから成つてゐる。

(ロ) 中央機關

1 統轄事務機關(資源局)

中央に於ける總動員業務の連絡統一に任せしむる爲内閣の外局として事務機關たる資源局を設けられてゐる。

該局には専任職員の外兼任として關係各廳勅任官(局長級)を參與に、同高等官を事務官に命せられ、人的及物的資源の統制運用計畫及之に伴ふ必要な調査及施設に關する事項の統轄事務に服し且此の統轄の爲に必要な事項の執行の事務

を爲してゐる。

2 諮詢機關(資源審議會)

内閣總理大臣の諮詢機關として資源審議會を設けてある。該審議會に於ては人的及物的資源の統制運用計畫並其設定及遂行に必要な調査及施設に關する主要の事項を調査審議し又之に關して建議せしむるのであつて、舉國一致の實を全うし衆智を集むる趣旨に基き、其總裁は總理大臣、副總裁は二名として現に海軍大臣と商工大臣が之に當り、委員は三十五人以内であつて關係各廳の勅任官(次官級)・貴衆兩院議員・實業家其他識者中から任命せられて居る。

3 執行機關

事務の執行は原則として當該資源の關係廳が之に任するのである。即ち平時管掌事項に基いて國としての總動員執行事務を擔任する。唯何れの廳にも分掌せしめ難い事項及資源局に於て特に執行するを有利とする事項に限つて資源局が

之れに當つてゐる。而して各廳は現在職員を以て業務を處理し已むを得ざるものに限つて將來増員を行ふ方針である。

(ハ) 地方機關

地方機關は差當り各廳に隸する現在地方機關を以て之に充て中央機關と同様力めて現在職員を以て業務を處理し已むを得ざるものに限つて將來増員を行ひ若は特に地方機關を新設する方針である。

二、法令

大正七年公布せられたる軍需工業動員法は、戦時に於ける軍需品工場・事業場の管理使用・收容・並軍事輸送機關、又は政府の管理する工場・事業場に對する全國民の強制徵集等を規定して居る。本法は其範圍を軍需工業動員に限定し、且内容が甚しく不備である爲、之を總動員關係法として見る場合に於ては、頗る不完全なるのみならず、未だ施行の態様さへも整ひあらざるを遺憾とする。但資源調査に關しては昭和四年資源調査に

關する法令が公布せられて以來其狀況を明瞭ならしむることが出來た。

三、總動員業務の概要

イ 精神動員

所謂國力戰に迄發展し來れる現代の戰爭に於ては國民の戰意如何が屢、勝敗の數を定めるに至るのである。世界大戰に於ける露國の崩壞や獨逸敗戰の歴史は、軍に戰鬪力があつても、國民の戰意が喪失したならば、遂に其國家は敵の軍門に和を乞ふの外無きを如實に示すものである。

思想戰と精神動員 近代喧しく論せられる思想戰も實は此處に其著意を發するものであつて、將來戰に於ては武力戰に併行して思想戰が指導せらるべく、從て堂々對手國の思想を壓倒し得る底の國民的精神力を培養すると共に、出征軍及銃後の國民に向つて指向される敵の此種方策に對し斷乎之を防遏排撃して國民戰意の衰退を防ぎ戰爭長期の重壓に堪へて終に最後の勝利を獲得する爲に精神動員の準備を完備して平素より思想的の金城湯地を形成しておかねばならぬ。

精神動員の平時的部面 何れの國家總動員施設も、寧ろ平時の準備の中に其施設の重

點を有するのであるが、精神動員に於ては特に其甚しきを見る。蓋し、國民思想の作興はいざ鎌倉となつて急に作り上げられるやうな生やさしいものではない、否、思想戰的文化の鬪争は平時に於て既に熾烈に行はれて居るのであつて、精神動員に關する限り平時より既に實施せられて居ると見るべきものだからである。

國體に基く指導精神の宣揚 戰時の思想戰は固より、平時の思想戰的文化の鬪争に於て國民精神を作興し、以て能く思想國防の目的を達成せんとせば、先づ、國民思想の歸趣を示すべき指導精神を確立徹底することが必要である。

萬邦無比の國體を戴く我が日本に於ては、此指導精神は既に儼然と確立せられあるべきこと固より議論の餘地無き處であるが、而も我等が誇りとすべき日本精神は、遺憾ながら外來思想の影響を受けて久しく眠つて居たかの感がある。宜しく内に桃源の惰眠を警醒して國體に基く指導精神を作興し、依て以て國外よりの如何なる邪惡思想の浸潤に對しても微動だもせざる思想的金城湯地を結成すると共に、進んで宇内に皇道を宣揚する

に至らしめねばならぬと確信する。

教育機關の刷新革正、全教化團體の糾合指導、共產主義者の彈壓説得、誤れる自由主義者の是正善導等は、精神動員實施の爲の具體的部面であつて、幸に、官民の協力に依りて速に其目的が達せられんことを庶幾して止む次第である。

國民生活の安定 精神動員の効果を發揮せしむる爲に、國民生活の安定を圖ることの必要なるは言ふ迄も無い。平素、農山漁村の更生・中小商工業の振興等に留意し、國民生活の環境を整理しつゝ之に併行して精神作興を行ふことに依つて、物心一如の日本精神的團結は實現されるのである。

特に戦時は、衣食住の逼迫と、空襲其他武力に依る直接間接の脅威とに依つて、國民生活は有形無形に脅かされるのであるから、爾他の總動員施設と相俟つて國民に安心を與へつゝ精神作興を爲すことが極めて必要なのである。

□ 人員動員

戦時に要する人員は軍の所要兵員の外、軍需工業及總動員の要員で莫大なる數に上り、其供給は人員資源に恵まるゝ我が國と雖、決して容易の業ではない。即ち、將來戦に於ける参加兵員は、到底日露戦争に於けるが如き百萬の寡少兵員にあらざるは勿論、軍需工業の要員は、大戦間に於ける各國の事例に徴するも概ね戰場兵員の二倍を要し、更に運輸・通信・警備其他總動員の執行並國民生活維持等の爲多數の人員を必要とするのであつて、之が徵用・配當等に就て平時より精細なる計畫を準備せねばならぬ次第である。

徵募統制 戦時は、健康なる男子は勿論老幼・婦女・廢失者に至る迄、苟くも用ひ得べき者は悉く之を用ひなければならぬから、其募集徵用並勞力統制の爲、全國に互り大規模の徵募統制機關の確立を必要とするを以て、戦時急速養成に努むるも尙特に開戦當初に於ける需要充足の爲には、兵役關係者と雖緊要缺くべからざる者に限り召集猶豫を爲すの特例を設け、更に國家の必要に際しては、軍需工業動員法に依り、兵役關係の有無に係らず、何人と雖戦時に際し軍事輸送機關並政府の管理又は國の經營に係る軍需品の生産・修理に任ずる工場・事業場等に強制従事せしめ得る様になつて居る。

勤勞精神と負擔の均衡 何れにせよ、全國民に勤勞報國の精神を喚起し自ら進んで必

須事業に従事せしむると共に、兵役關係者相互間は勿論、非兵役關係者との間に於ても、戦場に出でて死生の巷を馳驅する者と内地に留つて國內の業務に従事する者と、更に又其業務の難易に應て、其負擔報酬に均衡を保持せしむることは、衆心一致の國防觀を強化する爲絶對の要件であつて、此點精神動員と併行して爲さるゝことが必要である。

ハ 産業動員

戦時産業は軍需充足を第一義として國民生活の確保を第二義とし必要の統制を加ふるを本旨として居る。而して平戦兩時の轉移が整々に行はれなかつたならば、經濟恐慌の波紋を大にし、供給を圓滑ならしむることが出來ずして、戦争遂行の信念を破壊する。故に平時より戦時經濟の根基を確立し、平戦時の産業政策を調和して、戦時に於ける軍民の需用を満足せしむべき準備を完成して置く必要がある。

不足資源の補填 石油其他の如き重要資源で不足するものが少くない。此等不足資源に就ては戦時一層消費節約、廢品利用等の手段を講ずるは勿論、其開發・確保又は代

用品の研究に於て萬遺憾なきを期すると共に、生ゴム或は石油の如く我が勢力圏内に於て如何に其開發に努むるも、質或は量に於て我が需要を充足し得ざるものは、資源の保有又は代用の途を講じ、尙且不足するものは已むを得ず之を輸入に俟たなければならぬ。

而して、輸入に依る不足資源の補填を支障無からしむるには、努めて戦時に於ける我が交易圏を擴大して資源の有無相通を容易ならしめなければならぬのであるが、一面に於て、戦時貿易は主として我が勢力圏内又は與國との間に限らるべきが故に、平時に於ける貿易の對象を戦時豫想する我が勢力圏外に求むるに従ひ、戦時貿易への轉移は益、困難となるべく、從て、平時貿易の對象選定に當りても、有事に備ふるの觀點よりせば爲し得る限り其邊の著意を加ふることが必要となるのである。

軍需優先 何れの場合に於ても、資源の配當は軍需充足を第一義とし、資源の爲に作戦を制肘せざるを以て本則とするのであるから、石油の如き重要不足資源に就ては、軍

自ら努めて消費を節約し經濟的に使用することは勿論であるが、更に國內に現存するもので取得し得べきものは最後の一滴に至る迄悉く之を軍用に供し、民間需要に對しては代用品を以て満足せしめねばならぬ場合も生ずるであらう。

其他過剩資源の對策として消化増進・生産轉換、工場動員として工場の新設・擴張並轉換、或は工場の管理・使用・收容、産業系統の確立・企業の合理化・教育註文制度・規格統一等重要統制事項が多々存するのである。

二 金融動員

戰費は戰爭の規模・期間等に依つて異なるが世界大戰に於ける實績に徴するに平均年額獨逸は三百四十一億麻、英國は十七億五千萬磅、米國は百三十一億弗の巨額に達して居る。従て將來戰に於ては、我が國に於ても日露戰爭に於けるが如き小額(全期間を通じ約十七億圓)の戰費に止まり得ざることは明瞭であつて、之が調達に就て十分なる研究と準備とが必要である。

戰費財源の調達 前述の如き莫大なる戰費の財源は之を何處に求むべきやと云ふに、租税の増徴・官業に依る増收・公債の増發・不換紙幣の發行等あらゆる手段に依らなければ

ばならぬのである。

而して、**租税増徴及官業に依る増收**は財政的には極めて堅實なる戰費調達の手段であるが、之に依つて多額を望むことは出来ない。従て、戰費の大部分は止むなく公債の増發に依つて調達されるに至るのが自然であつて、かの世界大戰間の各國の例に徴するも、主要各國の公債發行年額は百二十億乃至三百億圓に達して居るのである。唯公債發行の方法として、公募に依るか或は中央銀行に引受けしむるか等は大いに考慮を要する問題であるが、多額の公債は中央銀行の引受に依らなければならぬのが常である。而して、此場合公債の市場消化能力を増大することが最も肝要である。尙、不換紙幣の發行は、動もすれば悪性インフレーションを齎し、貨幣價值の暴落を伴ひ易く、一國の經濟を破綻に導く憂が少くないが故に、可成避けるのを可とするが、現に世界大戰中戰費調達に苦しんだ各國は、其發行方法に於て當初より不換紙幣として發行せしか又は既發行の兌換券の兌換を停止せしかの相違こそあれ、何れも最後の手段として此方法を採つた

のである。恐らく、補助貨の限度に於て小額紙幣を發行する程度の不換紙幣發行は必要上採らねばならぬ處置となるのであらう。

ホ 其他

海陸空の運輸機關及通信機關の統制準備、軍の整備を核心として全整備機關を統制する警備計畫の樹立、情報・宣傳の統制、各種戰時法令の準備、總動員機關設立の準備等を必要とする。

七〇

第七章 陸軍豫算

要旨

軍備必要の程度が國家の立場と環境とに基いて定めらるべきことは既に第一章に於て述べたる處であるが、此軍備の立場よりする要求を、國家財政の關係を考慮し如何に充たしゆくべきやが、軍事豫算の裁定に方りて問題となる所なのである。

昭和十一年度の帝國陸軍豫算案は五億七百萬圓に達して居るのであるが、之は、今日の國民經濟の實情と國家財政の情況とに鑑み、十分なる考慮の下に編成せられたるものであつて、現在の世界情勢に應ずる軍備としては、實に其最小限度を保障し得る經費なのである。其所以に就ては、本章第一節に於て説明する處である。農山漁村・中小商工業界等の庶民經濟が相當逼迫しある今日に於て、右豫算額の實際の支出に方りては、之を最も有効に使用するやう、最善の努力を拂ひつゝある次第であるが、國民も亦帝國の現状を認識し舉國一體となりて積極的に時艱を克伏邁進するの意氣が望ましいのである。

第一節 帝國陸軍豫算

一、十一年度豫算編成の趣旨及其大要

編成の趣旨 曩に昭和八年度に於て樹立せられ更に昭和十年度に於て補備せられたる

所謂時局兵備改善案は、緊迫したる該案樹立當時の國際情勢に基き主として在滿兵備及戰時要員の養成並内地部隊一部の新設改善等應急速成の改善を行つたものであり、次で航空防空の緊急充備を企畫して其缺陷を補つたものであるが、國軍全般に亙る兵備の内容充實は依然として後年度の企畫に残さるゝの已む無き状態に在つたのである。併し乍ら、今や諸般の情勢は最早荏苒として日を假すを許さず、速に國軍全般に亙る兵備の内容を充實強化して之を堅實強固なる恒久軍備に移行せしむるの必要を痛感するに至つたのである。殊に列強兵備最近の趨勢は、我が軍との編制裝備上の差等を愈、大ならしめ、今や其懸隔は國軍獨特の形而上の長所を以て補はんとするも最早忍ぶべからざる限度に達したのである。

從て十一年度豫算の編成に方りては、

1. 在滿兵力の充實維持
2. 内地兵備改善

3. 作戰資材整備

の三者に特に重點を置いた次第である。

豫算の概要 昭和十一年度の陸軍豫算案は前項の趣旨に基き、在滿兵力の充實維持及五箇年繼續事業としての内地兵備改善の外、六箇年の繼續事業として作戰資材整備に要する経費を計上した爲、總額五億七百五十餘萬圓と謂ふ數字を示すに至つたのは現下の國防上眞に止むを得ぬ處である。其の内容左の如し。

昭和十一年度陸軍豫算額

| 區分 | 經常部 | 臨時部 | 滿洲事件費 | 計 |
|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 十一年度標準豫算額 | 一九九、二二〇、九九八 | 五五、三八六、六八一 | 〇 | 二五四、五〇七、六七九 |
| 一 在滿兵力の充實維持 | 〇 | 〇 | 一八三、二七三、八三八 | 一八三、二七三、八三八 |
| 二 内地兵備改善 | 四、三三五、八九八 | 一九、九四二、九五六 | 〇 | 二四、二七八、八五四 |
| 三 作戰資材整備 | 〇 | 五五、〇〇〇、〇〇〇 | 〇 | 五五、〇〇〇、〇〇〇 |

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 陸軍豫算

| 増減差引計 | 額加 | | 額減 | | 規 新 規 減 規 減 規 減 規 減 | 新 規 減 規 減 規 減 規 減 | 額 少 減 規 減 規 減 規 減 | 額 計 | 額 計 | 額 計 | 額 計 |
|--------------|-----------|-----------|--------------|--------------|--|---|---|---------|------------|------------|------------|
| | 額加 | 額減 | 額加 | 額減 | | | | | | | |
| △七、九六一、二三〇 | 四、〇〇〇、五七四 | 三、五七九、七二九 | 八、三三六、四七二 | 七、八五二、六七五 | 一六、一八六、一七三 | 八四〇、二〇五 | 一六、二九七、七〇二 | 八四〇、二〇五 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 |
| 七、七、六八二、四七〇 | 三、五七九、七二九 | 三、五七九、七二九 | 七、八五二、六七五 | 七、八五二、六七五 | 二九、八九七 | 八四〇、二〇五 | 八、一、六三二 | 八四〇、二〇五 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 |
| 一八三、二七三、八三八 | 三、五七九、七二九 | 三、五七九、七二九 | 一八三、二七三、八三八 | 一八三、二七三、八三八 | 二九、八九七 | 八四〇、二〇五 | 八、一、六三二 | 八四〇、二〇五 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 |
| 二五二、九九五、〇七八 | 三、五七九、七二九 | 三、五七九、七二九 | 二五二、九九五、〇七八 | 二五二、九九五、〇七八 | 二九、八九七 | 八四〇、二〇五 | 八、一、六三二 | 八四〇、二〇五 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 |
| 一九一、一五九、七六八 | 三、五七九、七二九 | 三、五七九、七二九 | 一九一、一五九、七六八 | 一九一、一五九、七六八 | 二九、八九七 | 八四〇、二〇五 | 八、一、六三二 | 八四〇、二〇五 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 |
| 一三三、〇六九、一五一 | 三、五七九、七二九 | 三、五七九、七二九 | 一三三、〇六九、一五一 | 一三三、〇六九、一五一 | 二九、八九七 | 八四〇、二〇五 | 八、一、六三二 | 八四〇、二〇五 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 |
| 一八三、二七三、八三八 | 三、五七九、七二九 | 三、五七九、七二九 | 一八三、二七三、八三八 | 一八三、二七三、八三八 | 二九、八九七 | 八四〇、二〇五 | 八、一、六三二 | 八四〇、二〇五 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 |
| 八五〇七、五〇二、七五七 | 三、五七九、七二九 | 三、五七九、七二九 | 八五〇七、五〇二、七五七 | 八五〇七、五〇二、七五七 | 二九、八九七 | 八四〇、二〇五 | 八、一、六三二 | 八四〇、二〇五 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 |
| 總計 | 四、〇〇〇、五七四 | 三、五七九、七二九 | 八、三三六、四七二 | 七、八五二、六七五 | 一六、一八六、一七三 | 八四〇、二〇五 | 一六、二九七、七〇二 | 八四〇、二〇五 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 | 一七、一三七、九〇七 |

今右表に就き其概要を説明すれば次の如くである。

十一年度標準豫算額 之は大體に於て、經常費と繼續費の十一年度年割額との合計額である。其内經常費(前表經常部の欄の一九九、一二〇、九九八圓)は平時陸軍の軍隊・官衙・學校等を維持する經費であつて、之は滿洲事變前の陸軍の兵額を維持する爲に要せし

經費と大差が無い。

又繼續費(前表臨時部の欄の五五、三八六、六八一圓)には國防充備費・航空部隊其他改編費・兵備改善費・震災復舊費・土地建造物整理費・演習場射撃場及架橋場其他整備費等が含まれて居る。該經費が昨年度の臨時部二二九、〇九二、八九六圓に比し半額以下に著しく減じて居るのは、作戰資材整備の爲經費が一億九百餘萬圓から千七百餘萬圓に激減した爲である。

新規増加額 新規増加の殆ど全部は在滿兵力の充實維持・内地兵備改善及作戰資材整備に要する經費であつて、新規増加額二億七千萬圓の九割七分に當る二億六千二百萬圓は之に依つて占められて居るが、尤も滿洲事件費は其實質に於ては寧ろ經常費とも謂ふべきものであつて標準豫算中に當然含ざるべきものであるが、豫算編成上一年限りの經費としてしか認められないから毎年新規増加といふ形式を採つて居るのである。

二、在滿兵力の充實維持

之が速かなる充實の要は既に第三章に於て説述した。其經費總額は昭和十一年度に於て一億八千三百二十餘萬圓であつて、在滿兵力の維持其他に要する爲の經費である。

但し在滿兵力は主として内地部隊の派遣に依つて居るのであるから之に相當する内地部隊の維持費大約千七百萬圓は一方に於て減少せらるべく、從て新規所要額は大約一億六千六百萬圓となる。

三、内地兵備改善

前述せる如く所謂時局兵備改善案は昭和十年度に於て補備せられたけれども之は當時の國際情勢に基く應急速成改善の範圍を出でざるものであるが故に、國軍軍備恒久化の基礎を確立する爲には、更に其の後に於ける情勢と將來の推移とを通觀し、昭和十一年度以降に於て國軍全般に互る兵備の内容就中其基礎的事項を擴充強化し、以て堅實強固なる恒久軍備に移行せしむるを必要とする。是五箇年計畫を以て内地兵備改善を企畫した所以である。其の經費總額は昭和十一年度に於ては前表に示すが如く二千四百二十餘萬圓である。

萬圓である。

該兵備改善の内容 は特に火力裝備・機械化裝備・化學戰裝備・通信裝備並下級幹部の養成に重點を置き、以て我が軍の編制裝備の全般に互り之が充實をなすと共に優秀なる幹部を充足し平時施設を整備して教育訓練の精到を期することとした。

四、作戰資材整備

作戰資材の整備は滿洲事變以來既定繼續費(國防充備費)の繰上げに依り纔かに其外廓を整へたるも内容未だ整はず、爲に尙現在に在つては列強の裝備に比し及ばざること遙かに遠き實情であるのみならず、航空防空部隊緊急充備案に伴ふ整備並駁々として停止する所なき科學の進歩に順應せしむる爲には緊急重要なる諸施設の整備を必要とする。是昭和十一年度以降の作戰資材整備の爲に六年計畫として總額四億圓の豫算を計上するに至つた所以である。而して其内容は、時局兵備改善案の内容の擴充・航空防空緊要充備に伴ふ整備及緊急重要なる諸施策の擴充である。

第二節 列國陸軍軍費の比較検討

主要列國の陸軍豫算は、第二篇列國陸軍概観に於て、國別に一項を設けて記述し、以て讀者の參考の資に供してあるが、之に就て一應讀者の注意を喚起し置くを必要とする點を左に略述する。

各國に於ける軍費と一般國費との比率を算定し之に基いて各國軍費の大小を比較評論するの試みは屢、見受ける所であつて、此種評論は數字を擧げての論述であるだけに一見極めて合理的に見ゆるのであるが、その實其數字の基礎に矛盾多く其結論亦從て妥當を缺き却て世人の認識を誤らしむるの虞が甚だ大きいのである。

蓋し、此種評論に於て用ひらるゝ比率の値には、通常軍費を一般國費に依て除したる商を採用して居るからして、各國夫、の此値を算出して適正なる比較評論を試みんが爲には、先づ被除數たる軍費及除數たる一般國費の兩者が各國を通じて相互比較するに妥當なるものであり且其數字が正確なることを必要とするのであるが、各國夫、の豫算編成

方式の千差萬別なるは(一)各國の軍費を其豫算面より正當に算出すること竝(二)各國の一般國費を相互妥當に比較検討し得る様な一樣の範疇の下に算定することを至難にして居るからである。

抑、軍備の必要の程度は國家の立場と環境とに基いて定めらるべきものであるが故に、國夫、の國防上の事情を輕視し一率に數字を以て各國軍費の輕重を比較せんとすること自體が既に見識低きこととさへ云へるのである。されば、吾人は現代世界の情勢と我が國防の現状とに鑑み最小限必要なりと信する豫算を計上提出し、之が必要なる所以の所信を腹藏無く國民に披瀝して其理解を得ればよいと考へて居る。

併し乍ら、坊間往々にして國民の認識を誤らしむる虞ある評論の眞實らしく喧傳せらるゝを見るが故に、此處に軍費検討に方りて留意すべき點二三を略述して何等かの參考に資したいと思ふ。

一、軍費の定義

軍費の検討に方り第一に際會する問題は如何なる範圍に軍費を認定するかと謂ふことである。之は至極簡單のやうに見えて而も至極困難の問題である。

例へば、民間軍需工業に對する補助金・産業動員準備の經費・恩給費・團體訓練の經費・接壤國の國

境に於ける特種の鐵道施設の經費等は廣義國防の意味に於て軍費と認むべきや否やと云ふ點は人々の見方に依つて色々と論争の盡きぬ所であらう。

本章に於ては論議の煩雜を避くる爲、以下主として陸海軍直接の經費即ち所謂狹義の軍費なる範圍に於て述ぶることとするが、各國軍費の比較研究を行はんとする者は、先づ自己の見解に基く軍費の定義を設定し一定の範疇に準つて各國軍費を算定せねばならぬ。然るに此點に留意することなく、編成方式千差萬別なる各國豫算書より一率に陸海軍省乃至空軍省所管の豫算を抜き來つて其國軍費の全部なりと獨斷し、何等の検討修正を加ふることなく比較公式の被除數と爲すが如きは全く輕卒の譏を免れ得ぬ所である。

二、國家豫算面其他に於ける各國軍費出所の検討

各國共、軍費の大部分が國家豫算の陸海軍乃至空軍省所管中に存して居ることは事實である。併しそれは全部ではない。陸海軍乃至は空軍省以外の所管に屬する軍費は決して少くないのである。

殊に地方自治體又は植民地の豫算に於て明瞭に軍費を負擔するが如きは、我が國では全然其例を見ぬ所であるが外國には必ずしも少しとせざることを注意する要がある。

例へば在植民地軍隊の經費を植民省の所管とするもの(佛・伊等)、植民地の豫算を以て植民地軍を維持し又は國の軍費の一部を負擔するもの(英・佛・伊・白等)、地方自治體の經費を以て軍隊を維持し又は軍隊の爲の所要施設を爲すもの(米國各州豫算の護國軍維持・蘇聯地方經費の兵營建設・射撃場設備等)、特種軍隊の經費を軍部省以外の省の所管とするもの(伊の護國義勇軍及稅關兵團・蘇の國家保安部軍隊等)比々皆然りである。尙獨の再軍備宣言前の所謂秘密軍備期に於ける警察隊費及突擊隊並勞動務隊補助費(內務大藏兩省の所管)航空省豫算の大部等は純然たる軍費と見られ、而も其等の額は實に國防省所管の陸軍經費よりも大なりしが如く、又蘇の國防飛行化學協會及シエフ(第二篇一二〇頁參照)等地方關係の獻金及兵器獻納(此等は我が國防獻金等とは異つた一種の國民義務齣出である)の額も亦見逃し得ぬ程莫大の額に上つて居る。特に蘇聯邦の計畫經濟に基く單一國家豫算制は、其軍需品に要する莫大なる經費を正確に算定することの寧ろ不

可能とも謂ふべき頗る複雑なる事情を有して居る。

三、軍部省所管豫算中に存在する軍費と認められざる經費

金額の上から言へば大なるものではないが、實際軍費の算定に方つて、此等の數字は軍部省所管豫算全額中より控除せらるゝを至當とするものである。

例へば我が國陸軍省所管に於ける供奉費・靖國神社寄附金・測量費等、米國陸軍省所管に於ける巴奈馬地帶費・一般土木費等(但し巴奈馬地帶費は内容に於て軍費と見らるべき内容を有しあり、一般土木費中にも技術部隊の訓練の爲の經費たる性質を有するものが多分に含まれあることは否まれぬ。)

四、各國國家總豫算の内容に於ける異同

此種比率評論の多くは、比率公式の除數たる一般國費に充つるに一概に各國國家豫算の歳出總計を以てして居るのであるが、各國の國家豫算たるや内容夫、區々にして到底一率に比較することを許されぬものである。

例へば、蘇聯邦は其計畫經濟に基き單一國家豫算制を採用して居るが故に、各國に於ける私的企業の經費の如きも亦悉く國家豫算内に包括されてゐると見らるべく、其豫算總額が各國のものに

比し桁はづれに膨大なものであるのは當然のことであつて、從て之をそのまま除數とすれば比率の値が他國のものに比して著しく小となることは言ふ迄もない所である。又蘇聯邦を除く他の諸國は根本の經濟機構に於てこそ異らぬけれども、夫、の國情と習慣とに依り地方費就中植民地經費及教育費の國家豫算に於ける負擔の程度・特別會計の關係等豫算編成の方式に於て千差萬別であつて、之を一律の範疇の下に移すべく加除精算をするが如きは、餘程廣汎な資料を集めても爲し送げられぬであらう。

五、特別會計の問題

我が國の昭和十年度に於ける此種比率の値は坊間に於て四割三分乃至四割六分位に算定されて居るやうであるが、之は特別會計を全然無視せるものであつて、特別會計をも顧慮せる純計豫算の額(大藏省調査の數字に依る)を以て除數とせば一割三分と云ふ低率になるのである。我が國の特別會計を含めたものが列國の如何なる豫算制度と對比せらるべきものであるかは更に研究を要する處であるが、検討に方り一應の参考とすべき數字である。

此處に參考の爲、昭和八年度以降のものに就き同様の計算を行つた結果を擧ぐればその値は概ね

次の如くである。(括弧内は一般会計のみを以て除数とせるものを示す)。

| | | |
|-------|-------|---------|
| 昭和八年度 | 約一割七分 | (約三割七分) |
| 同 九年度 | 約一割四分 | (約四割二分) |

右の外、豫算額を以てすべきや決算額を以てすべきや、又追加豫算の關係等論すべき問題は多、あるも、要するに各國軍費の統計的比較を正當に行はんとせば、常に國家豫算の精細周到なる検討算定を必要とするのみならず、更に少くとも植民地や地方自治體の財政に就て豊富なる資料を蒐集し、且十分に各國の實情を調べて掛らねはならぬのである。而して此等の資料蒐集や調査が不行届である限り此種統計的比較の價値も信せられぬ次第なのである。

第二篇 列國陸軍概観

◇本篇は列國陸軍の梗概をありのまゝに記述して、讀者の參考に供せんとするものである。第一篇と對照して軍備の真相を究められんことを希望する。

第一章 滿洲國

一、滿洲國陸軍

滿洲國軍は皇帝の統率する所であつて、之が統轄の爲中央機關として軍政部があり、以て陸海軍を指揮統督してゐる。陸軍側地方機關としては、興安省を除き全國を五軍管區（一軍管區は新行政區劃に依る二省を包含す）に分ちて之に軍管區司令部を設け、軍管區内に在りては、軍管區司令官の統轄下に各、二乃至六箇の警備司令部を置き、其下に若干の旅が隸屬してゐる。別に興安東、北の兩省に第一警備軍司令部、興安南・西兩省に第二警備軍司令部を置き、蒙古兵のみより成れる警備軍を統轄せしめてゐる。而して、軍管區司令官及興安各警備軍司令官は、何れも皇帝直隸である。

以上諸軍の總兵力約八萬、現在戰鬪兵種は、主として步・騎・砲の三種であつて、戰略單位としては混成旅及騎兵旅がある。今や建軍以來四四年、老朽不良を淘汰し皇軍指導の下に内容を改め、訓練に努め、殊に一昨年三月帝制實施に伴ひ全軍の指導精神茲に確立せられ著々舊軍閥時代の陋弊より脱却

して軍容刷新の實を擧げつゝあり、匪賊討伐の成績の如きは最近大いに向上して居るが、目下尙建設の途上に在る事として其眞價に對する實質的檢討は之を他日に俟たなければならぬ。

二、滿洲國防

抑、帝國は、滿洲國を承認せる際、日滿議定書に於て、滿蒙に對する一切の脅威が同時に帝國の康寧に關するに鑑み、日滿兩國共同して國家の防衛に當るべく、之が爲所要の帝國軍を滿洲國內に駐屯せしむることとなつたのである。即ち、滿洲國の國防は、滿蒙を生命線とする日本帝國の國防圈内に包含せらるゝに至つたのであつて、帝國が滿洲國の國防を擔任することが、滿洲國の國防を安全ならしむると共に、又我が日本の國防を鞏固ならしむることになるのである。尤もかゝる問題は對外的に極めて重大なる意義を有するが故に、「日滿兩國は、苟も國防に關する限り、兩國渾然一體となりて之に當る」ことを世界に宣言し、以て、滿蒙を中心とする極東の問題に對し、換言すれば帝國の傳統的使命に關し、我が國の決意を闡明した所以であつて、帝國は其結果生ずべきあらゆる障礙荆棘を自ら排除して進むべき責任を負擔するものである。

第二章 中華民國（卷尾附圖參照）

支那の陸軍は、正規軍と看做すべきもの二百數十萬あり、由來軍閥の私兵と稱せられてゐる。而して、此等軍閥は一に夫、の利害關係に因り集散離合し、從て、恒久性ある統制的勢力は殆ど之

を見出し得ない情勢である。唯中央軍は比較的統制あり、兵力内容亦概ね支那軍の中堅たるの實力と體裁とを備へあるが如きも尙依然として蔣介石の私兵的存在たるを失はざるのみならず、其團結の如きも必らずしも鞏固と謂ふを得ない。又編制裝備は一般に極めて區々であるが、中央軍に屬するものの中には列國陸軍に近い優良なる裝備を有するものもある。

第一節 兵力（航空を除く）

一、中央軍

| | | | | |
|----|------|-----|-----|--------|
| 直系 | 三十四師 | 一旅 | 砲一旅 | 三十八萬 |
| 傍系 | 四十五師 | 十七旅 | 騎一旅 | 五十四萬五千 |

國民政府の軍隊であつて、蔣介石の直系又は傍系に大別することが出来る。傍系軍とは北伐戰爭後蔣の手に依り逐次改編同化せられし所謂外様の軍隊にして、肚裏尙蔣に對し異心を藏するもの、妙からざるは注目すべきである。

大體に於て從來より河南・湖北・湖南・安徽・江蘇・浙江・江西・福建の各省に駐屯し、最近江西紅軍の西遷に伴ひ逐次之を追ひて四川・貴州・陝西・甘肅方面にも移駐しつゝあり、又熱河作戰當時以來、河北に蟠踞して反滿抗日策動の支持勢力を成してゐた直系二個師が昨年初夏の北支事件に依り河南・陝西方面に撤退を餘儀なくせられた事は尙一般の記憶に新なる所である。

中央軍は「中央軍編制綱領」を定め、逐次に部隊を修編して軍の統一を企畫しつゝあり、其陸軍部隊の平時編制は師を以て最高單位とし、師は編制裝備の程度に基き甲乙丙の三種に區別して居るのであるが、未だに綱領の如く整備せられざるものも多いのである。而して、兵力は一師にして二萬内外を有するものあり、又五千に満たざるものありと雖、之を平均すれば大體一萬内外である。唯、本軍が從來の不統一より脱却して統一節制ある近代式軍隊に甦生せんと努力しあるは其成否は別とするも注意を要する所である。

二、舊東北軍(歩兵十六師・騎兵四師・砲兵三旅、十七萬)

滿洲事變前に於ける東北軍の中、事變勃發當時關内(平津地方)にありし第一軍及第二軍並事變後奉天省より關内に逃げ歸れる舊奉天軍の一部を基幹として居る。昭和八年三月張學良の下野に伴ひ、表面的には中央たる南京政府の直接統制下に入ることゝなつたにも拘らず、陰に連絡して依然舊來の團結の強化を計りつゝあつたのであるが、昭和九年春張學良が三省剿匪副司令として漢口に著任するや、王以哲軍、何柱國軍及萬福麟軍の一部計約十個師は湖北、河南方面に移駐せしめられ、次で昨十年夏の北支事件の結果于學忠軍約五個師(内騎兵二師)は陝西、甘肅方面に移駐した。之と相前後して湖北方面の舊東北軍は陝西共匪討伐の爲該方面に移動を開始しありしが昨秋九月下旬頃には略、之を完了し、張學良は行營を西安に移して剿匪を督勵しつゝあり、河北省には目下萬福麟軍の約三個師を残すのみである。

三、北支雜軍

北支に於ける雜軍は宋哲元軍(四師、約四萬)、商震軍(約五師、三萬餘)、馮占海軍(約一師、一萬六千)が其主なるものである。

是等は舊東北軍と共に表面中央軍の統制下にあるも北支事件以來前二者の態度は漸次中央に對し不即不離に傾きつゝある。

四、山西軍(閻錫山軍、八師・三旅・騎兵三旅・砲兵十團、七萬六千)中央軍とは不即不離の關係にある。

五、山東軍(韓復榘軍、五師・一旅、五萬八千)

中央軍とは不即不離の關係にある。但し最近宋哲元軍等と提携し漸次實質的に中央の羈絆より脱せんとするの傾向がないでもない。

六、廣東軍(陳濟棠軍、十一師・三旅、十二萬、第一集團軍と稱す)

廣東政府派にして中央軍とは表面不即不離の立場にあるが、實質的には殆ど對立關係にある。

七、廣西軍(李宗仁軍、六師、三萬五千、第四集團軍と稱す)
反蔣的色彩最も鮮明にして事實上西南反蔣勢力の精神的核心を成す、昭和九年末より徵兵を實施し目下之に依り二個師を編成しあるは注目を要す。

八、其他

| | | | | | |
|------|-------|------|-----|------|-----|
| 四川雜軍 | 約三十七萬 | 貴州雜軍 | 約八萬 | 陝西雜軍 | 約八萬 |
| 甘肅雜軍 | 約三萬 | 雲南雜軍 | 約二萬 | 寧夏軍 | 約四萬 |

青海軍 約 三萬

察哈爾雜軍 約一萬

新疆雜軍 約十萬

四川・貴州・陝西を除けば概ね中央政府の威令及ばざる地方にして、新疆方面は赤化の機運濃厚である。

九、支那共產軍

抑、支那に於て共產主義の發展を見たのは、大正十一年の頃廣東を追はれたる孫文が蘇聯邦に款を通じて大正十三年國民黨内に共產黨の制度を容れ、次で同年蔣介石が赤軍の組織に學びて國民革命軍を編成したるに端を發するのであるが、其後蔣介石は共產主義を忌み同派幹部を逐つたので、各地に潜行せる共產黨員は國際共產黨の指令に基いて自衛軍の組織に著手し、此等が後に至つて統制されて共產軍を組成するに至つたのである。

かくて、昭和六年に至り中華ソヴェット共和國假政府が江西省瑞金に樹立されるや、支那共產軍は遂に國民政府公然の敵として目されるに至り、蔣介石自らの運命を賭せる累次の討伐にも屈せず敢然として必死の抗爭を續けて來たのであるが、其裏面に於ては依然として蘇聯の指導援助があつたことを看過することは出来ぬ。殊に滿洲事變勃發以來の二、三年間は、「日支間の紛争に依る中央軍の隙に乗じて長江沿岸の要點を悉く占有すべし」との第三インターの積極政策指令を忠實に實行して到る處中央軍を惱まし、其勢は眞に侮り難きものがあつた。此に於て、蔣介石は抗日よりも先づ剿共なる標語の下に共產全軍の中心勢力たる江西匪軍の討伐に全力を注ぐに至つたのであるが、經濟封鎖戰略の効果が逐次發現するに及んで匪軍を非常なる苦境に陥れた爲、該匪軍は唯一の活路を四川方面に見出

すべく、昭和九年十月下旬頃より西方へ移動を開始し爾後、政府軍と果敢なる鬭争を重ねつゝ湖南・貴州・四川を経て目下甘肅に入り、四川北部に在りし徐向前軍も之と合流して四川・甘肅の邊境に移動しつゝある。又從來陝西北部に地盤擴張を企圖しありし劉子丹・徐海東等の共產軍は最近漸次猖獗を極めるに至り政府軍の討伐重點も亦此方面に移されんとして居る。之を要するに新疆又は外蒙を経て直接蘇聯邦と握手せんとする共產軍の意圖は逐次實現の緒に就きつゝあるを看取し得ると共に、共區の北漸乃至東漸は延いて北支及滿洲に波及する所尠からざるに鑑み我が帝國としても特に關心すべき事項と認めらる。

邊境轉竄後に於ける共產軍の實勢に關しては情報兎角明確を缺くものもあるも目下活動を續けあるものゝ總數は大約二十萬と推定せらる。其内譯及配置は概要左の通りである。

第一方面軍(朱德)約五萬、甘肅・四川邊境

第四方面軍(徐向前)約七萬、甘肅・四川邊境

第十七軍(蕭克)約一萬、湖南・湖北省境

第二方面軍(賀龍)約二萬、同右

鄂豫皖省境紅軍(徐彥剛・吳煥先・高俊亭)約二萬、河南・湖北・安徽・江西邊境

陝甘紅軍(劉子丹・徐海東)約三萬、陝西北部・甘肅東北部方面

第二節 航空

一、要旨

支那の航空は、數年前迄は殆ど見るべきものが無かつたが、最近列強の援助により驚くべき進歩を示しつつある。而して支那航空勢力の實質は、其軍用なると民用なるとを問はず、列強の航空勢力として觀察するを至當とするのであつて、是我が帝國の國防上注意を要する點である。目下列強中最大の勢力を扶植しつつあるは米國であるが、最近に於ける伊國の擡頭も注目し値する。

二、航空兵力

南京政府は、滿洲事變及上海附近の戰鬪に於て苦杯を嘗めたる經驗より航空救國を高調し、米國の援助に依て中央空軍の擴張を企圖したのであるが、裏面に於て米國に軍事上重要な利權を提供して居ることは見逃せぬ處である。加之、廣東空軍も米國の後援に依りて更に其擴張を企圖して居り、各地方空軍は名義上支那軍閥に屬するも實權は殆ど米國の手に歸して居るのである。最近張學良の伊國訪問以來、中央空軍に對する伊國勢力の進出目醒しく、漸次米國に取つて代らんとする傾向を示して居るが、何れにせよ、背後の此等の列強勢力を考慮せば、單なる支那空軍として決して輕視すべからざるものがある。

1、中央空軍(約三百機)

南京政府所屬の空軍は上海事變當時は陸上七隊・水上一隊であつて、其主力は事變中遠く逃避して覆滅を免れたのであるが、蔣介石は爾來空軍の内容刷新と兵力増加とを策し、國民の航空熱熾盛化と相俟つて、空軍擴充の氣運を醸成した。米國は偶、此機に乗じて南京政府と航空密約を締結し、航空

三年計畫に著手せしめ、先づ陸上七隊を改變して三隊とし、餘力を杭州飛行學校に集中して空軍勤務者を根本的に再訓練すると共に、此地を空軍擴張の根源地とせしめた。爾後、内容の充實に努めた結果今や六隊、約四五〇機(主として米國より購入)を保有するに至つて居る。而して此等改編せる飛行隊は、主力を南京に、各一部を夫、西安・重慶・杭州・漢口及南昌に配置して時々兵匪討伐に協力せしめ、杭州には約百機を保有して學生約四百名の操縦及機關教育に努めて居る。又洛陽には杭州航空學校の分校を昭和十年四月より開校し飛行機約百機(伊國より購入)學生約四百名を收容して居る。尙、昭和八年六月以來舊東北空軍を中央空軍中に接收した。

昭和十年三月より準備に著手しある空軍擴張計畫に依れば從來の航空六隊を十隊に擴張し三大隊(各大隊は三中隊)と爆撃一隊とに編成し別に航空通信一隊を新設しつつある。又航空三年計畫として傳ふる所に依れば、昭和十一年末迄に増加する兵力は偵察機三百五十機・驅逐機三百機・輕爆撃機二百機・重爆撃機百機合計約千機に及び、之を七乃至八聯隊に編成することである。

2、廣東空軍(約百二十機)

廣東政府主席陳濟棠に屬し、現在六隊約百二十機を有して居る。又、飛行學校・飛行機製作工廠等ありて悉く米人の指導を受け、其招聘米人は十數名に及んでゐる。昭和十年迄に六大隊(一大隊は三中隊)約二百五十機を擴張する計畫であつたが、最近空軍司令黃光銳の歐米視察以來自省内に飛行機製造工廠を建設し、右計畫の完成期を早めんとして居るのは注目を要する。

3、廣西空軍(約五十機)

從來甚だ貧弱なりしが、李宗仁・白崇禧等の努力に依て最近逐次其内容を充實しつゝあり。目下三分隊約五十機を有す、從來外人顧問教官として英人三を傭聘し、其器材及教育法は主として英國式であつたが最近我が帝國空軍に對し著しく依存性を高め來つた事は注目を要する。即ち昭和九・十年度を通じ我が國より數名の教官を聘し、飛行機十數機を購入せし外、航空留學生三十名内外を我が國に送つて居る。

4. 其他の地方空軍

山西・貴州・雲南には若干機あるも、空軍の名實伴はぬ程度である。尙、十九路軍所屬飛行機四十數機は福建事變に依る同軍の崩壞に伴ひ一部は廣東軍に、大部は中央軍に接取せられた模様である。

三、民用航空

支那に於ける民用航空は殆んど中國航空公司と歐亞航空公司とに依りて支配されてゐるが、前者は米國系で後者は獨逸系である。最近西南各省官民合辦の西南航空公司が出現したが其内容は甚だ微々たるものである。

而して、最近數年間に於ける支那民用航空の急速なる進歩と一般化の傾向とは左表に依り略推知し得るであらう。

| 年 度 | 飛 行 距 離 | 旅 客 飛 行 距 離 | 旅 客 數 | 郵 便 物 搭 載 量 |
|------|---------|-------------|-------|-------------|
| 一九二九 | 五七、八九三哩 | 六六、四一一哩 | 三五四人 | 三、九三二哩 |

| | | | | |
|------|---------|---------|-------|--------|
| 一九三〇 | 三三〇、〇七九 | 六三八、七二六 | 二、六五四 | 一七、八九八 |
| 一九三一 | 四四五、〇三九 | 六〇六、九九一 | 二、二九六 | 三四、四二八 |
| 一九三二 | 四三一、一四五 | 七七五、〇三六 | 三、一五三 | 五〇、八五一 |
| 一九三三 | 六三六、九〇〇 | 九〇一、八七三 | 三、〇五〇 | 四九、三四六 |

1. 中國航空公司

昭和四年四月の創立に該り、同五年七月米支航空新契約の締結に依て米支合辦とし、上海—南京—九江—漢口—宜昌—萬縣—重慶—成都線、南京—徐州—濟南—天津—北平線、上海—寧波—溫州—福州—廈門—汕頭—廣州線の三線を計畫し其一部を經營して來たが、昭和八年夏季に於ける汎米航空會社と南京政府との協定後支那側の持株は逐次米人の手中に收められ、現在に於ては名目のみ米支合辦なるも實權は全く米人の手中に在る。最近其發展は目醒ましきものあり、既に前記三線及重慶—貴陽—雲南線を完成せるの外、更に左の諸線の擴張計畫を立て、進みつゝある。

太平洋橫斷線

成都—巴安—康定—拉薩線

2. 歐亞航空公司

獨逸ハンザ航空會社は其成立當時より對支航空路の建設に著意し、昭和三年以來北平及莫斯科に其

代表者を駐在せしめてゐたが、昭和五年二月國民政府交通部と交渉を始め、八月獨支航空契約を締結してアジア大陸を横斷する歐亞連絡を企圖した。但其計畫は滿洲事變の爲之を中止するの止む無きに至り爾後逐次新線を經營して目下左の諸線に就航を見つゝある。

蘭州—寧夏—包頭線

上海—鄭州—西安—蘭州線

北平—鄭州—漢口—長沙—廣東線

西安—成都線

尙、本公司は新疆省の政情安定を見れば、直に上海、伯林間定期航空の實現を期する傍ら新疆經由線の實現見込なき場合を顧慮し印度廻り線を腹案計畫しありと謂はれて居る。

3. 西南航空公司

西南五省の官民合辦事業にして、資本金百五十萬元とし昭和八年八月籌備處を設け翌九年五月以來逐次左の諸線の開航を見るに至つた。

廣東—南寧—龍州線

廣東—瓊州—北海線

南寧—貴陽線(試験飛行完了しあるも定期航空未だし)

尙使用機及操縦士は米國に仰いでゐる。

第三章 蘇聯邦

第一節 概説

一、國防上の立場と環境

蘇聯邦の國防上の立場に於て、最も特異にして又最も重大なる意義を有するものは、其國家の理想として建國の始めに標榜せる世界革命の遂行である。

蘇聯邦憲法第一篇に於て「ソヴェート共和國建設以來全世界の國家は二個の集團に分裂せり。資本主義の集團及社會主義の集團是なり。(中略)社會主義集團の優良性と資本主義集團の罪惡性を強調す。蘇聯邦共和國は唯其存在に依りて世界の帝國主義を破碎するを得。云々と明示してゐる。之は明かに資本主義と共產主義との鬭争を國是としてゐることを示すものであつて、又レーニンも「蘇聯邦が帝國主義諸國と相並んで永久的に存在することは考へ得べからざることである。結局何れかの群が勝利を得るであらう。而して此勝負は兩者の戦慄すべき衝突に依てのみ決せられる。故に、資本主義諸國を徹底的に轉覆せざれば已まざるの概が必要である。」と云つて居る。

要するに蘇聯邦は世界各國を革命に導き、之を共產主義國と化することを最高の對外方針と爲してゐるのであつて、世界を蘇聯邦と同主旨の國と爲すことが、又間接に蘇聯邦の存在を防衛するの手段となるのである。

蘇聯邦の對外政策は、國內及國外の情勢に應じ、或は積極に或は消極に變化して居るが、之は單に一

時の方策であつて、結局世界革命の理想には何等の變化もないのである。從て、急速且容易に實現すべしと考へたる西歐方面への革命工作が失敗し、國內的には新經濟政策への退却を餘義なくせらるゝや、蘇聯邦の欲すると欲せざるとに拘らず、資本主義國家との合法的外交機關の交換を必要とするに至つたが、此外交機關の任務は、依然として列國との眞個の和平に在らずして、實に、五年計畫の完成等に依る國防力の充實迄、圍繞資本主義國の蘇聯邦に對する攻勢を回避せしむるに在るのである。かの蘇聯邦政權と不可分の關係を有し、又其裏面的人格とも見らるべき國際共產黨が、蘇聯邦國策遂行の一機關として世界革命の實現に偉大なる役割を演じて居ることは、此處に詳説するの要もあるまい。

蘇聯邦が如上の政策を遂行せんが爲に、強大なる軍備を必要とするは固より言を俟たない處であつて、前述の如き外交工作を以て戰爭の回避を爲しつゝ、軍備の充實と戰爭遂行力の増大を其間に成就すべく最大の努力を拂つて居ることは、かの國民生活を犠牲にして迄完成に焦りつゝある五年計畫の施行振を見るも明かである。

次に、蘇聯邦の國防問題に就て、特に吾人にとつて重要な意義を有つ今一つの問題は、其傳統的極東政策である。抑、蘇聯邦の極東政策は實にピーター大帝以來の傳統的國是であり、露西亞帝國が蘇聯邦となつた今日に於ても何等の變更なきものであることは、彼のレーニンが揚言した「吾人の運命は東方に於て決す」なる一言に依て明瞭にされて居る處であつて、此傳統的國是が國防上の施設に自ら現はれ來り、かの極端なる極東戰備となりあることは大いに注意を要することである。

二、軍備方針

赤軍野外教令中に、「赤軍は、蘇聯邦の防衛に任ずると共に、其存在の事實を以て、全世界に於ける被壓迫勤勞民の自由解放に對する鬭争を支援するもの」なる旨を述べて居るが、是、婉曲に其積極的任務を表明せるものであつて、赤軍建設の目的は實に此處に在り。前項に述べたる世界革命の理想を支援するの武力として、場合に依りては全世界の資本主義國家を對象とすべき軍備であるが故に、之が整備の規模も亦生やさしいものでないことは自ら明かである。而して、彼の軍備方針は、左の諸點にあるものゝやうであること、彼の戰爭教書や要路者の言説に見るも明かである。

1. 少くも接壤國に對し速戰即決を期し得る兵力を保持する。
2. 近代戰の特色として無宣戰の儘戰爭状態に入ることあるを以て、常備軍を強大にし、平素より戰時の編制を採るを理想とする。
3. 近代戰は運用よりも裝備の良否が問題である。特に、航空、機械化及瓦斯の裝備を優越せしめねばならぬ。
4. 將來戰は全國民を網羅するのみならず、武力は直接國家の産業に依り支持せられる。

三、軍備擴張と五年計畫

一九三一年七月共產黨大會の決議に曰く、「五年計畫遂行に方り第一義的重要任務は、蘇聯邦の國防力増進に關係ある部分を發達せしむるに在り」と、以て軍備擴張と五年計畫との關係を知るべきであらう。五年計畫の詳細は總動員施設の項に述ぶるが、蘇聯邦が、如何に眞剣に軍備の擴張と國防力の充實を圖りあるかを思はねばならぬ。

四、國防と政治組織の關係

蘇聯邦の國防を考察するに際しては、其特異なる政治組織を考慮する必要がある。抑、戰爭指導には、獨裁力を多分に必要とすることは明かであるが、蘇聯邦に於ける組織は之に對し極めて都合よく出來て居る。殊に其政治が少數の最高幹部（陸海空軍の長官たる國防大臣も亦現在此中に含まれり、而して彼等は又一面共産黨の最高幹部である。）に依り全く獨裁的に實施せられ、戰爭準備並に戰爭指導の如きも亦少數の首腦者により獨裁せられ得るやう平時より組織せられてゐることは、見逃すべからざることである。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

蘇聯邦は一九一八年四月徴兵制度を布き、同年七月制定の憲法に於ても之を認めた。其後國內戰及一九二〇年の蘇波戰の試練を経て、一九二二年徴兵令を制定し、一九二五年九月之に所要の改正を施して蘇聯邦兵役法を發布し、更に一九二八年及一九三〇年更に若干の改正を行つた。

服役年限 十九歳より四十歳迄の間左表の如く服役する義務を國民に課して居る。別に義勇兵制度ありて志願者を現役勤務に服せしめ、又勤勞婦人も義勇兵に服せしめることが出来るやうになつて居る。

| 年 齡 | 兵役區分 | | 第一豫備役 | 第二豫備役 |
|---------|---------------------------------------|--|--|-------|
| | 勤務區分 | 現 役 (五 年) | | |
| 19 20 | 正規部隊及民兵部隊 基幹部 | 在 營 一般に二年、海軍及オケ、ベ、ウ國境海軍警備隊勤務者は三、四年 | 一 般 に 三 年 同 上 一 二 年 歸 休 間 の 召 集 二 箇 月 以 内 | |
| 21 25 | 民兵部隊交代部 隊外現役勤務 (正規及民兵に入らざるもの全部) | 現役五年間に於て歩砲兵八箇月、騎兵十一箇月の召集教育を行ふ 現役五年間に六箇月以内の召集教育を行ふ | | |
| 26 34 | | | 九 年 | |
| 35 40 | | | 六 年 | |

(召集期間通算三箇月以内、一年一箇月以内)

備 考 民兵部隊に就ては次項「軍の構成」に於て詳述する。

要するに蘇聯邦の兵役制度は徹底せる國民皆兵主義であつて、而も其間勞農一流の革命擁護手段を考案苦心しあるを窺ふことが出来る。かの、國防を以て所謂プロレタリアートのみの權利とし、其以外の階級には劍を執つて兵役に服する權利を附與せず、從て、商人及雇傭勞働者を使用する農工業者

の子弟等は軍隊に編入せず、其代償として一定の金額を徴するか、若は雜役部隊に編入し一定の年限勞働義務を負担せしめて居るが如きは是である。尙蘇聯邦の新兵役法を、他列強の夫れと比較するに、他列強が平和主義、軍縮問題等に影響せられて、齊しく在營年限の短縮を行ひあるに對し、正規兵に於て二乃至四年の長期在營を規定せるが如き、或は専門學校以上に於ける軍事訓練を義務的のものとせるが如き、或は軍需工業を義務化し兵役化せるが如き、皆蘇聯邦に於ける特異の點であつて、如何に蘇聯邦が軍備の整備に眞面目なるかゞ知られる。

二、軍の構成

赤軍は陸軍、海軍及空軍に別たれ、別に國家保安部に屬しありし特別軍隊を有する。(國家保安部は最近内務省に編合せられたが、特別軍隊は依然として赤軍内に包含されてゐる。)

陸軍は之を正規部隊と民兵部隊との二種に區分せられてゐる。正規部隊は赤軍の中堅をなすもので、主として國境方面に配置せられ、服役其他は他の列強の正規軍と變りがないが、民兵制度は赤軍の獨特のものである。即ち、民兵部隊は基幹部と交代部から成立するのであつて、基幹部は其名の如く民兵部隊の基幹部を爲すもの、正規部隊と同様の基礎の下に正規部隊と殆ど同様の各級幹部並に一部の基幹部を以て編成し、交代部は基幹部の教育指導を受くる兵員であつて夫、の召集區より召集し毎年一定期間宛交代服務せしむるものである。而して、民兵と謂ふ名稱に依りて、動もすれば其價值が低い様に了解する者があるかも知れぬが、決して左様なものではない。即ち民兵部隊は前述の如く平時基幹部充實しある外、其召集時に於ては概ね戰時編制の部隊を編成し、之を純然たる野營地に於て

訓練するので、全兵卒を常に教練に出場せしめることが出来、殊に出費を惜まず必要なる諸機關を整備して居るのみならず、最近農村のホルホーズ化に伴ひ、召集期以外に於ても各農村等で定期的に訓練を繼續し、基幹部隊員が態、出張教育して居るので、召集期間は後述の如く短いけれども、正規師團に近い戰鬥力を保持してゐる。之を他國の青年訓練、軍事豫備教育と同一視することは甚だ當らぬのである。尙民兵師團は現地召集の制であるから、地方と密接なる連繫を保ち、建制上團結に有利なる點多く、又、動員に方りても其迅速を期し得るの利がある。

國軍の基礎を民兵に置かんとするのは、蘇聯邦建設以來の理想であつたので、政府は一九二一年第九回共產黨大會の決議に基いて、國民皆兵の主義の下に經濟的軍備を實施せんとしたが、當時國內戰及對波戰の爲龐大なる作戦軍を擁してゐたので、其實現を圖ることが出来なかつた。爾後對外戰も熄み、國內亦略、鎮靜したのと、一方財政上の危機に際會したので、一九二三年初頭から一般師團の改編に著手し、同年八月法令を以て民兵師團制度を確定し、逐次主として國境にあらざる正規師團を民兵師團に改編するに至つた。然し乍ら此制度は訓練の不足に基く有形無形上幾多の危險不安を藏してゐるので、軍部當局は總兵力の約半部のみを民兵部隊とするに止めた。

特別軍隊とは國家保安部軍隊及護送軍隊であつて、前者は國境守備、國內反革命運動の鎮壓、交通線の守護等に任ずる共產政權維持の旗本とも稱すべきもので、各兵科を有し一般赤軍に優るとも劣らざる最も精練の軍隊であり、後者は囚人輸送及輸送物品の護送に任ずる部隊である。

第三節 兵力、編制及裝備（空軍を除く）

一、平時兵力及編制

一九三五年に於ける陸軍平時總兵力（特別軍隊を含む）は約百六十萬にして正規兵約六十九萬（民兵部隊基幹人員を含む）民兵部隊交代部約六十六萬、特別軍隊約二十五萬（國家保安部軍隊約十六萬、護送軍隊約九萬）より成り、概ね左の如く編成せられて居る。

| | |
|---------|---------------------|
| 步兵軍團司令部 | 約二〇（軍團は二——四師團を基幹とす） |
| 正規歩兵師團 | 約三五 |
| 民兵歩兵師團 | 約五〇（計約八五） |
| 正規騎兵師團 | 約一五 |
| 民兵騎兵師團 | 約五 |
| 其他の獨立諸隊 | 約二〇 |

二、裝備

附表其二に示すが如く、戰車約四千及裝甲自動車多數を有し、且此等の戰車隊、裝甲自動車隊、乗車歩・砲兵其他を以て常設の獨立機械化部隊十數個を設置し、尙師團の約二分一に配屬機械化部隊を有して居る。又赤軍の化學戰裝備は其徹底せること列國中隨一であり、火力裝備に於ても、列國陸軍中の優位を占めあること第一篇第四章中に比較表示せる通りである。

之を要するに、勞農赤軍の戰鬥能力は、今や世界に於ても有數のものとなつたやうであつて、其産五年計畫（軍需工業の母體たる重工業を主とす）の進展に伴ひ日を追うて充實せられ行く次第である。

第四節 航空

一、要旨

蘇聯邦の航空界は、革命後二、三年間は國內騷亂の爲不振の状態に在つたが、一九二一年頃より政府の努力漸く眞面目となり、軍事航空施設の大擴張を企圖すると共に、大に民用航空の發達を奨勵せし結果、一九二九年頃以來急速なる發達を遂げ、現在に於ては歐米列強に比し遜色なく、將來益々發達を見るべき狀況に在る。

二、空軍の兵力及編制

1. 指揮系統

全航空部隊は赤軍空軍本部長之を統べ、國防人民委員會に直屬する。軍管區司令官は作戰及衛戍關係に於てのみ、管内所在の航空部隊を統轄し、空軍本部長は教育・補給・人事等爾他の業務に就き軍管區航空部長を通じて航空部隊を指揮して居る。

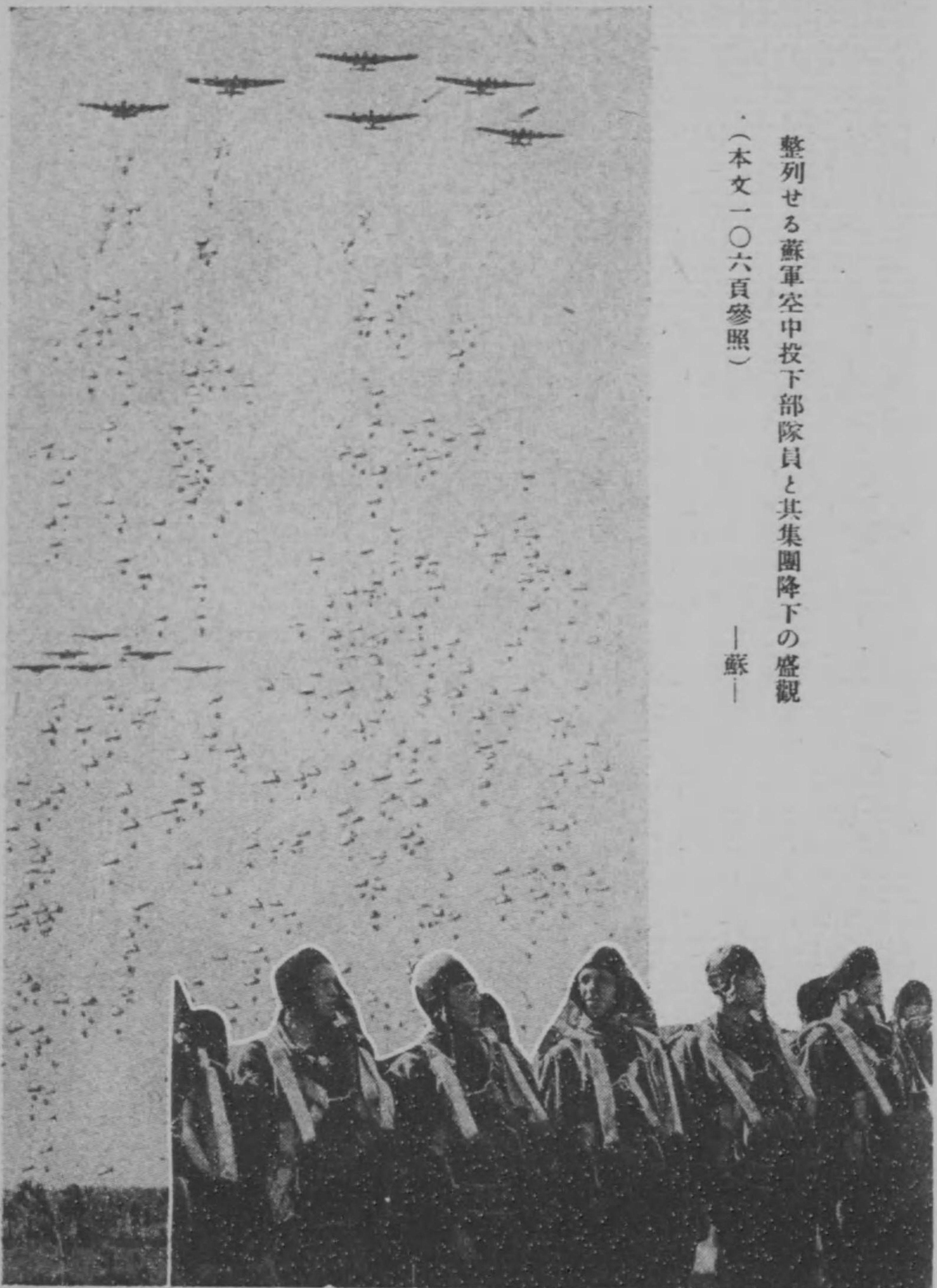
2. 兵力

一九二二年陸上部隊約二十中隊に過ぎなかつたが、一九二五年には約八十中隊、二八年には約百中隊となり今や陸上部隊約三百五十中隊、其機数は約四千機に達した。而して戰鬥・爆撃隊の増加は特に顯著である。又別に氣球中隊若干を有して居る。

尙空軍の器材を充實する爲、一九二二年以來獨・伊・英・米・佛等の諸國より飛行機を購入し、又國內に於ける航空機製造工場の整備を急ぎつゝあつたが、國民生活を犠牲とし武力充實を主張とせる第一次五年計畫の完成と共に、航空工業及其原料資源供給の途茲に確立せられ、異常なる躍進を續けつゝある。

3 空中投下(空中デサント)部隊

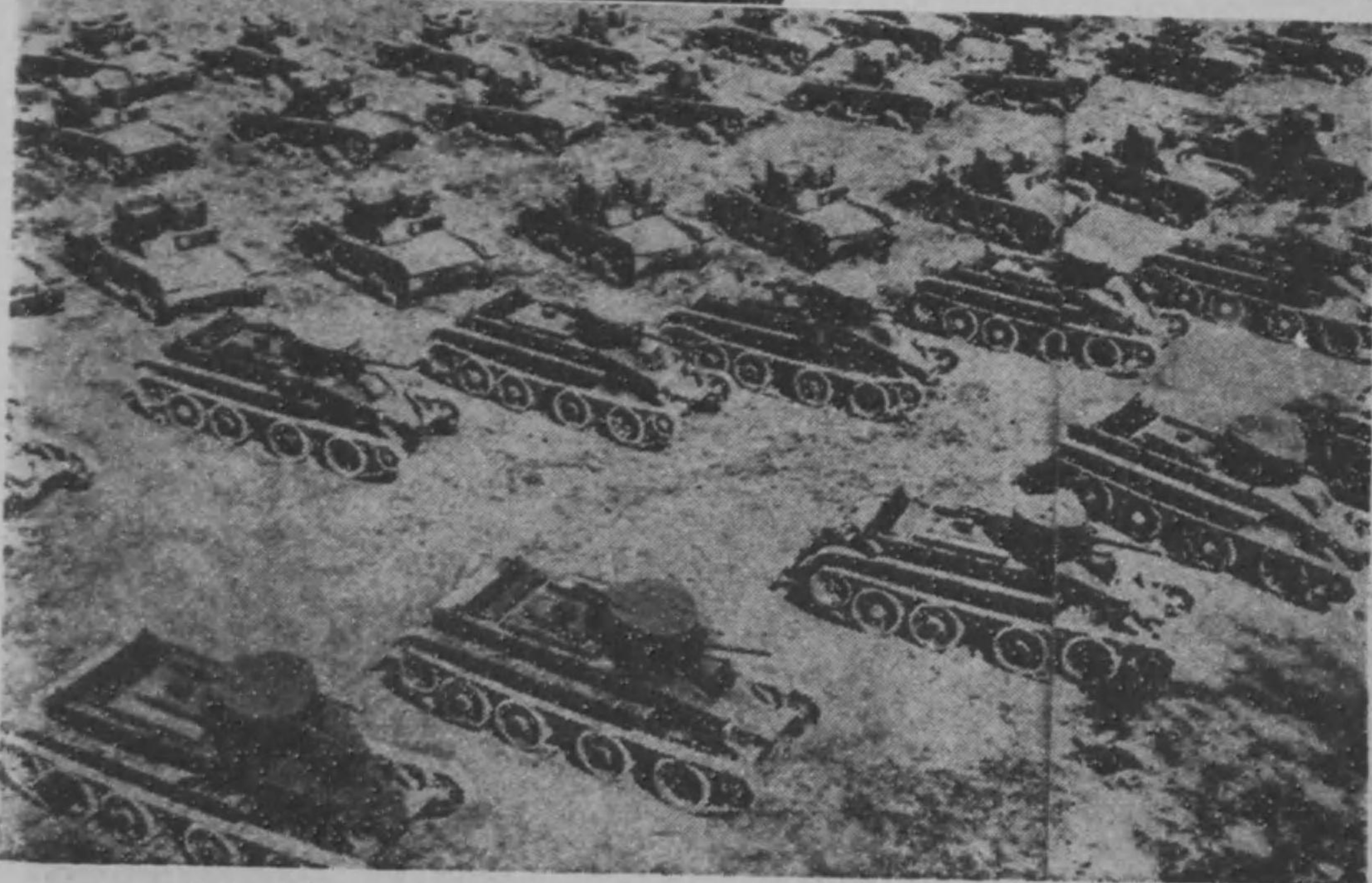
本部隊は蘇邦空軍の特色とも謂ふべく彼等の最も力を入れてゐる一つであつて、戦闘部隊を落下傘により敵背後に投下し後方より攻撃を行はしめ又は擾亂等に任せしめんとするものである。其數は未だ明かではないが各所の觀兵式にも相當數出場するのを見受けるのみならず、本年九月「キエフ」附近で行はれた大演習には約一聯隊位の部隊を空中投下に依り敵背後に降下行動せしめたのに鑑みるも相當の訓練せる部隊を有することは明かである。



整列せる蘇軍空中投下部隊員と其集團降下の盛観
—蘇—
(本文一〇六頁参照)

列國陸軍概観 蘇聯邦

最新式クリスチー戦車の集團と
ピツカース隨伴戦車の突進
戦車の上に低空飛行するは
地上戦闘参加の飛行機編隊
である
—蘇—



三、非軍事航空

從來、非軍事航空全聯合統一部なる名稱の下に國防労働會議の隸下にありし非軍事航空中央統轄機關は、一九三二年非軍事航空本部と改稱せられ、聯邦人民委員會に直隸するに至つた。而も目下の非軍事航空本部長は赤軍高級幹部の一人である。從て、蘇聯邦に於ては、非軍事航空は總ては國營にして、國防上の考慮を第一義として企畫運営を實施しあり、航空路の開拓及之に伴ふ飛行家の養成等に特に努力を用ひて居る。

1. 非軍用機

現在所有する非軍用機の數は明確ならざるも、少くも一千機以上に上るべく、其一九三四—三五年度豫算二億二千萬留に及んでゐる。而して其國土の關係よりする需要の度並麗大なる第二次五年計畫より判斷し、將來機數は益々増加するものと思はれる。

2. 定期航空

蘇聯邦は、五箇年計畫を以て航空路の大擴張を企圖し、目下進捗中である。而して、主要都市の連絡に先だちて邊疆地方に於ける航空路を完成せしめんとしあるが如きは、總べて國防上の要求から割出されて居るものであらう。特に西伯利鐵道沿線に於ては、不時著陸場を完備し、且某間隔を存して完全なる飛行場を整へ、平時航空に便すると共に、有事の際に於ける空軍部隊の空中輸送に遺憾なからしめてゐる。

第二次五年計畫に於ける航空路擴張計畫は左の通である。

| 年次区分 | 航空路延長 (千) |
|------|-----------|
| 一九三三 | 四五、三〇〇 |
| 一九三三 | 六三、四〇〇 |
| 一九三三 | 七九、三〇〇 |
| 一九三三 | 八五、〇〇〇 |

備考 本表は蘇側發表に依る

一九三五年度の実績は航空路延長約七七、〇〇〇千、輸送旅客約一二二、〇〇〇人、同郵便約六、六〇〇噸である。

民用航空として蘇聯邦特異の事業は、寫眞測量、魚群搜索、害虫驅除、播種、乃至北極探險等、産業や開拓事業に迄飛行機を活躍せしめ、甚大の効果を挙げつゝあることである。

最近に於ける産業飛行機の業績表

| 年次区分 | 空中寫眞 (平方料) | 農林業害虫驅除 (ヘクタール) | マラリヤ蚊驅除 (千ヘクタール) | 播種 (千ヘクタール) | 森林調査 (百萬ヘクタール) |
|------|------------|-----------------|------------------|-------------|----------------|
| 一九三一 | 一〇四、八六六 | 二四四、六六五 | 一一二 | 四 | 一 |

航空事業發達普及の爲國防飛行化學協會が大なる貢献を爲してゐることは周知の事實であるが其状況は後述する。

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

一九二一年頃より、將來に於ける化學戰の必現を信じ、之が研究、施設に努力し、軍部及民間に諸種の施設を行つた。即ち、赤軍に於ける革命軍事會議に化學戰部を置き、又化學戰特別研究委員會を設けて之が研究普及に努め、更に常設部隊としては化學戰部の下に化學聯隊及同獨立大隊を設くる外、一般軍隊に化學戰部隊を附加し、之が訓練に大なる努力を拂ひつゝある。尙一般民間に對し、化學戰に關する知識普及の爲國防飛行化學協會を參加せしめ、其活動亦刮目すべきものがある。

二、軍部の施設

軍部の施設は左に示すが如く大規模のものにして、化學兵器の製造並使用に關する研究より、戰闘法の演練迄を實施して居る。

1. 化學戰特別研究委員會

列國陸軍概観 蘇聯邦

- 2. 化學戰部
 - 化學兵器研究所
 - 化學兵器製造所
 - 化學戰大學(將校教育)
 - 高等化學戰學校(將校教育)
 - 速成化學戰學校(下士以下教育)
 - 化學聯隊
 - 化學獨立大隊

尙、士官學校のみならず一般の大學にも化學戰研究の講座又は研究室を有して居る。

- 3. 軍隊に於ける化學戰部隊

化學戰施行の爲、小單位部隊に至るまで總て化學戰部隊を設けて居る、此等の化學戰部隊は防護及煙の使用を主務とするが、一方に於ては毒瓦斯を攻撃的に使用することも出来るのである。

三、民間の施設
民間の施設として特筆すべきものに國防飛行化學協會がある、其活動の狀況は後述の如くである。

四、細菌戰準備
蘇聯邦に於ても將來戰に於ける細菌戰の重要性を認識し著々之が、研究並に準備施設に努めつゝある。

第六節 國家總動員施設

國家總動員準備の見地から蘇聯邦を眺めるに方つては、制度組織と運営の實況との二つの視野からしてする事が必要である。

今之に就て其概要を述べることとする。

一、制度組織

蘇聯邦の制度組織を見るに、

1. 政治的には、寡頭獨裁制であつて、政權は他の掣肘を受くる事なく思つた通りの事が出来る。
2. 經濟的には、前記の政治的權力下に、全經濟行爲を計畫的に統制してゐる。
蘇聯邦に於ては、生産及消費の全手段が社會化されつゝあつて、土地、鑛山、天然資源、工業諸企業、凡ての銀行、運輸、商業企業等々は國家社會の所有に歸して居る。從て國民經濟の全行程、即ち生産、分配、消費の各領域に亘り人爲的計畫作用を加へ、之等の國家的統制を徹底的に行はしめる事が出来る。
3. 人的要素に就ても之が統制按配を主眼とし、前述政治經濟上の獨裁と相俟つて國家的統制の下に勞働力の分配を適當ならしめやうとしてゐる。
4. ラヂオ、新聞、雜誌其他各種印刷物、言論集會等は一切政府の手に握られ、國家の統制下にある等に依り、現在既に徹底せる一種の總動員組織制度に在ると云へる。即ち、蘇聯邦は總動員の組織制度を常態とする國であつて、換言すれば常時總動員下に在り、戰時の爲には單なる計畫内容の變化即ち平時的產業中心計畫を軍事的內容に盛りかへる丈けで十分なのであつて、平時狀態か

ら戦時總動員形態への轉移も亦極めて容易に行はれ得るのである。

機關 以上の如くであるが故に、國家機關の總べてが既に總動員業務を行つて居ると謂ふべきであるが、今此等の計畫機關の内主なるものを擧ぐれば、概ね左の如くである。

1. 政治經濟上の大方針は、先づ共産黨に於て之を定め政府に要求する。
即ち國防はごうせよとか、個人消費は大約幾何にせよとか、生産は如何にせよとか、總て大方針に基くものは、大略ながら或る數字を以て其要求の程度を示される。
2. 右に基いて政府は更に具體的の計畫を立案し、之が實行に任ずる。
但黨首腦者も政府首腦者も大體同一人であるから要するに此兩者の關係は圓滑といふより全く同心異體である。而して、此際國防と勞働即ち生産との調和を計る爲には、特に勞働國防會議なるものがあつて議長は蘇聯邦人民委員長(首相に相當す)が之を兼任してゐる。
3. 中央並地方政府内及各下級官廳に於ける計畫立案の當事者は左の如くである。
イ、國家の中心指導計畫機關及計算機關は蘇聯邦國家計畫委員會であつて、聯邦人民委員會直屬である。
ロ、行政管區の中心指導機關は各共和國、自治共和國、各州各地方大都市のソヴィエト執行委員會の計畫委員會である。
ハ、經濟機關及企業の事業に於ける計畫中心機關は、蘇聯邦及其各共和國の各人民委員部並に地方執行委員會の内部に在る特別計畫委員會である。
ニ、各經濟機關(協同組合、トラスト、鐵道、海運等)並個々の企業(工場、驛站等)にも計畫機

關を有し、個々の工場等の計畫機關内には更に其勞働の種類に應じ計畫班を有してゐる。

以上の如く、其計畫機關は凡ての企業・經濟・機關・中央及地方の諸機關中に存在して居る。而して、其他職業組合とか國防飛行化學協會とか萬般の國家社會機關も各々其範圍内に於て計畫を樹てる事は謂ふ迄もない。

二、運營實況

計畫萬能的政治經濟施策は、社會主義的なる辭句の許に現實に行はれ、國家生活上に於ける領域はこれにより殆ど大部分を占められて居る。以下二、三其實況を述べる事とする。

1. 五年計畫

本計畫の主眼が、豫想敵國の聯合勢力に對し勝利の獲得に必要な國防組織の完備にあること、及前記の主眼を達成するに必要な一切の技術的經濟的の前提條件を作り出す爲、國防力増進に關係ある工業部門の發達に全力を傾倒しある事實を究めたならば、本計畫は、戰爭遂行力重視の見地に立つて行はれて居り、戰時的内容を既に多分に有して居ることが理解されるであらう。即ち、蘇聯邦に於ては、五年計畫の名の下に、總動員の運營が著々として進みつつあるのである。

イ、重工業

五年計畫の産業上に於ける骨子は重工業に存し、其主眼とする所が軍事工業にあるは前述の通りである。

而して、各種生産工場の擴張と共に軍事關係工場が著しく既設増築せられ、且平時工業から戦時工業への轉移に應ずる人員の配當、諸施設の準備、動力轉移の關係等も規定せられてゐる。元來彼等の産業が國家企業であり且利潤を目的とするものでない爲、此等の施設は容易に且徹底して行はれ、我が國に於ける軍需工業動員法の如きものは全然之を必要としないのである。

ロ、農業

農業の社會化即ちコルホーズ(集團農)化、ソフオーズ(公營農)化に依り農民の六〇%以上を社會化した。之に依り農産品に對する國家統制は著く其威力を増加し、人員馬匹の所在と現況を明ならしめて此等の召集徵發を容易にしたるのみならず、勞働力の分配調節貯藏を容易ならしめてゐるのである。

2.

五年計畫以外に於て總動員の施設と見るべきものに、左の如きものがある。

イ 民間飛行機は全部國家的統制下に在りて、「民間」といふより「軍事以外の用途に充つる飛行機」と謂つた方が適當であるが、此等は國防の見地に基き豫備空軍、經濟的空軍をなし、戦時は直に軍用に使用し得る事を目的として其機種配置等を計畫せられ、飛行技術員操縦者の如きも軍人若くは直に軍用に供し得る如くせられて居る。

ロ 空襲の恐ある主要都市の住民には防毒面を購入せしめ、防空演習には一部の瓦斯を使用して之を裝せざれば市中の行進はもとより執務勞働も出来ない様な事としてゐる。

ハ 穀物等主要食品の貯藏が相等行はれてゐるやうで、此等は國內物資の缺乏或は飢饉等に方つても必要の前には遠慮なく實施して居る。

ニ 軍事工業用豫備技術員の養成

兵役法に依り高等諸學校學生中産業關係の兵役に服せしむるものを定め専らこれに軍事工業幹部たるの技能を實習せしめてゐる。

ホ 工場配置は戦時の顧慮が十分拂はれてゐる。殊に國境附近に在りては國境より離隔せる所に分置して之を設け、戦時に於ける作業の妨礙無からしめんことを期して居るのみならず、交通輸送の關係原料地と生産地の配置關係等には特に注意せられてゐる。

ヘ 馬匹は全部登録せしめ、軍用に適する犬も亦登録せしめあり、國防飛行化學協會會員でなければ飼育する事が出来ない。

以上の如き事例は獨り物質のみならず、人的資源の統制にも徹底して行はれ枚舉に暇がない。

第七節 國防飛行化學協會

國防飛行化學協會は蘇聯邦に於ける第二線の國防擔任機關として極めて重大なる意義を有し看過する事の出来ない特殊の存在である。

本協會は國家及國民の軍事化を目的とする半官半民の團體であつて、目下會員千八百萬人を算し其中に「婦人を國防に近づけよ」との標語の下に六百萬人の婦人會員を擁してゐる。其經費は會員の入會金並會費及各方面よりの寄附等によるの他國庫より補助金を仰いでゐる。而して其事業は軍事訓練軍事宣傳航空事業の發達普及、對化學戰防護並に防空・體育・馬事・軍用犬並に傳書鳩の養成、海事・農業

等頗る廣範圍に互り直接間接國防に關係ある殆ど一切の事項を包含してゐるが、其内主要なるものを挙げれば左の如くである。

一、軍事教育

大衆に對する軍事訓練の機關として數萬の射撃團體並に軍事技術團體等を有してゐる。

射撃團體は各、射撃場を有し射撃技術を訓練する他射撃に關する學理の普及に努め、技術優秀にして狙撃手の規定に合格したる者には「ウオロシローフ射手」の名譽を授與しつゝありて現在此名稱を有する射手は約七十萬人に達してゐる。

軍事技術團體には各種あるも自動車トラクター工場内には裝甲戰車團體化學工場内には軍事化學團體等の如く生産機構と密接な關係を有せしむるやうに努め、在郷赤軍幹部又は被後援軍隊（赤軍内各部隊は夫、某工場某地方等に一定の後援團體を有しあり）の將士に依て指導せられてゐる。

其他競技會・軍事訓練的行軍・軍隊見學・集會・短期軍事教育等を屢、催し軍事技術の普及を計つてゐるが、協會には所屬の騎兵學校・射手學校等各種軍事特業學校・海事教育訓練所並に帆船隊等を有しあり、最新軍事技術修得者は數百萬に及んでゐる。尙召集前の壯丁に對する軍事豫備教育並に在郷赤兵に對する復習教育等隊外者の軍事教育を行ふ爲二千餘の軍事教育訓練所を有し特に在郷者の資質向上に努力してゐる。

二、航空事業

航空事業の發達普及は特に力を用ふる所であつて、協會が民間資金を以て赤空軍に獻納せし飛行機

は既に六、七百機以上に達し、更に國民の航空教育の爲現在全國に約百數十箇所の飛行俱樂部を有しあり、此等は各、飛行場・航空學校・機關學校並に飛行機等を有し、其所屬機總數五百機以上に達し又多數の操縦士機關士等を養成してゐる。

尙航空要員養成に關しては「模型飛行機よりグライダーへ」「グライダーより輕飛行機へ」「輕飛行機より軍用機へ」なる標語の下に兒童青年に呼びかけ、系統的に著々其効果を收めつゝあり、目下グライダー學校二五〇關係機關約二千其操縦教育を受けたる者一四萬あり、各學校には模型飛行機團體を設け屢、競技會等を催して其發達を計つてゐる。其他パラシュート學校二〇其修業者四七萬に達し主要都市に於けるパラシュート練習塔一〇〇〇個以上に上つてゐる。尙航空發明事業に對する熱意亦旺盛で各種研究機關並に多數の工場等を有し、飛行機飛行船の研究設計製造を行ひつゝある。

三、化學防空事業

國民に對する對瓦斯並に防空教育亦協會の力を入れつゝある所であつて、防空地區及防空團體の設定・對空監視及連絡の教育等を實施するの他、防毒衣の賣出・特殊防空團體の定期的防空演習・雜誌映畫に依る宣傳等を行ひ、更に進んで瓦斯原料の研究・化學工業の擴張化學工業品製造所の設置・農業の航空化學化等を實施し、各種研究所並に研究會等を設置し且多數の瓦斯避難所を管理してゐる。

第八節 軍事豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と軍事豫算とを掲ぐれば左の通りである。

| 年 度 | 豫 算 總 額 | 軍 事 豫 算 |
|--------|--------------------------------|------------------------------------|
| 一九三一年度 | 約 二一、七七四、〇〇〇 <small>千留</small> | 約 一、三九〇、〇〇〇 <small>千留</small> |
| 一九三二年度 | 約 二七、五四二、〇〇〇 | 約 一、三九六、〇〇〇 |
| 一九三三年度 | 約 三五、〇一一、〇〇〇 | 約 一、五七四、〇〇〇 |
| 一九三四年度 | 約 四八、八七九、〇〇〇 | 約 一、七九五、〇〇〇 |
| 一九三五年度 | 約 六五、四〇〇、〇〇〇 | 約 五、〇二〇、〇〇〇 <small>(但實際支給)</small> |

統制經濟組織を採る蘇聯邦の國家豫算は、爾他の列國の豫算とは其趣を全然異にするのであつて、寧ろ全國民の國民經濟の豫算と見るが至當である。從て、之を以て他國のものとは比較せんとするのは殆ど意味の無いことであるが、實際上の軍事費が此處に示す軍事豫算位のものでなく、遙かに大きいと謂ふことだけは言ひ得るのである。蓋し、本軍事豫算は國防省費のみであつて、特別軍隊費並莫大な軍需工業費の如きは全然含んで居らず、又兵營の建築、射撃場の設備等の如き、地方經費の負擔となるもの亦少からずして、此等を總計するときは、軍事費總額は尙莫大の額に上るからである。尙又國防飛行化學協會よりの獻納、シエフ(シエフとは後援者の意味であつて、共產黨、職業同盟、地方行政機關、各種組合、工場等が赤軍某々隊のシエフとなつて一部の給與等を擔任してゐるのを謂ふのである。)の各軍隊に對する援助等に要する經費は、固より本豫算以外のものであるし、又國家豫算中

の豫備金の使用も大部は軍事にあるが如く、其額も決して少くないのである。

第四章 米 國

第一節 概 説

一、國防上の立場及環境と現況

比隣に強國を有せずして開戦劈頭より大陸軍を發動するの必要なく、且資源豊富、工業發達しありて戦時必要に應じ一舉に大軍を編成し得るが故に、優勢なる海軍だけに保有しあらば陸軍として平時より大兵力を保持するの要が無いことは米國陸軍々備設定上の特異點である、とは理論上一般に認めらるゝ所である。

然るにも拘らず、米國の陸軍が近來甚だ之と背違せる道を進みつゝあるは抑、何を物語るであらうか。大統領の豫算書に對し上下兩院に於て各、豫算額を増加承認せる事實の如き、國防充實の肝要なるを極めて痛切に認めて居る證左であると言ひ得る。又最近參謀總長は陸軍五箇年計畫なるものを大統領に呈出したと傳へられてゐる。

二、軍備方針

米國は世界大戰の苦き經驗に鑑み、戦後其國防法に根本的改正を加ふると共に、教育組織の統一、編制の確立並護國軍及編成豫備軍の整備に努力したが、參謀總長パーシング大將は、一九二二年七月

二十三日國防方針に關し左の要旨を發表した。

一一三

米國は開戦當初に於て平時常設の正規軍を動員して九個師團とし、之に護國軍十八師團並編成豫備軍の一部を加へ、先づ之を以て國境、海岸を守備し、其掩護の下に國內に於ても大動員を行ひ、且此間各軍の軍事教練を補足、完成し、海軍は米本國に對する敵襲の防衛を陸軍に委し獨立して作戰する。元來國防は我が國土の保安のみを以て目的を達し得るものではない、從て各軍の動員及訓練完成せば、陸軍は遠征軍を編成して攻勢作戰を敢行する云々。既に戦時約四百五十萬の大軍を動員するの計畫を確立し、且戦時之が龐大なる要求に應ぜんが爲、産業、資源及勞働等諸般の事項を網羅する周密なる産業動員計畫の基礎を策定し、銳意之が完成に向ひ官民齊しく大なる努力を續けて居るのみではなく、その國防方針中には陸海軍共各、積極的に攻勢作戰を敢行すると述べてあるのは吾人の關心を大ならしめずには置かない所であつて、事實其陸軍に關する準備を見ると強ち脅し文句でないことが明かである。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

米國は獨立戰爭以來志願兵制度を以て兵制の根本と爲しあり、其建軍の主義は左の如くである。

1. 國防は舉國一致を以て行ふべく、米國市民にして苟も體格適當なる男子は凡て米國民兵たるの義務を有す。

2. 然れども之が爲國家の強制を以て軍隊を構成することなく、其建國の精神たる自由平等主義に基き、市民の自覺に待つの趣旨に依て志願兵制度を採用し、平時最小限度の精銳部隊を存置することに止め有事に際して所要の大軍を編成す。

米國は以上の主義に依りて獨立戰爭以來各種の戰爭を経過し、其都度臨時募集の民兵に依りて正規軍を補充し、兎も角も其目的を達成して來たのであるが、此種制度の通弊たる軍事能力の低劣、志願者の不足に依る補充難等の爲可なり苦き經驗を嘗めた。

世界大戰參加と共に、遂に徴兵令を制定し、僅に十二萬に過ぎざりし正規軍より一躍三百五十有餘萬の龐大なる國軍の整備を爲したることは周知の事實である。戦後、兵制問題の論議に方り、累年繼承し來つた志願兵制度、即ち祖國の爲至高なる犠牲心の本能的發露に期待せんとするの制度に危険性ありとして、徴兵制度の優越を認むる者多く、參謀本部は固より上下兩院軍事委員會は、一般國民軍事教練案を議會に提出すると共に、大統領に徴兵權を附與すべしとの案件を提起したが、議會は國民の全力を擧げて經濟方面に傾注せんとするの政策を標榜して前述の提議を否決し、再び戦前の志願兵制度に復歸することとなつた。

陸軍の補充及服役は其種類に應じて左の如くになつて居る。

正規軍下士官兵は米國市民たる男子にして、十八歳乃至三十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其服役は三箇年及一箇年の二種（一箇年服役志願者は少數）であつて、再服役は三箇年を一期として居る。正規軍下士官兵は除隊後豫備役服役の義務はない。

護國軍兵は正規軍と同様、米國市民たる男子にして、十八歳乃至四十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其服役は一箇年及三箇年の二種であつて、再服役は一年を一期として居る。

二、軍の構成

米國陸軍は其本質に於て正規軍、護國軍及編成豫備軍より成る。

1. 正規軍

正規軍は常備軍であつて、平時は國內及屬領守備の主體となり、一部を以て護國軍・編成豫備軍及市民の軍事教育訓練を指導し、有事の際は第一線出動部隊に骨幹となるのである。

2. 護國軍

護國軍は地方有志の志願者を以て編成せらるゝものであつて、平時は各州に屬し地方の守備並治安維持に任ずるものである。而して戰時又は事變に際しては、大統領に於て議會の承認を経たる上、合衆國の爲使用し得る如くなつて居る。從て中央政府より毎年各州に豫算を補助し、定數の護國軍を維持して其編制・裝備・教育等皆正規軍に準據せしめ、以て戰時國防軍の第一線を形成せしむるのである。昨年以來合衆國護國軍なるものゝ編成を見て、大統領の護國軍使用は從來より一層容易迅速となつた次第である。

護國軍將校以下は平素定業に服し(但一部は正規軍將校以下と同様學校教育を受く)、毎年百四十時間以上の訓練並夏季十五日間の野營を行ふに過ぎないから、軍事的訓練は正規軍に比し遜色あるを免れないが、地位教育ある有力者が擧つて入隊するから精神的素質は優秀なものであるのみならず、平時より各種火器・自動

3.

車を有しある點は我が國の在郷軍人と大なる相異で飛行中隊の如きも十九箇中隊あるのである。

編成豫備軍

編成豫備軍は合衆國戰時兵力中平時志願に依る將校及若干の下士官兵を以て編成せられたもので爾餘の戰時兵力は總て紙上の編制とせられ、戰時は郷土を中心とし將校以下の要員を召集して編成及教育を完了する。從て精神的素質は優秀なるも、軍事教練の程度は言ふに足らぬ。

第三節 兵力及編制

一、平時兵力

1. 正規軍

歩兵九師團・騎兵三師團及其他の部隊(砲兵旅團・航空兵團等)より成り、其兵力は國防法に依り其最大限を定め、豫算に依り年々の兵力を規定せらるゝのである。米國にとつて別に對外關係悪化して居らないのに拘らず、本年より一九三九年迄の間に四萬五千の兵員を増加することにし、目下續、募集中であつて、一九三四年七月に於ける其人員は左の如くである。但、括弧内は國防法規定の兵力を示す。

將 校

約 一三、一五二(一七、七〇〇)人

准士官以下

約 一二三、八二三(二八〇、〇〇〇)人

計 約 一三六、九七五（二九七、七〇〇）人

2. 護國軍

歩兵十八師團（一部未完成）・騎兵四師團（基幹部隊のみ現存す）より成り、國防法規定の兵力は四十二萬五千人であるが、此如き大軍を維持するは經費之を許さないもので、從來より此定員に充たざること遠く、一九三五年七月に於ける現在兵力は約十九萬人である。

3. 編成豫備軍 約十二萬。

尙、比律賓・布哇及巴奈馬に各、正規軍約一師團、ポルトトリコに歩兵一聯隊、アラスカに歩兵一大隊、天津に歩兵二大隊（比律賓師團より派遣する）がある。

二、戰時兵力

新動員計畫に依れば戰時約四百五十萬の大軍を動員せんとするものにして、米本國に於ける第一次動員兵力は約二百萬に達するものゝ如く、概ね左の部隊より成り、之を以て十八軍團、六野戰軍を編成する。

- 1. 正規軍 歩兵九師團・騎兵三師團、及、軍團並軍の直屬部隊
- 2. 護國軍 歩兵十八師團及騎兵四師團其他
- 3. 編成豫備軍 歩兵二十七師團・騎兵六師團及特種部隊九箇

國防法に依れば、平時より二十七師團編成の企圖を有するも、護國軍と同様豫算の關係其他により未だ之を實現するに至らず。

第四節 航空

一、要旨

米國政府は平和克復後鋭意歐洲交戰諸國航空の精粹を吸収することに努め、又華府會議以來比律賓及布哇に於ける空中威力の増進に著目する等々其充實に努力して居る。其他飛行新記録の樹立に、長距離飛行の敢行に又は優秀飛行機の設計、製作等に、所謂「アメリカ第一」を標語として邁進し、航空機工業の顯著なる發達と共に其進歩は驚くべきものがある。又一九二七年以來實行せる其第一次航空擴張五箇年計畫は其完成を見たが、更に將來に對する計畫策定の爲、元陸軍長官たりしペーカーを首班とする航空調査委員會を組織して航空に關する諸般の問題に徹底せる意見を具申せしめ、今や陸軍は之に基き更に第二次の航空擴張に邁進して居るが、最近殊に航空に關する努力の積極的となり、空軍兵力の四千機増加を企圖すると共に航空大根據地の設置を急ぎ、又本國の要所々々並「アリユシヤン」群島の上空は民用飛行の禁止區域と指定した。

尙一九三二年秋頃より盛に自國勢力の支那其他への進出殊に太平洋航空路の完成を急ぎ直接米支の連絡を圖り、多數の器材及指導の爲の人員を入國せしめて直接勢力の伸展を圖ると共に、自國航空工業の高度維持に努めて居る。

二、航空兵力

空軍を獨立することなく、陸海軍に夫、の航空兵力を屬しあり、陸軍は航空隊及航空學校を有し、航空兵團に於て其業務を管掌してゐるが、一九三四年以來總司令部航空隊なるものを常設し參謀總長

の隷下に屬せしめて隨時各方面に使用する如くしてゐる。其陸軍航空兵力は左の通りである。

1. 總人員(一九三四年六月末現在)

| | |
|-------|----------|
| 准士官以上 | 約 一、三〇七人 |
| 下士官兵 | 約一四、三一四人 |
| 合計 | 約一五、六二一人 |

2. 中隊數及機數(一九三五年四月)

イ、正規軍

| | |
|----------|---------------|
| 偵察飛行中隊 | 一九 |
| 驅逐飛行中隊 | 二一 |
| 攻撃飛行中隊 | 六 |
| 爆撃飛行中隊 | 二二 |
| 航空學校教導中隊 | 一〇 |
| 飛行機勤務中隊 | 一六 |
| 計 | 九四、其機數大約二、五〇〇 |
| 氣球中隊 | 二 |
| 飛行船中隊 | 二 |
| 飛行船勤務中隊 | 一 |

ロ、護國軍

偵察飛行中隊一九(約二五〇機)あり。

3. 一九三四年十月以來、爆撃二聯隊・戦闘二聯隊・攻撃一聯隊より成る總司令部航空隊なるものを編成して獨立空軍的威力を構成するの一方、昨年十月より本年四月の間に飛行中隊を約二十中隊増加し、殊に爆撃機及輸送機の整備に努めて居る。尙總司令部航空隊は攻勢的に使用し或は海軍と協力して又は敵重要施設の爆撃に使用すると當局者は屢々、言明してゐる。其兵力は第二次擴張計畫に依て逐次充實されるものゝ如く最近參謀總長は航空機四千機充實計畫を發表したと傳へられてゐる。

4. 航空根據地

如何に飛行機が整備せられても航空根據地がなければその效力を十分に發揮することが出來ない。米國は深く此點に鑑みて陸軍飛行場として五十有餘、民間飛行場として二千餘を有してゐるのに拘らず、本年に入つてからウルコックス氏の空軍大根據地説を採用してアラスカ・太平洋岸西北部・ロッキーマウンテン・大西洋東北岸・西南部州及大西洋カリブ海方面に之を施行することに決定し、殊に太平洋岸及アラスカ方面を急いでゐることである。

5. 航空豫算は詳でない。蓋し、一九三四—三五年度の陸軍省航空局の豫算は三千三百二十萬弗であるが、之には人件費等を含ませざるのみならず、かの失業救済の爲の公共事業費より航空機整備へ莫大の經費を充當して居るが故に、其金額は寧ろ經費の一部と見るべきを以てゝある。

三、民用航空

1. 米國政府經營の航空には、陸、海軍用以外に森林巡邏飛行(使用機數約四〇)及國境警邏並天災に際し使用するもの等がある。
2. 民用航空は頗る盛であつて、一九三三年十月に於ける飛行機約九千三百、操縦士約一萬六千で公認飛行學校約百二十在り、主として郵便飛行、旅客輸送等に使用せられ、就中最も實用化しあはるは郵便飛行にして、目下線路百三十一條、約四千四百哩に達して居る。旅客飛行も亦漸次殷盛となり、一九三三年に於ける輸送旅客數は五十五萬に達し、又一九三四年七月に於ける飛行場及著陸場の数は一萬二千以上で「アラスカ」に於てさへ七十五に及んで居る。
3. 航空輸送の國外進出は最近特に著しく、南米に對する米國の努力は目醒ましいものがある。又一九二九年四月、米支航空契約成立し、同年十月より上海—南京—漢口間を、十二月更に成都迄の航空輸送を開始せし外、中華民國に於て多數の航空路を設定し著々計畫の實現に努めてゐる。

又一九三五年に入つてより太平洋航空路の完成に努力し、既に試験飛行も終り且比島に於ける航空上の特權を獲得し太平洋航空連絡の日も近きにある。

4. 最近飛行機製作數

米國の飛行機工業は大規模に發達し、近年に於ける業績は左の如き數字を示して居る。

| 年 度 | 軍 用 | | 商 業 | |
|--------|-------|------------|-------|------------|
| | 機 數 | 金 高(弗) | 機 數 | 金 高(弗) |
| 一九二七年度 | 六二一 | 七、五二八、三八三 | 一、五六五 | 六、九七六、六一六 |
| 一九二八年度 | 一、二一九 | 一九、〇六六、三七九 | 三、五四二 | 一七、一九四、二九八 |
| 一九二九年度 | 六七七 | 一〇、八三二、五四四 | 五、三五七 | 三三、六二四、七五六 |
| 一九三〇年度 | 七四七 | 一〇、七二三、七二〇 | 一、九三七 | 一〇、七四六、〇四三 |
| 一九三一年度 | 八七五 | 一二、八四七、六二五 | 一、六四五 | 六、四四一、八二〇 |

一九三二年度に於ける飛行機の輸出額は約二八〇機其價額約四百三十餘萬弗に達して居る。

第五節 化學戰準備施設

一、要 旨

米國陸軍當局は將來戰に處する爲、毒瓦斯を主とする化學戰を以て最も經濟的且有效なる戰闘法なりと認め、官民協力して之が利用、研究、調査等に努力し、殊に平時に於ける之が教育施設及工業動員等に對しては、周到且大規模の準備施設を實施して居る。米國の當局者が、戰に勝たんが爲には毒瓦斯制限に關する條約の如きは一顧にだも値せざることを公言せる如く、本施設に對する米人の意氣

込を十分に窺ふに足るものがある。

當局の毒瓦斯使用に對する見解

イ 化學戰部ジョージ、ハント大佐の口演要旨

毒瓦斯は極めて有效なると同時に比較的人道的の兵器であつて、將來戰に於ては國際間の諸條約の如何に拘らず、斷然之を使用しなくてはならぬ云々。

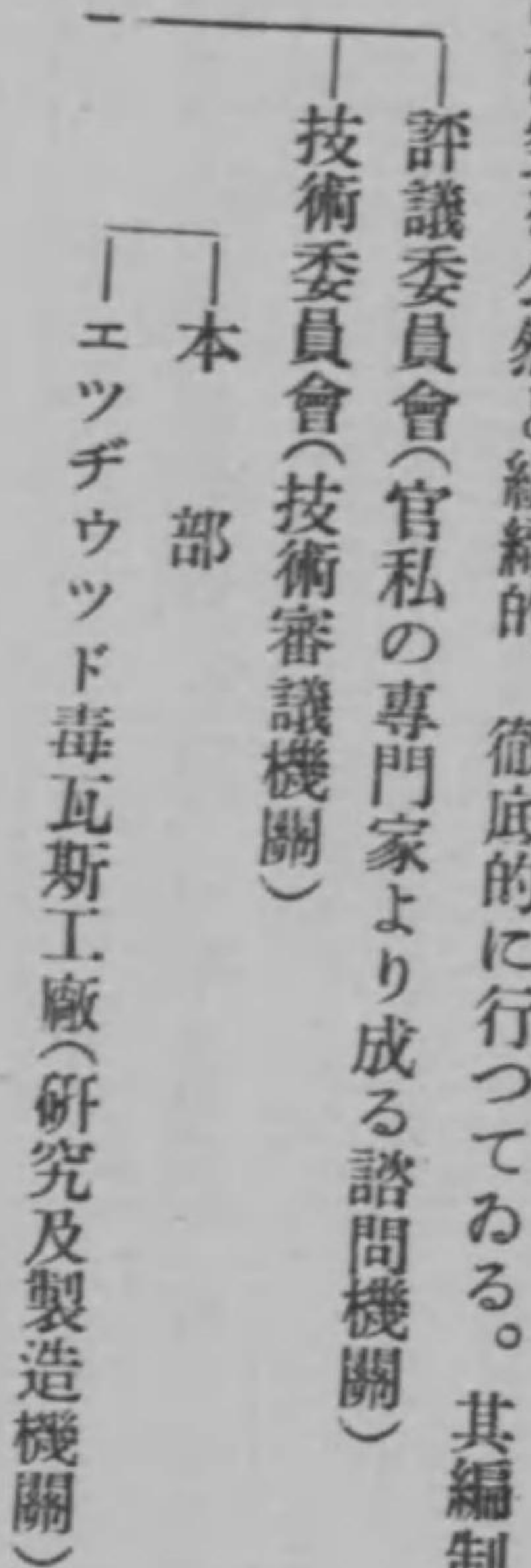
ロ 前化學戰部長フリース少將の報告要旨

現今及將來の戰爭は全く國民戰爭であつて、開戰と同時にあらゆる人員、工業を擧げて動員し、國家の安危に關する秋に方りては、如何なる武器、如何なる交戰法と雖斷然之を使用し、勝利の獲得に努めなくてはならぬ。

近時化學工藝は異常の進歩發達を爲しつゝあるから、將來は兵器に一層急激なる變革を齎すべきや明であるが、彼の軍備制限會議も亦此變革を促進するに過ぎず、戰爭の絶滅しない限り條約を以て特種兵器の使用を禁止せんとするが如きは、夢想到過ぎるものと謂はなくてはならぬ云々。

二、化學戰諸機關の概要

米國は、毒瓦斯の研究を公然と組織的、徹底的に行つてゐる。其編制は次の如くである。



陸軍省内—化學戰部

- 瓦斯第一聯隊(三中隊) (運用研究機關)
- 瓦斯第二聯隊(一中隊)
- 瓦斯大隊(一中隊) (布哇)
- 瓦斯中隊二 (巴奈馬及比島に各、一)
- 化學戰學校 (教育機關)

此等の諸施設完成の爲に要せし費用は八千萬圓と稱せられ、エツチウッド毒瓦斯工廠は研究及製造の機關として諸設備が完備して居る。

三、化學戰教育施設

參謀本部には化學戰部將校を配屬して動員、教育、編制、裝備等に關する勤務に服せしめて居る。又毒瓦斯に關する教育施設としては化學戰學校主として之に任じ、陸軍大學校、參謀學校、歩兵學校、及其他の特科學校に於ても、夫々一部の教育教練を實施して居る。其他軍團及師團に於ても、幹部以下に對し瓦斯教育を行ひ、之が普及、徹底を圖つて居り、運用研究の機關として常設瓦斯第一聯隊がある尙、別に豫備瓦斯聯隊二箇あり、毎年一回夏季約二週間召集し野營地に於て教育して居る。

四、民間に於ける化學工業施設

民間に於ける化學工業は平時に於ては製藥・染料・寫眞用藥品・香料・調味品・人工纖維・食料色素等を製造すると共に、爆發物及毒瓦斯等戰用化學品の原料又は半製品を生産し、官民一致して本工業の助成、發達を圖ると共に、將來戰に際しては、此種工業に關するあらゆる人員・工場・設備・材料、製品

等を擧げて動員し、必要に應じ大規模に之を行使するに遺憾なきやう準備を進めてゐる。化學工業動員準備に關しては、化學戰部内に民間化學工業家との連絡を擔任し併せて情報収集に任ずる一課を設けて居る。其任務は主として戰時所要の化學品の利用法を計畫し、尙民間に於ける各種化學工業家との協調を一層密ならしむると共に、其製造設備並原料品・補給資源等を調査するに在る。又米國化學協會の委員中の若干名並専門家の化學者技師十五名を化學戰部の顧問として新知識の移入・改良・進歩に資して居る。斯くて米國に於ける瓦斯及防毒面の利用は各方面に發達し、害虫驅除・船舶の消毒・坑内勞働者の炭酸瓦斯防護・警察・消防等に著々効果を擧げて居る。

第六節 國家總動員施設

米國總動員業務は其軍備方針に明示さるゝ「國內大動員」の準備の根幹を爲すものであつて、陸軍省の擔任に屬し、陸軍次官主管の下に數個の補給部局を設け、關係各省及民間團體之に協力して、専ら重點を軍需品の補給統制に置き、調査・研究・補給計畫並戰時諸機關の編成等に關し徹底せる具體的準備を進めつゝあり。

尙一九二六年上下兩院に提出せられた總動員法案は大統領に資源統制の獨裁權を賦與せんとするものであるが、未だ制定公布を見ない。然れども、工業動員の要員と思惟せらるゝ豫備兵器將校の外、特に産業大學を設置して産業動員統轄要員の養成に任じて居る。又一九二四年以來國防記念日を設けて一般國民に對する總動員演習を實施し、約二萬個の民間工場に對しては平時より教育註文制度に依て

兵器の製造に習熟せしめ、戰時此等の工場が命令一下直に軍需品の製造に轉換擴充し得る如く周到なる計畫を準備して居る。

第七節 陸軍豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の通りである。

| 年 度 | 豫 算 總 額 | 陸 軍 豫 算 |
|-----------|------------------------------|----------------------------|
| 一九三一—三二年度 | 約 四、六六七、八四五 <small>千</small> | 約 四六四、六四五 <small>千</small> |
| 一九三二—三三年度 | 約 四、七九八、〇〇〇 | 約 四六八、六〇五 |
| 一九三三—三四年度 | 約 四、二一八、〇〇一 | 約 三六五、〇一〇 |
| 一九三四—三五年度 | 約 三、九六〇、七九九 | 約 二八四、二三六 |
| 一九三五—三六年度 | 約 三、九三八、〇〇〇 | 約 四〇一、九九八 |

一九三三年六月十五日には約三十二億弗の所謂復興豫算を編成せるも、其年割等不詳の爲右表中には計上して居ない。從て、之を加へれば一九三三—三四年度の豫算總額は七十億弗を超えるであらう。一九三五—一九三六年度に於ては復興及救済資金約四十一億弗を計上す。

米國陸軍豫算中には巴奈馬地帶費・一般土木費等・純陸軍費にあらざるものを含みあるも、逆に、老兵局 (Veteran's Bureau) の經費中に在る莫大なる軍人恩給・公共事業費より支出さるゝ軍需工業の經費・其他護國軍の爲各州の負擔する經費等は、純然たる軍需であるが陸軍豫算内に計上されて居ない。

第五章 英國

第一節 概説

一、國防上の立場と環境

本國の地理的位置の關係及世界に廣く分布する植民地の關係は、優勢なる海空軍を必要とするも、平時より強大なる陸軍を整備するの要大ならざる特質を有して居る。尤も、世界大戰の刺戟に依り、機に應じて精銳なる兵團を大陸に派遣すべきの要あるを感ずるに至つたやうであるが、其工業力大なる爲、平時は基幹部隊のみを有すれば足りるであらう。茲に注目を要するは、近時世界の情勢に就き獨逸の再軍備に刺戟せられて國際平和維持の機構の無力なるを自覺し、武力背景の絶對必要を痛感して軍備強化の機運著しく盛となりつゝあることである。

二、軍備方針

英帝國國防の大方針は「領土を保有し、其結合を鞏固にし、對外權利を維持し、且通商貿易の保護を主とする」に在りとし、之が爲必要な範圍の制空及制海權の確保・屬領各部の獨立防禦及相互援

助を策するを以て其綱領としてゐる。

右方針に基く國軍整備の要領は概ね次の如くである。

1. 海軍政策 略す。
2. 陸軍政策 本國及植民地の防衛上必要な限度の陸軍を整備し、且國民軍事豫備教育の徹底を圖る等各種の施設に依て戰時陸軍の擴大を準備する。
世界大戰後志願兵制度に復歸せるに伴ひ、地方軍を改編して其裝備を正規軍と同様となし、又戰時兵力の増強に努めて、大陸に於ける活潑なる運動戰を準備し、以て速戰即決を策する。特に軍の機械化に依て其能力の向上を圖る。
3. 空軍政策 英本國に對して空中攻撃を加へ得べき列國中、最強一國を標準とする航空隊を本國に備へ、以て其防空を完全ならしむるのみならず、陸、海軍及植民地の要求に應じ得る獨立の空軍を整備する。尙、民用航空を補助、獎勵して戰時の擴張に應じ得る準備を爲す。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

英國の兵役は志願兵制度である。是、同國古來傳統の強制を絶對に好まざる自由主義と、過去に於て義勇兵制を以て世に誇り來りたる自尊心とに依るの外、同國が平時より大なる兵力を必要としない特種の國防條件に依るのであつて、平時に在りては志願兵制度を以て最も其國情に恰適しありと認め

て居るが、世界大戦間は徴兵制度を採用せざるを得なかつた。

正規軍兵は十八歳以上二十五歳以下の壯丁より募集し、其服役期間は十二箇年である。之を現役、豫備役の二期に分ち、志願に依り其全期間を現役に服し、又服役期間二十一箇年に達する迄再服役を爲すことが出来る。現役、豫備役の各期間に募兵の状況並海外勤務の爲の派遣、交代等の關係を顧慮し、各兵種に依り多少の差あるも、大體現役七年、豫備役五年を通常とする、而して此現役七年は當初一年を教育に、爾後六年を三年宛海外及本國に交代服務せしめんとするものである。

又地方軍兵は十七歳以上三十八歳以下の者より募集し、其服役期間は四年であつて、爾後一年乃至四年の延期を志願することが出来る、而して服役最終の年齢を三十八歳と規定して居る。

二、軍の構成

英國陸軍は之を正規軍、地方軍及豫備軍の三種に大別される。

1. 正規軍

正規軍常備團體は野戰軍の骨幹を爲し、主として外征に使用せらるゝものであつて、平時本國に駐屯するの外、印度其他の海外植民地等の守備に任じて居る。

2. 地方軍

地方軍は戦時必要に應じ議會の協賛を経て外征に使用するものであつて、平時教育訓練の爲基幹部隊を有し、時々召集して各種の訓練を行つて居る。其訓練の回数は左の如くである。

| | | |
|------------|---------|-------------|
| 第一年度 | 四十五回 | 外に野營八日乃至十五日 |
| 第二年度乃至第四年度 | 每年二十四回宛 | 外に野營八日乃至十五日 |

而して其募集、維持は全然州協會の手に委し、軍隊教育に關してのみ軍管區司令官の監督を受けることになつて居る。尙最近正規軍の缺陷を補ふ爲地方軍の任務擴張を行ひ、從來正規軍の負擔せし海岸防禦の責任の大部を地方軍に擔任せしめ、又地方軍の「誓約」に關する法規を改正し、所要に應じて地方軍に屬する者を外征の爲正規軍の補充に使用し得る如くした。

3. 豫備軍

正規軍豫備、將校補充豫備及補充豫備、民兵及海峽諸島及植民地民兵、地方軍豫備に區分する。正規軍豫備は現役を終了せるもの、將校補充豫備及補充豫備は動員に方り將校の補充及技術兵の補充に充つるものであつて、一九二四年の創設に係り、民兵は正規軍豫備使用後正規軍の補充に充てらるゝものである。

第三節 兵力及編制(空軍を除く)

一 本國軍兵力

1. 平時兵力

一九三四年度豫算面に依る英國陸軍の平時兵力は左の如くであつて、之を本國に於て五師團、印度に於て四師團及騎兵五旅團、地方軍に於て十四師團に編成して居る。

| | |
|---|-----------|
| 正規軍 | 約一五二、二〇〇人 |
| 印度英人隊 <small>(正規軍將兵を基幹とし之に印度人を加ふ)</small> | 約五九、九〇〇人 |
| 地方軍 | 約一三四、九〇〇人 |

計 本國の五師團は夫、約半數の兵力を香港、新嘉坡等に交代派遣して居る。
 2. 動員部隊兵力 約三四七、〇〇〇人

正規軍豫備軍 約一二〇、〇〇〇人
 補充豫備 約一九、〇〇〇人
 二、本國外の兵力

海外自治領及植民地は別に左の如き兵力(土民軍等を含む)を有して居る。

| | |
|-------|-------------------|
| 加奈陀 | 約 一三四、八〇〇 |
| 濠洲 | 約 二九、七〇〇 |
| 印度 | 約 一六六、六〇〇(英人隊を除く) |
| 新西蘭 | 約 一七、一〇〇 |
| 南阿 | 約 一、四〇〇 |
| 愛蘭現役軍 | 約 五、八〇〇 |
| 計 | 約 三五五、四〇〇 |

三、時勢に應ずる編制改良の努力

尙英國は、各國空軍及長射程砲等の發達に鑑み、最早其國防を地理的恩恵にのみ委するを得ずと爲し、軍の機械化、空軍其他の整備乃至國民訓練に對し多大の努力を拂つて居るのであるが、昨年來戰車旅團を創設せる外支援兵器の問題及補充の簡易化を企圖し、之が爲オールダーショット軍管區の歩

兵第六旅團の編制を變更して研究中である。

第四節 航空

一、要旨

英國は世界大戰末期即ち一九一七年末、陸海軍の航空を統一して獨立空軍の建設を決すると共に、翌一九一八年春空軍省を設置し、名實共に完全なる空軍を編成して戰場に活躍したのであるが、平和克復と共に、強大なる航空兵力の維持困難となつた爲、之を整理し、他の交戰諸國と同じく民間航空の發達を奨励し、有事の際擴張すべき豫備員の養成に努力して來た。從來に於ける航空政策の方針は大體次の通りである。

1. 平時空軍兵力は、海外守備に必要な諸部隊の外、英本國領土には直接國土防禦用、陸、海軍協同用及此等補充に任ずべき諸部隊並少數の豫備を保有す。
2. 空軍諸學校の設備を完全にし、現役將校以下の教育練成に任ずると共に豫備員の訓練養成に努力す。

3. 大に戰用航空諸器材を整備す。

4. 大規模の航空研究及實驗所を整備して航空諸般の發達、進歩を計り、民用航空に依る戰時の擴張を期す。

然るに一葦帶水の佛國が大戦後も引續き世界最強の空軍を擁するのみならず、益々擴張の勢を示

し、常に、近く自國の上空を脅威するの状況に鑑み、一九二二年保守黨内閣は遂に空軍大擴張を計畫して、今日の優勢なる空軍に迄發展したのであるが、政府は昨年更に新擴張案を提出して、五年計畫に依る四十二中隊増加を企圖して其實行に著手し、昨年度には四中隊を完成し、本年二十二中隊を新設するに決定し居たる處、本年に入りてより、獨逸再軍備に脅威を感じ、自國空軍の著しく不足なるを認め一九三六年度中に第一線機數一五〇〇機を整備し増加中隊二十二中隊を七十一中隊とするに變更した。尙之が爲め操縱者二、五〇〇其他二〇、〇〇〇名を増加することとし、又飛行學校五を十校に増加し銳意充實に邁進して居る。

二、空軍陸上部隊兵力

1. 空軍省所屬兵力

總人員約三萬三千人、飛行機約千五百機を有し、中隊數は八十四(正規空軍七六、補助空軍八)に達して居る。其任務に依る内譯は左の如くである。

イ、在本國兵力

| | |
|------------|----|
| 爆撃中隊 | 二七 |
| 内(夜間(重)爆撃) | 八 |
| 内(晝間(輕)爆撃) | 一九 |
| 戰鬥中隊 | 一六 |
| 連絡中隊 | 一 |

| | |
|------------|----|
| 陸軍協同(偵察)中隊 | 五 |
| 哨戒中隊(飛行艇) | 四 |
| 練習中隊 | 四 |
| 計 | 五七 |

ロ、在海外兵力

| | |
|-----------|------------------|
| 爆撃中隊(經) | 一六(内三は軍隊輸送中隊を兼ね) |
| 雷撃中隊 | 三 |
| 哨戒中隊(飛行艇) | 三 |
| 陸軍協同中隊 | 五 |
| 計 | 二七 |

尙、以上の外氣球一隊があり、又牛津及劍橋兩大學には各大學飛行中隊がある。

2. 本國外の兵力

海外自治領及植民地別に左の空軍を有して居る。(括弧内は民間操縱士及民用飛行機數を示す)

| | | |
|-----------|--------------|------------|
| 濠洲 | 約 九〇〇人(約三〇〇) | 約一九〇機 |
| 加奈陀 | 約 七〇〇人(約七五〇) | 約六五機(約三三〇) |
| 南阿 | 約 三〇〇人 | 約八〇機 |
| 新西蘭 | 約 一〇〇人(約三〇〇) | 約二〇機(約 六五) |
| 列國陸軍概觀 英國 | | 一四三 |

| | |
|----|----------|
| 愛蘭 | 約 二〇〇人 |
| 印度 | 約 二、二〇〇人 |
| 計 | 約 四、四〇〇人 |

| | |
|----|-------------|
| 愛蘭 | 約 二五機 |
| 印度 | 約 一〇〇機(約八〇) |
| 計 | 約 四九〇機 |

三、民用航空

空軍の擴張を緊要とする一方、一般的經費節減の要求を顧慮するの見地より、平時民用航空事業を獎勵發達せしめ、以て國防の一助たらしむべく、之が補助に就ては多大の注意を拂ひつゝあるが、一九三三年度に於ては補助金額百萬磅を計上してゐる。

1. 民用航空輸送會社に対する補助金下附と其事業

政府は民間の四航空會社に補助金を下附して居つたが、其事業は僅に少數の飛行機と操縦者とを維持するに止まり、國家的に豫期の成果を收め得ない嫌があつたので、空軍大臣は其改善を策し、前記四會社を一團として一九二五年四月より帝國航空路會社を創設し、政府の監督の下に旅客及郵便物輸送に任せしめ、一九三三年度の補助額は前述の如く百萬磅に達して居る。

更に英國政府は、英本國內飛行事業振作の目的を以て、一九二九年設立せられたる英國飛行事業會社に對し、今後十年間補助金を附與すべき旨、同年二月空軍省より之を公表し、一九三三年度に於ては五千磅を支給した。尙二月初旬操縦者聯盟が結成せられた。本聯盟は現在の處民間有志の自由意志に依るものであるが將來政府の支援を受ける事を想像し得るし、且青年を以て組織せられて居るから非常の際には軍用を補ふ事が出来る譯である。

2. 英本國・新嘉坡間定期航空路の開設

一九二四年七月空軍大臣は英、印間航空路の開設に關し、下院に於て左の如く聲明した。

イ、一會社を設立し、英・印間一週二回の飛行船定期航空路を開設す。

ロ、政府は會社に貸付金及補助金を給し、平時將校・下士の研究に供し、戦時は全部政府の使用に充つ。

而して本研究の爲並英、印間航空地上設備の爲、三箇年繼續事業として、經費百二十萬磅を當時の追加豫算として提出し、一九二九年三月、帝國航空路會社の手によつて其事業を開始するに至つた。尙昨年本航空路は新嘉坡に到達せるが、更に一を濠洲に延長して昨年末既に開航し、又其他カルカッタより磐石を経てマニラ經由香港に至る線の開通を企圖して居る。

3. 中華民國に於ける航空權獲得の企圖

英、伊航空路の延長計畫に連絡し香港——奉天線の航空權獲得の企圖を有して居る様である。

4. 其他の航空

政府は懸賞を以て民間用標準飛行機の設計を募集し、或は燃料を節約して十分なる飛行能力を發揮すべき輕飛行機の發達競技を行ひ、一九三四年十月英濠間長距離懸賞飛行を實施する等種々の方法を以て民用航空の發達を獎勵して居る。又輕飛行機俱樂部は各都市に設立せられ、其數本國內のみにも既に五十(内十六は補助金を受く)に達し、屬領内のものを合するときは百四十餘となり、會員の數一萬餘に及び、今や飛行機操縦の如き一種のスポーツと看做さるゝに至つた。

5. 民用飛行機操縦者及飛行場

一九三四年末に於ける數字は左の如くである。

イ 飛行機 約一、三〇〇

ロ 操縦者

操縦資格A(個人飛行機) 約二、六〇〇

同 B(商業機) 約四五〇

ハ 飛行場

公開飛行場數

個人所有同右 五〇

二〇一

四、防空

有事の日國內の防空は地方軍の任務である。内務省内に内務次官の下に空襲警備局を設け、地方官憲を指導して空襲に際し地方勤務隊を編成し、市民の防護に當らしむることとし、尙各所に公設の防護團を設けてある。

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

英國は戦後に於ける軍備革新の根本方針を科學應用に置き、之に對する研究は眞に緊張を極め、技

術研究費の如きも逐年増加して、戦前の六倍以上に達して居るが、就中化學兵器は特に之を重要視し、技術研究費の三分の一即ち毎年約二百萬圓を之に充當して居る。

二、施設

化學戰準備機關は陸・海・空軍の共同事業とし、陸軍之を主宰し、左の機關を設く。

1. 調査部

陸・海・空軍の爲、化學戰に關する諸調査を行ふ。

2. 化學戰研究所

本部を倫敦に置き、ポルトン及サットンウオークに實驗所を有する。

本部には、陸・海・空軍代表者並科學者を以て組織する化學戰委員會を設け、化學戰に關する顧問機關たらしむ。

兩實驗所は、共に化學兵器應用の諸研究並試験を行ふ。

3. 化學戰學校

ポルトンに在り、一九二二年より開校し、隊附將校・下士に對し毒瓦斯防護法の教育を行ふ。

第六節 國家總動員施設

其國民性と國情とに依り、國民の行動を統制する法律其他を平時より公布するが如きことなきも、其軍備方針に鑑みると、有時の日に必要なる陸軍軍備の擴充を行ふ爲には、完備せる總動員施設に

依るの外なきこと、國民全般の能く理解知悉しある處であつて、所要の準備施設は著々として整備されつゝある。即ち、法律的に表面に現はるゝ施設は顯著ならざるも、實質的には緊要なる施設を完備しつゝありと見られるのが、英國總動員施設の特色である。従て、平時に於ける此種公的施設の明瞭なるものは少いが、其中央機關とも目すべきものは、樞密院内に存するものゝ如く、又國防大學なる特種の施設が在つて、總動員の爲の最高指導部要員を養成して居るやうである。

國防大學は、參謀次長又は軍令部次長を以て校長とし、陸、海、空軍の優秀なる佐官級將校と行政官廳要路の有爲なる事務官級官吏二十數名を年々研究員として召集し、所要の研究を行つて居る。

軍需動員の如きも之が爲の特別の規定等を設けて居らぬが、軍と民間工業の間には密接なる連繋が保たれあり、民間工業の軍事轉用計畫も實質的に完成して居ると見られる。

第七節 陸軍及空軍豫算

最近五箇年に於ける英本國豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

| 年 | 度 | 豫算總額 | 陸軍豫算 | 空軍豫算 |
|-----------|---|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 一九三一—三二年度 | | 約 八〇三、五〇〇 <small>千磅</small> | 約 三八、六二三 <small>千磅</small> | 約 一七、七〇〇 <small>千磅</small> |
| 一九三二—三三年度 | | 約 八四八、一〇二 | 約 三六、四八八 | 約 一七、四〇〇 |

| | | | |
|-----------|-----------|----------|----------------------|
| 一九三三—三四年度 | 約 七四四、七九一 | 約 三七、九五〇 | 約 一七、四二六 |
| 一九三四—三五年度 | 約 七八四、八八七 | 約 三九、六〇〇 | 約 一七、五六一 |
| 一九三五—三六年度 | 約 七三四、四七〇 | 約 四三、五五〇 | 約 二三、八五〇 追加 五、三三五 |

右豫算中には自治領及植民地軍隊の經費を含まざるに注意するを要する。今、主要な海外自治領及植民地に於ける軍事費を擧ぐれば次の如くである。

| 國 (地名) | 年 | 度 | 金額 | 備 | 要 |
|--------|-----------|---|----------------------------|--------------------------------|---|
| 濠洲聯邦 | 一九三四—三五年度 | | 約 一九、一二二 <small>千磅</small> | | |
| 加奈陀 | 一九三三—三四年度 | | 大約 二、四八七 | 一一、九三七、二六〇弗を 換算せり | |
| 印度 | 一九三四—三五年度 | | 大約 三一、三五〇 | 四一八、〇〇〇、〇〇〇 2=13 1/2 Rとして換算 | |
| 新西蘭 | 一九三四—三五年度 | | 約 一、〇八九 | | |
| 南阿聯邦 | 一九三四—三五年度 | | 約 一、一一四 | | |
| 愛爾自由國 | 一九三四—三五年度 | | 約 一、四四七 | | |

第六章 佛國

第一節 概説

一、國防上の立場と環境

佛國の國防を論ずるに方りて獨逸との關係を輕視し得ざることは、此處に喋々する迄もない。抑、獨佛は古くより犬猿の間柄に在り、世界大戰の結果獨逸に對して徹底的壓迫を加へたるも、現時に於ける情勢は、世界大戰時に於けるが如く他の強國が常に佛國に加擔するものとして妥如として居ることを許さないものであるから、獨と國境を接して居る佛國として、獨逸に對する警戒心を清算することが出来ないのは蓋し當然であらう。

右の如きを以て、佛國は、其外交手段に於て先づ其安全保障を求むると共に對獨抑壓の政策を取り、内に於て軍備の充實を念として居るのである。

安全保障問題 かのフォッシュ元帥の主張に依るラインを以て國境線とするの案が脆くも平和會議に於て敗れたる後、或は英に、或は米に安全保障を求めたけれども、是亦満足すべき結果を得なかつた。之が爲佛國は、夙に波蘭及小協商諸國との連衡を固くし、又一九二五年には伊獨白と共にロカルノ條約を結び、尙最近にはナチスドイツの對外硬政策及軍備擴張に刺戟せられて一九三五年に入りては一月佛伊協定を二月英佛空軍協定を五月佛ソソ相互援助條約を結ぶ等獨國包圍の政策に出づると共に、益々自主的軍備の必要を認むるに至つた。

對獨抑壓政策 佛國は、平和條約に依つて獨國の軍備を徹底的に制限し、又賠償金に依つて其經濟的勃興を抑へたるに拘らず、獨逸の反撥は其壓迫を免るべく種々の運動を起し、爲に賠償金問題はかのローザンヌ會議に於て大體清算せられ、又軍備問題は一九三二年八月二十九日の對佛覺書に依る軍備平等權要求以來、一九三二年夏の

四國條約及軍縮會議に於ける執拗なる要求の経緯を経て、一昨年十月遂に獨國の軍縮會議脱退を見るに至つたのであつて、佛國の國防不安は益々増大し軍備の強化に邁進すべき必要は更に切實の度を加へたのである。

二、軍備方針

凡そ佛國軍備の方針が、對獨絕對安全を主眼として定められあるは、此處に更めて言ふ迄も無い所であるが尤も其空海軍に於ては、對英、對伊の顧慮をも有して居ること固よりである。

從て、世界大戰後軍縮の思潮が世界を風靡し、經濟的の不況亦一再ならず襲來した際にも、佛國は、前者に對しては軍縮の前提は安全保障なりとして多少の軍縮を實施しつゝも尙容易に譲らず、後者に對しては當局の施設と國民の自覺とを以て漸く之を切り抜け、今や莫大なる飛行機と五十餘萬の陸軍とを擁しながら、尙且多額の經費を費して、最近東方國境要塞の築設を大部完了した次第なのである。

第二節 建軍要領

兵役制度

佛國現時の兵役法は、一八七〇年普佛戰爭後の創始に係るものであつて、國民皆兵を主義とし、徵兵制を主體(軍の必要上長期の志願兵を一部採用)として居る。蓋し該戰役の大敗が對獨復讐の國軍を要求し、必任義務制の現出となつたのである。

在營年限の變遷 爾來佛國の兵役法は若干の改正を経て第二十世紀に入つたが、當時國際關係の平

穩なる情勢並平和主義の擡頭は、漸く當年の對獨復讐觀念を消磨せしめ、寧ろ社會政策的施設に重きを置くに至り、終に一九〇五年の兵役法を改正して、三年在營より二年在營となつた。然るに此兵役法の改正は、佛軍の素質を漸次低下せしめ、遂に二年制を以てしては國防を安全ならしめ得ざるを認むるに至りしのみならず、之に對し、獨逸は軍備擴張に次ぐに擴張を以てし、一九一三年頃に至つては、佛獨開戦の避くべからざる情勢となり、佛國上下をして一層危懼の念を抱かしむるに至つた。此に於て佛國の輿論は再び對外強硬に變轉し、一九一三年、三年制を採用することとなり、斯くして大戰に参加したのであつたが、大戰終熄後人口の減少に伴ふ勞働力の不足を補ふの必要に迫られ、且つは獨軍々備の制限(十萬)、ライン地方軍備の撤廢、聯盟機構の強固等を基礎として一九二三年春一半在營を基礎とする兵役法の發布を見一九二八年四月更に一年在營制を採用するの止むなきに至らした。然るに一九三六年乃至四〇年所謂四三三年の間徵兵適齡壯丁の著しき不足に悩む佛國としては獨逸の再軍備に多大の脅威を感じ、或は再服役の獎勵、或は同年次の適齡壯丁中生月日に基く一部の入營時期變更、或は又内地駐屯アフリカ土人兵の増加等各種の彌縫策を講じつゝありしも、此等姑息手段を以て到底半數に近き壯丁の不足を充足し得るに足らず本年三月十五日に至り一年現役兵法第四十條の臨時適用に依る二年在營制を採用するに至つた。

第三節 兵力及編制 (空軍を除く)

一、平時兵力

新編制に依る平時兵力左の如し。

本國軍

徵兵(二年在營制に於て)

本國に勤務する長服役軍人

佛國にて勤務する土人兵

國境豫備兵

海外軍

計

二八〇、〇〇〇
 六五、〇〇〇
 四五、〇〇〇
 一五、〇〇〇
 一九〇、〇〇〇
 五九五、〇〇〇

二、常備兵國

平時の兵力を以て編成せらるゝものは左の如くである。

步兵師團 二五
 騎兵師團 五
 同旅團 二
 戰車旅團 五
 砲兵旅團 (騎砲を含む) 五
 工兵旅團 二

第四節 航空

一、要旨

佛國の地理的關係は、東隣諸國特に獨逸に對し空中防禦の安全を緊要とするのみならず、對英政策の後援としても亦空中威力の強大を要求するものがあるとなし、戰後財政頗る困窮せるに拘らず、世界大戰の際に大擴張せる航空部隊を平時依然として保有し、且莫大の經費を投じて大に民用航空を獎勵し、有事の日直に之を軍用に利用し得るの方策を講じてゐる。

而して多年の懸案であつた航空省獨立問題は、一九二八年九月之を解決したが、空軍の統一問題は海軍側の反對に依り久しく決しなかつた處、一九三二年末の大統領令に依り、艦載航空は海軍大臣の下に置かれ、非艦載海軍協同航空は航空省より恒久的に海軍の使用に供し、從て、海軍航空は獨立海上航空のみを航空省に屬することとなつて覺が付き、一九三三年四月、空軍編成に關する大統領令の發布に依つて、艦載航空並非艦載海軍協同航空を除く全航空部隊を含む空軍が遂に編成され尙ほ本年四月には佛國空軍編成法の發布を見るに至つた。

佛國は國土防空に大なる考慮を拂ひ、昭和六年國土防空總監を設け、防空上必要なる三軍統轄の權能を與ふる等、航空防空に就きては陸軍と相並んで重要視して居る。

二、空軍陸上部隊の兵力及編制

1. 現有兵力

| イ 部隊數 | | 爆 擊 | 戰 闘 | 偵 察 | 氣 球 |
|----------|------------|-----|-----|-----|-----|
| 本國 | 約一三〇中隊 | 三〇 | 四〇 | 五〇 | 一〇 |
| アフリカ及ルバン | 約 | | | | |
| 爾他の植民地 | 約 | | | | |
| 計 | 約一六〇—一六五中隊 | | | | |
| ロ 飛行機數 | 約 | | | | |
| 別に海軍機 | 約 | | | | |
| ハ 氣球數 | 約 | | | | |
| ニ 人員 | 約 | | | | |
| 將 校 | 約 | | | | |
| 下士官兵 | 約 | | | | |

2. 將來の擴張計畫

明なかさるも、一九二八年、即ち航空省成立の年十二月、下院に於て航空大臣の述べたる將來の兵力は陸軍部一七四、海軍部五四、計二〇一中隊である。

3. 豫備役空中勤務者

佛國は戰時空軍の膨脹を豫見して地方に航空團なるものを組織し、豫備役空中勤務者の養成及連絡勤務者一部の充當に資せんと企圖するの外、平時航空輸送會社に勤務する空中勤務者、政府補助操縦學校及民間操縦學校に勤務する操縦士並飛行製作工場に勤務する操縦士は、其年齢及訓練の如何に關せず、其現職にある間及離職後一箇年間は陸上航空部隊内に籍を置くべきことを規定してゐる。

三、民用航空

佛國民用航空の創始は一九一九年に其曙光を見、爾後政府の保護・獎勵と當事者の努力とに依て顯著なる進歩の道程を追ひ、一九三一年度に於ける民用航空の爲の豫算は五億一千三百萬法にして、一九一九年度の三千七百萬法に對し、實に十四倍弱の増加である。かくして一九二六年迄不振の状態にあつた民用航空は、當局の各種振興策・使用機の改善・安全問題の研究・輸送料金の低下・航空路の擴張・補助金の増加等により、頗る隆盛に赴いた。

1. 民間操縦士及民用飛行機數

操縦士約一、一〇〇(一九三一年)、飛行機約一、六〇〇(一九三二年末)である。

2. 定期航空の概況

航空路延長約三六、四〇〇軒(一九三三年夏)・輸送旅客數約四〇、五〇〇・輸送貨物約三〇二、七〇〇軒(一九三二年)に達して居る。

尙民用航空の發達を助長する爲に一九三〇年四月私有航空機の購買及維持補助規定を發布し、表面軍事徵發等の義務を課することなく航空工業の保護獎勵・私有航空の文化的發展を期しつゝある。

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

佛國が化學戰準備の必要を認めあるは、フォツシュ元帥の「毒瓦斯の使用を禁じ得るものとせば戰爭勃發をも禁止し得べきなり」との言に徴するも明である。唯、目下航空兵力の整備に急にして、化學戰研究に對し多大の經費を支出し能はざるの状況にあるが如きも、其防護法の訓練は徹底的に實施して居る。

二、施設

陸軍に於ける機關は次の如くで、海軍は研究、教育等を陸軍に依托して居る。

- 1. 陸軍省軍用化學課—オーベルピリエー試験所
 - 研究部
 - 製造部
 - 習所
 - 瓦斯教導部
- 2. 防護法及攻撃的用法の試験・研究及教育に任ず。
 - 瓦斯防護材料監査部

3. 防毒具の整備、検査並關係將校、下士の教育に任ず。
- 右の外化學戰委員會(内規的のもの)により、化學戰に關する一般の方針を定め、其實施を指導統制す。

第六節 國家總動員施設

一、施設

國家總動員に關する最高の諮詢機關として高等國防會議を設けあり、首相を議長、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、公業、植民の各大臣を議員とし、陸海軍高等軍事會議の各副議長をも參列せしめることになつて居る。

尙、高等國防會議に必要な資料を提供し且其審議せる事項の實行を促進する爲、各省の代表者、參謀本部長及其第一次部長並海軍省の之に相當する者より成る研究委員會を、又上記兩機關の討議に附すべき問題を蒐集整理し、高等國防會議の意見に基く政府の決議事項を關係官廳に通告し、且其實施を監察せしむる爲、文武官より成る常置書記局を設け、且、平戰兩時を通じ軍事及經濟、行政の三要素を調和し利便且合理的なる方法に依り生産、取引等に最大の能力を發揮せしむる爲、新に全國を若干の國家總動員管區に區分し所要の機關を配するの目論見をも立てられて居る。

二、法規

國家總動員の爲の基礎的法典としては一九二四年政府より國家動員法案を議會に提出し之が制定に

焦慮して居るが、政府の類々たる交迭其他の事情に災せられ、下院に於て可決せられたるの歴史を有するも、未だ議會兩院の協賛を経るに至らない。但し、法案規定の事項は、必要に従ひ便宜の方法を以て著々實行の歩を進めつゝあるのである。

該法案は全文四十五條より成り國家總動員の大綱に關し必要な事を遍く規定して居る。其第四條は國家總動員の主なる事業を示したものであつて即ち次の通りである。

第四條 國家動員中の主要行爲たる陸海軍動員は、各、陸海軍省に於て準備せられ且其監督の下に實施せらる。

國家動員は尙ほ左のものを含む。

1. 總ての交通機關(運輸及通信)を軍事上の要求並國家一般の所要に適せしむる如く整理運用すること。
2. 經濟上に於ては先づ各種軍需の要求に應ずるの準備を爲し、次に國家の一般所要及民間の避くべからざる需要を充足せしむべき處置を講ずること。
3. 社會問題に關しては戰時の爲國民相互或は國民と國家との關係を律する法律及規則の改正を準備すること。
4. 智的事項に關しては國防を有利ならしむる爲智能の利用を研究すること。
5. 國家の精神的活力を保證する爲に必要な研究を準備すること。

第七節 陸軍及航空豫算

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算及空軍の豫算とを掲ぐれば左の通りである。

| 年 度 | 豫 算 總 額 | 陸 軍 豫 算 | 航 空 豫 算 |
|-----------|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 一九三一—三二年度 | 約 五〇、一四五、二八六 <small>千法</small> | 約 六、四九〇、六三一 <small>千法</small> | 約 二、二六二、八五二 <small>千法</small> |
| 一九三二年度 | 約 四一、〇九七、五〇二 | 約 五、二一八、六九〇 | 約 一、八二六、五二二 |
| 一九三三年度 | 約 五〇、四八六、七一〇 | 約 六、〇八〇、八九〇 | 約 一、九九六、二三一 |
| 一九三四年度 | 約 五〇、一六二、五七〇 | 約 五、九四六、七〇二 | 約 一、六五四、〇一九 |
| 一九三五年度 | 約 四七、八一七、〇一二 | 約 五、六五六、五七二 | 約 一、四五〇、五一六 |

佛國の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日に至るものなりしが、一九三三年度以降一月より十二月に至ることに改訂せられた。從て、其變換期たる一九三二年度は一九三二年四月一日より同年十二月に至る九箇月分のものである。

尙佛國豫算を觀察するに方りては、豫算總額の内に國費の約半額に達する約二百二十四億法の龐大なる國債費の存在せること、植民地軍事豫算が植民省豫算に計上されあるを忘れてはならない。從て陸軍豫算(空軍陸上部隊を含む)の豫算總額に對する比率の多少を以て、直に他國の夫れと比較するは正當でない。尙佛國は一九三〇年より、國境要塞費として今日まで(一九三五年)約五十億法の巨費を支出して居る。

第七章 獨 國

第一節 概 説

一、國防上の立場と環境

ヴェルサイユ平和條約の桎梏下に徹底的軍備制限を甘受せしめられた獨逸は、其平等權を恢復し、再び榮光ある祖國たらしむべく全幅の努力を傾注して來た。然るに現狀維持の殿堂たる國際聯盟は漸く一九三二年十二月に至り原則的承認のみを與へたに止まり、實質的に承認する態度を表明しなかつた。此に於て平和條約改訂を黨の根本是とするヒットラー政権は、「各國軍備の一般的制限の企圖を實現せしむる爲」の第一歩として獨逸に軍備制限を受諾せしめたにも不拘、戰勝國が自己のみ高度軍備を擁し且益、之を擴充しあるは甚だ不當なりとして、遂に一九三三年十月軍縮會議及國際聯盟より脱退を敢行した。之が爲佛國は多大の刺戟を受け對獨「ブロック」の強化に狂奔したが、獨逸も亦回廊を回つて多年犬猿の間柄に在つた波蘭と十年間の不戰條約締結に成功して包圍陣に虚隙を生ぜしめ、獨波兩國の關係は益、緊密化する傾向にある。尙歐洲に於ける對共產主義牆壁を以て任ずる獨國現政權は、蘇聯邦と相容れず從て獨蘇間の往年の友好關係は今や認むべくもない。

獨伊は現狀打破の點に於て略、軌を一にするも、埃國問題に關し對立する。親蘇色彩濃厚な智惠克とは少数民族問題等に絡んで反目し、獨英關係も亦微妙を極め明朗とは謂ひ難い。

之を要するに獨逸の歐洲に於ける國際關係は單なる外交のみに依存すべく餘りに切實である爲、其國防に對する關心を愈々深刻ならしめて居る。

二、再軍備宣言と軍備方針

獨逸に於ては特に「ヒットラー」政権出現以來秘密軍備の整備に邁進し、殊に聯盟脱退準備工作としての軍備建設は公然の秘密として白熱化し英佛を刺戟すること大であつたが、果然昨年三月十二日先づ瀬踏みとして軍事航空の整備を聲明し、越えて十六日平和條約第五篇軍事條項の一方的廢棄の爆彈宣言を以て歐洲の天地を震撼せしめた。暗雲低迷、一觸即發とも見えた歐洲國際情勢も既成事實を背景とする再軍備宣言を如何ともする能はず、有耶無耶の内に之を承認した形となつてしまつた。

今や獨逸は財政上の困難にも拘らず毅然として一路再軍備の完成に向つて募進に募進を重ね、國民も亦萬幅の信頼を捧げて軍民階調の再軍備行進曲は力強く奏でられて居る。

扱て獨逸の假想敵國は宿命の敵佛國及共產蘇聯邦である。従て大戦前と同様に少くも二正面戰線に對應し得るの覺悟で準備を必要とするであらうが、多年平和條約の羈絆によつて兵力の蓄積と重要兵器の保有を禁止せられて來た獨逸としては、概ね左記の如き諸點に著意しつゝ先づ如何なる國の侵入をも許さざる軍備を再建し、次で攻勢作戰に堪ゆる大陸軍の完成を期して居ると察せられる。

1. 舊國防軍を基幹として兵力の量的大増加を策す。
2. 先づ空軍を完備し陸海軍の建設を保障す。
3. 列強の粹を集め嶄新なる編制裝備を採用す。

4. 三軍の運用を齊整適確ならしむる爲統帥を統一す。
5. 義務青年訓練、補助團體の整備等に依り國防力を擴充す。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

一八一四年九月一般兵役義務法がフリードリヒ三世によつて發布されて以來百有餘年獨逸は徵兵制を以て兵役制度の根本として來たが、ヴェルサイユ條約に依つて十二年在營の志願兵制度を強要されたのである。然るに今次の再軍備宣言に基き五月二十一日新兵役法公布せられ本來の舊態に復した。本法に依れば兵役は獨逸國民の名譽勤務であつて、男子は總て兵役義務に服し戰時には女子も亦兵役義務を超越して祖國奉仕の義務がある。國防軍は武力擔當者で獨逸國民の軍人的訓練所とし且空軍を創設して陸・海・空の三軍より成ることとなつた。服役義務は滿十八歳から滿四十五歳の次の三月三十一日迄であるが國防大臣は戰時及非常時に方り其範圍を擴大し得る。現に此權限を東「プロシヤ」に適用して同地に於ては五十五歳迄延長した。兵役は現役及在郷兵役（豫備役、後備役、補充兵役を總稱す）の二種とし別に兵役義務の擴大に依り召集された四十五歳以上の者は國民兵役とする。

總統兼宰相は現役年限決定の權能を有し差當り「國防軍三軍に於ける現役服役年限は齊しく一年」と定められた。

兵役年限左の如し。

現 役 滿二十歳にて徵集
 豫備役 現役終了後滿二十五歳迄
 補充兵役 徵集せられざる者滿三十五歳迄
 後備役 豫備役、補充兵役終了後滿四十五歳迄
 現在の現役年限左の如し、

陸 軍 一般徵兵 一年
 志願兵 二年服役し得

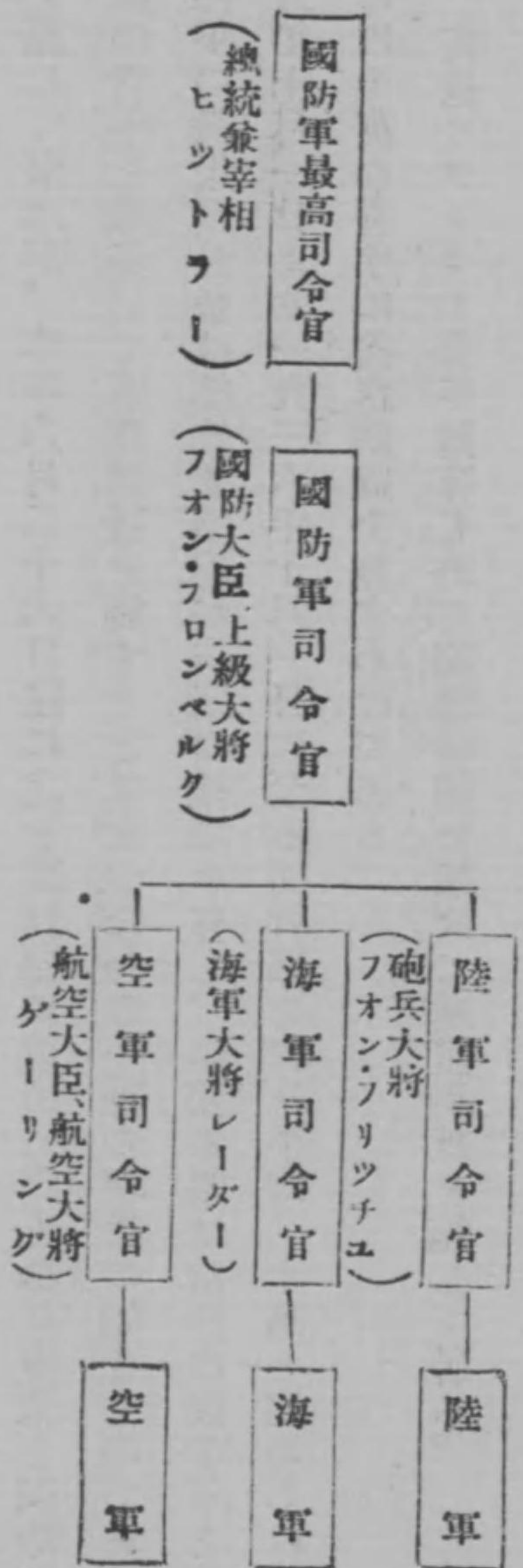
空 軍 地上勤務兵、通信及高射砲隊兵 一年
 空軍兵(志願兵) 四年

空軍は主として志願兵を以て補充する。

二、軍の構成

1. 國防軍

國防軍は既述の如く陸・海・空の三軍より成り中央集權を確立し總統ヒットラー統帥權を總攬する。今統帥關係を圖示すれば左の通りである。



2. 軍隊類似團體

イ、警察隊

一九二二年ブローニーニ會議に於て聯合國側より許可せられたもので、其編制、教育等を總て準據せしめ其裝備の如き殆んど軍隊と同一で小銃・機關銃・裝甲自動車等を有する一種の豫備軍である。再軍備宣言により其有力なる一部を陸軍に編入することになり去る八月一日を以て終了した。

ロ、突擊隊、親衛隊

共にナチス黨團體で政治軍隊たると同時に豫備軍を成形する。殊に今後除隊兵を編入することになつたから益々威力を加へ在郷軍隊と成るわけである。親衛隊中には武裝親衛隊三聯隊(約四千人)があり正規軍歩兵と武裝を同くし異彩を放つて居る。

ハ、ナチス自動車團

機械化豫備兵團とも見るべき「ナチス」黨團體である。

ニ、勞働動務隊

一九三二年志願勞働法を定め多數の青年を營舎に收容して勞役に服せしめつゝ規律及軍事の訓練を施して來たが、昨年六月二十六日遂に之を義務制に改めしかも徴兵検査と同時に検査せる十九歳の青年を徵集して軍事訓練を施すことになつたから一種の現役の如きものである。勤務年限及毎年の徵集人員数は總統兼宰相が決定の權限を有し、勤務年限は當分の間半年とし人員は一九三五年十月一日より一九三六年十月一日に至る間幹部を含み平均二十萬と定められた。即ち一年間に四十萬の青年に義務訓練を施すわけである。

ホ、其他ヒットラー青年團等もあり獨逸は國を擧げて團體訓練を施して居る。

第三節 兵力及編制 (空軍を除く)

獨逸陸軍は平和條約に依り

1. 常備軍は十萬とし其内將校四千以下とす。
2. 參謀部及軍政機關は常備軍維持に必要な最小限に限定し、參謀本部陸軍大學校は之を廢止すること。
3. 兵器・器材の種類・數の制限により軍用飛行機・戰車・重砲等の保有禁止。

一、陸軍

一九三五年三月十六日附「國防軍建設ニ關スル法律」に依つて獨逸國平時陸軍は警察隊を包含し之を十二個軍團、三十六個師團に編成する。其兵力は五十五萬と推定される。

目下大體に於て整備を了したのは十個軍團約三十個師團で(歩兵師團二十四・騎兵師團二・機械化師團三其他)之を三軍集團に分けて居るが、他は尙未成と稱される。

編制・裝備上にも新機軸を出すに腐心した跡が窺はれるが、機械化に依る機動力増大と砲兵力擴充

に依る火力増大とは注目に値するものがある。

又従來の國防省軍務局を改編し「陸軍參謀本部」を設置し、陸軍大學校空軍大學校も開校された。

尙優秀な陸海空軍大學校卒業者を收容する國防軍大學が創設せられ、總戰爭指導を研究することになつたのは陸・海・空軍統帥の三位一體認識の具體化として著目を要する。

二、軍隊類似團體

勞働勤務隊二十萬以外に就いては正確なことは詳でない。然し其兵力相當大なるは想像に難くない。親衛隊の兵力はヒンムラーに依れば約二十萬である昨年九月「ニュールンベルク」で催された第七回「ナチス」黨大會に出場した左記の如く各種團體の代表人員數を一瞥せば其大を察するに足るであらう。

| | | | | | |
|----------|------|---------|------|----------|----|
| 勞働勤務隊 | 五萬四千 | 突擊隊 | 八萬六千 | 親衛隊 | 三萬 |
| ヒットラー青年團 | 五萬 | ナチス自動車團 | 一萬五百 | 航空スポーツ聯盟 | 二千 |

第四節 航空

一、空軍

再軍備工作の先陣を承つたものは高度に發達せる民間航空を基礎とする空軍建設で軍事修項廢棄言の際既に概ね整備を了して居た。空軍司令官たるゲーリングは獨逸空軍は如何なる國の侵入をも防止し得る程度に達して居る旨を聲明したが以て其充實振を察すべきで保有機數の發表は無いが約二千五百機を有すと稱せられる。

空軍は飛行隊、高射砲隊及航空通信隊より成り全國を六空軍管區に區分しキール空軍管區司令部に屬するものは海軍協同部隊である。

前記の黨大會には空軍の將兵三千及百七十餘機の飛行機が参加し又「ピユツケベルグ」の收穫感謝祭の折も百餘機が参加し其偉容を誇示した。猶ゲーリングが空軍司令官と航空大臣とを兼任して居るのは運用上注目に價する。

二、民用航空の一般施設

航空に關する最高官廳として一九三三年五月航空省新設せられ、航空・防空・氣象等の業務を統制し一九三四年四月には航空大臣の隸下に十六航空局を設置し夫、の地方の航空事務管理に任せしめて居る。

航空諮問機關には航空諮問會及獨逸航空機委員會の二者があり航空工業の保護獎勵の爲に政府は多額の補助(一九三三年度は二千四百四十四萬馬克)を與へ、又私的機關として獨逸航空工業聯盟があつて參加會社百餘を擁し航空省の指導下に發註其他に就き此等を統制し且航空機及航空技術の對外進出を圖つて居る。操縱士養成機關には政府より補助金の交付を受けて専ら職業的操縱士の養成に任ずる獨

逸交通飛行學校及スポーツ飛行家の養成に任ずる私立飛行學校の二種があり。尙獨逸スポーツ飛行協會はスポーツ飛行學校を設立し操縦士養成に當つて居る。其他飛行船及グライダー操縦者の養成機關もあり、獨逸に於ける航空熱の普及は全く素張りしいものがある。

操縦士數約二千五百(一九三一年一月現在)、機數約一千百(一九三三年末現在)、各種飛行場合計約二百三十であるが何れも其後著るしく増加せるものと察せられる。例へば民間機數の如き埃國筋の發表に従へば一九七八機(内空輸機二二五機)に増加して居る。尙防空に力を注ぎ防空團及其支部十五が民間防空を擔任し、防空學校、婦人防空學校等を設立し防空思想と施設の徹底とを圖つて居る。

三 航空輸送と其海外發展

獨逸航空輸送は一九一九年に開始せられたが、其後一九二六年に至り國內の競争を避け資本を集めて外國の空輸會社に對抗せんが爲統一してルフトハンザ航空輸送會社を創立し、政府の指導補助と相俟ち著々實績を擧げ航空路を國外に伸展して居る。同社は一九三四年十二月末現在に於て飛行機百六十二機乗務員三百二十七名を擁し歐洲線(國內線、國際線)海外線(南米線、北米線、歐亞航空公同の經營する支那線)に目覺ましい活躍をして居る。其一九三四年に於ける營業成績は飛行距離約一五七五萬軒、輸送旅客數約一三萬六千人である。

南米線に於てはウエストフアレン號及シュワーベンランド號の二船を改造して洋上中繼船に使用し、北米線に於ては定期線の前後に射出飛行に依る連絡を行つて居る。昨年度の歐洲線に於ける事故は僅かに二回で死者は無く又南米線に於て昨年七月迄に八十八回の大洋飛行を行ひ不時著一機を出し

たのみで其安全率の大なるは嘆賞に値する。尙「ツェツペリン」伯號飛行船は昨年九月を以て第百回の大西洋横斷を七年間無事故の記録を以て終了したが、夫迄の成績を見るに實に飛行距離約百二十五萬軒輸送旅客數一萬一千五百、荷物郵便物八萬軒に達して居る。建造中の例の「LZ129」號飛行船は本年北米線に就航することになるであらう。

四、航空豫算

一九三四—三五年度航空豫算は約二億一千萬馬克で前年度の三倍に達して居る。一九三五—三六年度豫算は空軍整備の結果飛躍的に増加して居ることゝ推察されるが確たる數字は不明である。

第五節 化學戰準備施設

獨逸は一九一九年一月以來ヴェルサイユ條約に依り、毒瓦斯の研究、製造を禁止せられ、世界大戰中の諸施設は破壊されしも、平時化學工業特に染料工業の發達著しきものあるを以て、有事の場合多量の毒瓦斯を製造すること容易である。且現在に於ても祕密裡に研究を繼續しあることは明にして、殊に防護法に就ては工場衛生に關聯しアウエル、ドレーガー等世界著名の防毒面會社を有し、軍隊、消防隊は勿論、市民に對しても其訓練を怠らず、將校以下全員に防毒面を供給しある外、戰用貯藏品を整備し、尙馬匹、犬、鳩に至る迄防毒具を備へて居る。近時各所に瓦斯防護學校の設立を見、又政府は化學戰を準備する技術化學學會維持費に莫大なる經費を支出して居るやうである。

第六節 國家總動員施設

國家總動員に關する詳細は一般に不明である。蓋し平和條約に依り公然の施設を有し得ぬが爲である。併し、國防省兵器局が極めて龐大なる組織をなし國家總動員準備を擔任しあるは事實なるものゝ如く、殊に現內閣成立以來各種の國家的統制を行ひあるを以て、此方面に數歩を進めたることは明白である。

從來、民間に於て全國總動員的の統一、訓練等を屢行ひあることは之を裏書するものであらう。

第七節 陸軍經費

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍經費とを掲ぐれば、左の通りである。

| 年 度 | 豫 算 總 額 | 陸 軍 經 費 |
|-----------|--------------------------------|-----------------------------|
| 一九三一—三二年度 | 約 一〇、六五四、五〇〇 <small>千圓</small> | 約 四九二、三〇〇 <small>千圓</small> |
| 一九三二—三三年度 | 約 八、二一九、五〇〇 | 約 四八六、一〇〇 |
| 一九三三—三四年度 | 約 五、九二七、五〇〇 | 約 四八二、六〇〇 |
| 一九三四—三五年度 | 約 六、四五八、三〇〇 | 約 六五四、六〇〇 |

備考 本表に示す陸軍經費は、國防省豫算中直接陸軍費と見做し得る額である

本表の外、内務省所管中の警察隊維持費一億九千萬圓（此外に各州警察あり、警察隊と同一の性質を有し、其經費は各州の負擔にて總額八億圓に達すと云ふ）、戦史・地誌編纂勤務費六百萬圓、大藏省所管中の化學戰を準備する技術化學會維持費一億一千万圓、突撃隊及勞働勤務隊補助費約二億五千万圓及航空省豫算約二億一千万圓の大部は陸軍の經費と目さるべきものである。

以上は昨年度迄の豫算でしかも表面に現はれたものに過ぎない、再軍備を宣言せる一九三五—三六年度の豫算に關しては全く公表せられないから内容不明であるが、昨年度以上に軍事費の増加せることは疑ふべくもない。

第八章 伊 國

第一節 概 説

伊國陸軍は、世界大戰後久しく編制改正問題に悩んだが、一九二三年初、其決定を見、改正を實行した。今其陸軍軍備の方針とも目すべきものを摘記すれば左の如くである。

1. 國內の安寧秩序維持に十分なること。
2. 戰爭に際し機を失せず其準備を完了するに要する最少限度の人員を有すること。

3. 動員に際し成るべく迅速に動員軍の編成集中を行ひ得ること。
4. 動員完了迄一時國境防備に當るに十分なること。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

伊國の兵役制度は國民皆兵、義務の平等を原則とし、徵兵制度を施行して居る。其新徵兵令は一九二三年の改正に係り、其在營年限を一年半と推定されて居るが右の在營年限を決定するに至りたる経緯は國防上の要求と社會政策上の主張と相錯綜し、可成り興味ある経過を示して居る。

在營年限變遷の経緯 大戦前各兵種共二年在營制を採用して戦役を経過し、休戦後一九一九年十一月、一度一年在營制を採用したるも遂に實施するに至らずして止んだ。次で一九二〇年四月社會黨出身ボノミが陸相に就任するや、國家財政の狀態と大戦の教訓とに鑑み、最小の經費を以て最大の戦時兵員を得んが爲、在營八箇月制を定めて壯丁全部の入營を企圖し、下士學校の新設、入營前軍事豫備教育の普及、工卒、雜役勤務の免除等の施設と相俟て、武装國民の實現を圖つた。然れども軍隊の實際的勤務、平時警備に對する處置及軍事豫備教育普及の困難等實行困難の事由續發し、其都度勅命を以て數箇月の在營延期を行ひ、辛うじて軍備の缺陷を糊塗して經過し、終に翌一九二一年再び一年制に復したが、教育の困難と、戦闘力の不十分は依然たるものあり、其結果十四箇月制とするに至つた。次で一九二二年秋ムツソリーニ内閣の成立と共に、依然全壯丁の入營を主義とし、新に軍隊教育

上の願慮並戦闘力の保持上一年六箇月制を定め、新徵兵令の發布を見るに至つたのである。

其後一九二七年八月徵兵令の一部に改正を加へ家族の狀況に依る特種の者に對し、在營期間を短縮する恩典を與へた、然れども此恩典は一九三一年一月より實施せられたる軍事豫備教育の義務制度に依り、該教育を受けざる者には之に制限を加ふるの制とした。

二、軍の構成

伊國陸軍は、本國軍、植民地軍より成り、其他に武装的團體として其性質上殆ど陸軍軍隊と見るべきものに、税關兵團・警察隊及護國義勇軍がある。殊に護國義勇軍は、陸軍には屬せぬが、國軍の一部と認められて居る。

即ち護國義勇軍は當初はムツソリーニ内閣の黨勢擁護、治安維持の爲に創設せられたる謂はゞムツソリーニの政治的私兵であつたが、一九二三年一月勅令を以て其合理的存在を與へられ次いで漸次其任務を擴張せられて一九二四年國軍の一部を形成する事となり、其經費も亦正規軍同様國庫の負擔する所となつた。今や治安の維持、國土防空及軍事豫備教育及青少年訓練に任ずるの外、作戦軍にも直接參加し、經濟的軍備の見地よりして大なる役割を演じてゐる。該隊は滿二十一歳以上の黨員たる志願者より採用し、將校、下士、兵に区分し、軍隊組織と爲し、常時は高等司令部、聯隊本部の幹部のみを常置し、治安維持の爲出動の必要ある場合に大隊長以下を召集し、之に武器、被服を貸與して勤務に服せしめ、又教育、觀兵其他の儀式の場合に於ても同様に召集してゐる。而して義勇軍が戰場に於て幾何の能力を示すかは今日逆睹し得ないが、其人員の多きを見ると、決して之が存在を無視す